

山  
口  
村  
誌

上

卷

近中原自  
始自然  
· 環  
世世代境

## 凡例

- 一、『山口村誌』は、上・下巻とし、上巻は自然環境、原始・古代、中世、近世の四章、下巻は近・現代、民俗の二章をもつて編集した。
- 二、記述内容を平易にして読みやすくすることを編集の主眼に置いたので、学術的な解説や、歴史的考察は必要最小限に止めてある。
- 三、本文の記述は、常用漢字・現代かなづかいに準拠したが、固有名詞や専門用語はそのままとし難解の字句には振り仮名を付した。
- 四、引用文は、原文を尊重したが、旧字体を新字体に直したものもある。
- 五、人名の敬称は、省略した。
- 六、度量衡は、用いられた時期により尺貫法とメートル法を併用している。
- 七、図表・図版の番号は、内容によつて付した所もある。
- 八、引用文の出典は、本文中に記し、参考文献は、まとめて巻末に記した。

第四章 近世

第一節 関ヶ原の戦いと木曾	393	1
一 関ヶ原の戦	393	
二 木曾代官と木曾衆	400	
一 尾張藩の成立	406	
二 木曾代官 山村氏	418	
第三節 支配制度	434	
一 御触書と高札	434	
二 宗門改	446	
三 鉄砲改	456	
四 幕府諸国巡見使	460	
五 尾張藩の地方支配	471	
六 木曾代官山村氏の支配	472	
七 村の自治制	476	
第四節 檢地と貢租	513	1
一 檢 地	513	
二 貢 租	533	
1 江戸時代の年貢の概念	533	
2 木曾の年貢	547	
第三節 課役	584	
第五節 尾張藩の林政	598	
一 豊臣時代・江戸初期の林材生産	598	
二 尾張藩の林業保護政策	603	
1 初期の林材統制	603	
2 尾張藩の木曾山巡見	605	
三 寛文の林政改革	611	
四 享保の林政改革	481	1
一 宿村の役人	509	
二 五人組	509	

享保の林政改革後の山林と住民	5
後免荷物	6
植林	7
盗伐と背伐り	8
江戸城復興用材の献材	9
山論	10
第六節 村民生活	757
一 農民支配	757
二 村況	771
三 戸口	774
四 村の道	779
五 生活上の制限	787
六 村極	806
七 身分格式	811
八 献金と荣誉授与	814
第七節 産業	835
一 農業	835
二 農事暦	845

第八節 交通と輸送

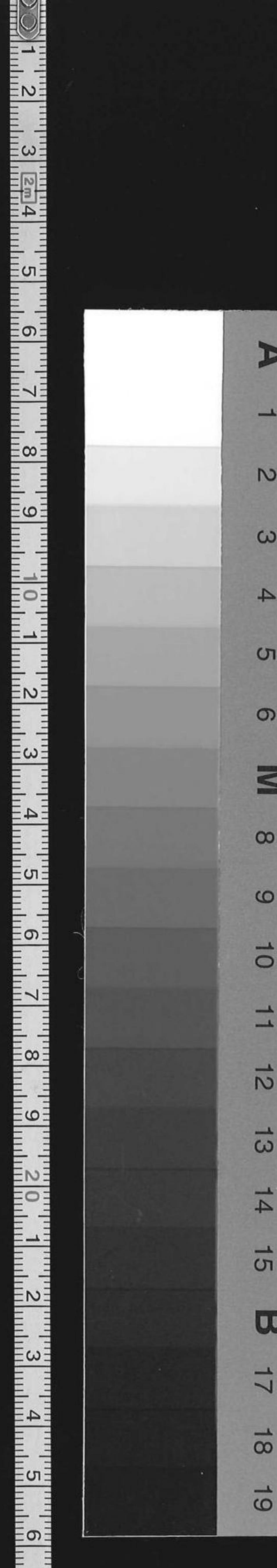
三 農 産 物	850
第八節 交通と輸送	886
一 中 山 道	886
二 宿場の構成	896
1 宿場	896
2 本人・脇本陣	907
3 旅籠・馬宿・茶屋	915
4 目明し	919
三 人馬の継立	926
1 宿役人	926
2 伝馬役と歩行役	931
3 繼立の種類	938
4 荷物の重量制限	942
四 助 郷	960
五 姫 通 行	975
1 宮姫の通行	988
六 水戸浪士の通行	1010

一 火災と地震災害	1010
第十節 江戸時代の紀行文にしるされた	1039
馬籠宿	1039
参考文献	1058

## 第四章

近

世



## 第一節 関が原の戦と木曾

### 一 関が原の戦

#### 豊臣秀吉の死

慶長三年（一五九八）七月一五日病床にあつた豊臣秀吉は、幼少（当時六歳）の秀頼の将来を案じ、諸大名から血判の誓書を取り、秀頼に対して異心なきことを誓わせた。八月五日には、徳川家康・毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝ら五大老に秀頼の将来を託し、前田玄意・浅野長政・増田長盛・石田三成・長束正家ら五奉行と誓紙を交させた。八月一八日第二次朝鮮出兵中戦局の好転しないうちに、伏見城で六二歳で没した。

秀吉の死後秀頼が成長するまでは、五大老・五奉行の合議・連帶体制によつて政務代行し、豊臣政権が維持されることになった。八月二十五日には、五大老によつて朝鮮撤兵令が出され、家康が伏見城で政務を執つた。

秀頼は、翌慶長四年二月一八日秀吉の葬儀が終ると大坂城に移つたが、前田利家が守役として補佐した。五大老の筆頭徳川家康は、政権内部の地位とその軍事的実力を背景に、有力大名伊達政宗・加藤清正・福島正則・蜂須賀政勝らと婚姻を約すなど、当初から秀吉の遺命に背く行動を取るようになつた。同年閏三月三日家康と並ぶ五大老の前田利家が大坂城で病死すると、それを契機に五奉行の実力者石田三成は、加藤清正・黒田長政ら三成を敵視す

る秀吉子飼いの七武将に襲撃され、家康の助を借りて居城佐和山城に逃げ帰り蟄居を余儀なくされると、家康は政務に関しての独裁権を握り、また三成を生かすことによつて将来の武力衝突の核を残し、独自の政権を創出するための布石とした。同年七月には五大老の一人上杉景勝が帰国すると、それを機に前田利長・宇喜多秀家・毛利輝元の三大老が相次いで帰国し、秀頼の縁戚で五奉行の一人浅野長政も領国甲斐に蟄居となつた。伏見城には官僚的な三奉行長束正家・増田長盛・前田玄以と家康のみが残つた。

九月二七日家康は大坂城西の丸に入つて、秀頼周囲の勢力を牽制する一方、福島・伊達・最上・黒田・藤堂など有力大名に、一八〇通に及ぶ書状を送つて、自己の指導力を強めようとした。

慶長五年正月、家康は上杉景勝に上洛を促したが、景勝は領内の位置など理由にそれを拒否した。そして家康は霸権を目指す政治的・戦略的手だてをつぎつぎと講ずるようになつた。家康の独断専権は、石田三成から家康を弾劾した「内府（家康）ちがいの条々」や、真田昌幸あて書状に列挙され数多いが、なかでも群を抜いて重要だった一つは、北信四郡の大名異動であつた。

慶長五年二月一日家康は、他の大名抜きの単独署名の宛状あてがいじょうをもつて、北信の豊臣大名を加増なしの横すべりで異動させた。

海津城 田丸直昌を 美濃岩村四万石  
飯山城 関 一政を 美濃多良三万石  
豊臣秀頼蔵入地五万五千石を廃止

そして、美濃兼山の森右近大夫忠政を川中島四郡一円一三万五千石に入封させた。更科郡三万四七八六石余、

水内郡五万一〇二一石余、埴科郡一万四六三八石余、高井郡三万七〇五三石余である。三月一五日海津城（長野市松代町）に入郡した。海津城は兄長可の居城であり、待望久しかったことから待城城と改称したと伝えられる。

森一族は、兼山の在地領主だったが、忠政の次兄長可は信長に仕え、天正一〇年（一五八二）三月、信長の甲信統一によつて、兼山のほかに川中島四郡を与えられている。のち秀吉に属し慶長一二年長久手の戦で討死した。三兄蘭丸長定と四兄長隆、五兄長氏は、天正一〇年六月二日本能寺で信長とともに奮戦して最期を遂げた。末弟忠政は、兄長可の遺領を継ぎ秀吉に仕えて羽柴の姓を許されたが、秀吉の死後家康に近づき信頼を得ていた。その忠政が異例の大加増で兄の遺領に入府出来たから、家康の恩顧に応えて北信を守ることは必定である。これによつて北信は家康の強固な勢力基礎に組込まれた。東西決戦というときに、東日本をいつきに抑えてしまうためには、家康にとつて北信の領主異動は、きわめて重要な布石であつた。

会津征伐と会津の領国にこもつた上杉景勝は、慶長五年正月以来再三にわたつて家康の上洛催促を拒み、城東西合戦 普請を始め戦の備えを急いでいた。

家康は同年五月三日これを反逆と決めつけ、諸大名に会津征伐を発令した。福島正則ら秀吉子飼の大名と諸大名は続々東征した。信濃大名の仙石秀久・真田昌幸・石川三長は家康に追従して大坂や伏見にいたが、国元に戻つて出陣した。家康自身は、諸大名の動静を見ながらゆつくり行動し、三奉行の反対を重視して六月一六日伏見城に入り、一八日に伏見城を発し七月二日に江戸城に到着した。家康のこの行動の目的は、一時上方を離れて三成の挙兵を促すことであつた。七日会津征伐の軍令を発し、一三日に先発の榎原康政らが、一九日秀忠を奥州白河口の大将として先発せしめ、二四日には宇都宮城に着任し、二一日には家康も江戸を発ち二四日下野小山に着陣した。

## 石田三成挙兵

一方家康の東下を見さだめた石田三成は、慶長五年七月一日越前敦賀城主大谷吉継の援助を得て、毛利輝元を総大将に、家康打倒の挙兵をした。一七日には長束・増田・前田の三奉行連署で、家康の弾劾状を発給させ、これに檄文を添えて諸大名に送り糾合をはかった。これに応じて大坂に参集した大名は、毛利一門の毛利秀包・吉川広家・小早川秀秋・宇喜多秀家・生駒親正・脇坂安治・蜂須賀家政・長曾我部盛親・小西幸長・島津義弘ら総勢九万三七〇〇人に及んだ。上杉景勝や常盤の佐竹義宣らと家康をはさみうちにする策をすすめた。三成ら西軍は、七月一九日家康の留守居鳥居元忠らの守る伏見城の攻撃を開始し、東西決戦の火蓋が落とされた。

家康が三成らの挙兵の報に接したのは七月二五日であった。諸大名を小山の陣に召集して上方の異変を告げ軍議を開いた。始めは、去就は各人に任せるとしたが、福島正則の意見に従い打倒三成に決し、さらに遠江掛川城主山内一豊の主唱により東海道に領地を有する者は、これを家康に明け渡すこととした。

浅野長政・福島正則・黒田長政ら秀吉取り立ての大名を含む先発軍は、尾張清州付近に集結し、八月二二日岐阜城攻撃を開始し、犬山城を落し合渡にいた西軍を破った。沢渡まで出陣していた三成は慌てて大垣に戻った。一方八月四日小山から江戸に向った家康は、江戸城で外交作戦を展開しつつ、形勢を観望していたが、二四日二男結城秀康を会津の備えとして宇都宮にとどめ、秀忠軍を宇都宮から東山道筋を経て西上させた。家康自身は九月一日江戸を発して東海道をすすんだ。

## 真田昌幸の離反

真田昌幸は家康に随従して伏見城にいたが、兵をまとめて帰国し、下野犬伏の宿陣にいた。七月一七日付の長束ら三奉行の連署状をたずさえた密使が陣所に訪れたのは二一日であつたらしい。

昌幸と長男信幸と二男信繁（後に幸村）が密議の末、父昌幸と二男信繁は西軍方に、信幸は家康方に敵味方に分かることになった。その理由は定かではないが、昌幸の妻が三成の妻と同じ宇田頼忠の娘ともいわれ、信繁の妻が三成方の大谷吉継の娘でもともに人質が上方にいるいっぽう、信幸の妻は家康の重臣本多忠勝の娘であるといった姻戚関係があつたとも、また真田家の存続を賭けてのことともいわれている。昌幸・信繁父子は、すぐさま兵をまとめて上田城に帰城した。七月二十四日信幸が家康軍にとどまつたことを賞し、二七日昌幸領の小県郡を安堵することを約束した。

真田父子離反を知った家康は、即刻宇都宮在陣の森忠政に命じ北信にもどらせ上田のおさえとして領境のかためをさせた。小諸の仙石秀久・森忠政父子・松本の石川康長らにも急ぎ居城に帰り真田父子に備えるよう命じた。

秀忠軍は、慶長五年八月二十四日宇都宮を出発したあと二八日松井田、九月一日に軽井沢を経て二日に小諸城に入つた。九月三日秀忠軍は随従した譜代の諸将や信濃大名と軍議を開き、二度にわたり使者を送つて真田昌幸に降伏を勧告したが昌幸はこれを拒否した。五日寄せ手は上田砥石城を攻め昌幸軍が退去したので真田信幸を入れ守らせた。六日秀忠軍総勢三万八千は上田城に総攻撃をかけた。秀忠の本陣を神奈川の手前まで、上田城の東方は徳川譜代の大名が陣をしきつめ、南方には石川康長、西方の塩尻口は森忠政が固めた。真田勢は二千五百であつたが、策略を駆使して迎え討ち寄せ手を破つた。上田城との戦いで足止めされていた秀忠軍は、九月一二日に關ヶ原の急を聞いて急遽信濃の大名を上田城の備えに残し關ヶ原に急行した。關ヶ原では東軍八万、西軍九万の大軍が対陣したが、九月一五日に西軍の小早川秀秋らの寝返りにより僅か一日の戦闘で東軍が勝利して戦いは終わつた。關ヶ原に

に向かっていた秀忠軍は、この日は戦果を知らぬまま筑摩郡本山（塩尻）に止泊し、一六日には福島の山村良勝の邸宅に泊まり、山村・千村の両氏を召し先の木曾攻めの軍功（三九九ページ）を賞して金熨斗、腰物を賜賞したといふ。一七日に妻籠城に泊りここではじめて関ヶ原戦勝の知らせを聞いた。一八日はそのまま関ヶ原に向けて行軍したが、可児の願興寺から折り返すことになり急いで江戸に上った。

**木曾・東濃** これより先、木曾は秀吉の代官犬山城主石川備前守の支配下にあつた。岐阜城主織田信秀は一二の状勢 万石を領し、美濃では最大の大名であつた。始めは家康方であつたが三成方についた。石川はこれと通じていたので大坂方に属し、徳川軍の西上を阻止せんとして犬山城を固め、木曾では配下の下代官原孫右衛門・同苗藤左衛門兄弟に贊川の固めを命じ、木曾谷を塞いでいた。

東濃では苗木城主川尻肥前守は大坂の備え大坂口を固めていたので、城代関治兵衛は大坂方に呼応した。

岩村城主田丸直昌は、この年二月家康に北信海津城から岩村城主に転封させられた豊臣大名であつたが、家康の会津征伐に応じて小山の陣にあつた。大坂の変を開いて豊臣の恩顧を感じ、家康に大坂方に属する旨を告げ、木曾路を経て岩村に帰つた。石川備前守を援けて徳川軍の西上を阻止せんとして、土岐郡高山・神籠の砦を固めさせ、岩村城は老臣田丸主永に託して大坂に赴いた。

土岐郡の妻木城主妻木安頼は徳川方に属した。

加茂郡犬地の遠藤小八郎胤直・小原の遠藤慶隆は岐阜城主織田信秀に召されて大坂方に属するよう誘われた。慶隆は徳川軍に属する方が利なりとの報を得て家康に属した。美濃の諸将がほとんど大坂方に属したのは、岐阜城主織田信秀が大坂方に属したことによるといわれる。

## 第一節 関が原の戦と木曾

木曾・東濃 家康の小山の陣において、大坂の変に対処する軍議の席上、木曾を抑えて東軍の西上を阻んでいの 戦い 石川備前守勢の攻略が問題になつたとき、木曾義利が忠誠を願い出ていたので、家康はこれを起用しようとして本多正信・大久保十兵衛に謀つた。兩人は義利は愚鈍でその任に堪えないと思い、木曾の旧臣で下総阿知戸に浪人中の山村甚兵衛良勝・千村平右衛門良重・馬場半左衛門昌次を推挙した。七月二八日家康は、山村・千村・馬場の面々を小山の陣に召して木曾攻めの先鋒たることを下命し、八月一日木曾の旧臣あての一書を託した。

信州木曾中諸侍、先規の如く召し置かるるの条、各々その旨を存じ罷り出で、忠節を致すべく候、猶山村甚兵衛・千村兵右衛門尉・千村助左衛門尉申すべく候也

慶長五年八月朔日 朱印  
(家康)

木曾諸奉公人中 本多佐渡守 奉之  
大久保十兵衛

(岐阜県可児郡木曾としえ氏蔵)

馬場半左衛門は老齢で病にかかっていたので、小山に留まつて木曾の軍用を勤めることになり山村・千村らは小山を発つて木曾平定に向つたが数十人に過ぎなかつたので、甲・信に潜んでいた木曾家の遺臣に檄を飛ばして一族同類を招いた。塩尻にて松本石川玄蕃允の許にあつた山村良勝の弟八郎右衛門が加わり、甲州浅野長政の許にいた良勝の弟山村清兵衛が馳せつけた。木曾に攻め入り八月一二日贊川の砦を守つていた石川の下代官原孫右衛門・同藤左衛門勢を破つた。これを見た木曾の旧臣で石川の下代官となつていた原図書助・三尾将監・千村次郎右衛門

が内応してきたので、良勝の軍勢はほとんど抵抗を受けることなしに木曽谷を平定して妻籠城に入り、城を修築して陣を備えた。木曾平定の旨を大久保十兵衛に報告すると、家康の命をうけた大久保十兵衛から山村良勝・千村良重に、木曾平定の功を賞し、遠山久兵衛・小笠原鞆負らを差遣するから東濃攻めにかかるよう命令を受けた。

遠山久兵衛は、木曾勢の応援を受けて苗木城を奪還、天正一年（一五八三）以来一八年振りに入城した。次いで岩村城を囲み城代田丸主永は城を明け、ここにおいて東濃の西軍は潰滅した。

## 二 木曽代官と木曽衆

木曽代官に山村 德川家康は関ヶ原戦が終ると、それまで豊臣秀吉の蔵入地となっていた木曾を蔵入地として確保氏任命されし、山村道祐を木曽代官に任用した。

木曽谷中代官之儀被仰付候并木材等之儀木曽川、飛（驛）河共如石川備前仕候時可申付候也

慶長五年十月二日 （家康） 朱印

山村道祐

大久保十兵衛奉之

右のように木曾の山林資源と木材の輸送に関する木曽川・飛驒川の一元支配を要任したのは、秀吉の代官石川備前守の支配していたときのとおり、秀吉時代の踏襲である。

木曽衆の知行 家康は、木曾旧臣の戦功を賞し、美濃国可児郡・恵那郡・土岐郡において一万六二〇〇石余を与えた。

御知行の書立

一 高壺萬六阡武百万余

木曾衆

武阡四百拾壺石三升

可児郡御嶽上之郷

三千石

山村甚兵衛良勝

阡三百四拾九石八斗四升

同

上之郷之内

はさき村

三千石

山村平右衛門良重

四百六拾九石壺斗

同

ひゑ村

三千石

阡七百廿石九斗三升

同

久々利村

千三百石

八百四拾八石七斗八升

同

大森村

千三百石

四百八拾石四斗一升

同

恵奈郡落合村

千三百石

阡三百六拾八石六升

同

なすび川村

千三百石

五百五拾武石六斗武升

同

駒場村

七百石

五百七拾三石武斗七升

同

千旦林村

六百石

四百四拾六石五斗四升

同

正家村

八百石

四百八拾六石壺斗八升

同

てかの村

五百石

百九石八斗武升

土岐郡大くて村

五百石

千四百七拾武石八斗五升

同

月吉村（日吉郷のこと）  
かまと村（釜戸村）

五百石

九百七拾三石武斗

同

はんはら村

五百石

五拾石武斗

同

寺川戸之内

五百石

合壺萬六千武百石余

山野錢共

（拾八ヶ村）

五百石

右為御知行被進之候此内壺万石は下総之替六千武百石は木曾之替に相渡申所也重而御朱印申請可進之候仍如件  
慶長六年二月三日

右のわけ

（上記の村々で各人の拝領高は次のとおりである。）

山村甚兵衛良勝

山村平右衛門政利

山村甚兵衛

山村道祐良候

山村助右衛門重次

山村清兵衛

馬場半左衛門

山村二郎右衛門重照

山村八郎右衛門

千村藤右衛門政利

千村藤右衛門政利

同心知

山村甚兵衛

山村甚兵衛

山村甚兵衛

山村將監長次

山村將監長次

山村甚兵衛

山村八郎右衛門

山村甚兵衛

右のいきさつについて「木曾考続貂」は次のように述べている。

家康から一万石と木曾を賜ったが、道祐は木曾は東山道の要害で良木の出る所であるから私領とすべきではないとして辞退した。家康は道祐の潔白を賞めて、木曾の替地として美濃にて六二〇〇石、都合一万六二〇〇石を賜った。道祐はこのうち良勝と合せて五九〇〇石を取り、木曾攻略を共にした木曾の旧臣にそれぞれ配分した。これを聞いた家康は、小禄では木曾を守ることは出来ないとして年々白木五千駄を下されたが、木曾は元来田畠少なく百姓常に飢渴に苦しんでいるところであるから、これを谷中百姓に与えて下さるようにと辞退したところ、家康は、六千駄は谷中百姓に下され、道祐には別に五千駄下されたと、道祐の徳によるものと説明しているが、史実はどのようにであったろうか。

慶長五年八月朔日付家康が木曾奉公人中あての朱印状、同五年一〇月二日付木曾代官任命朱印状、同六年二月二日付の知行目録について考えてみたい。

関が原役が慶長五年九月一五日に東軍勝利のうちに終結して間もない一〇月二日、家康は山村道祐を木曾代官に任命し、その任務については「秀吉の代官石川備前の如く」として、木曾山の資源とその運材について山川一元の管理を委ねている。これは家康が秀吉と同様に木曾を直轄領とした意図が明白であり、木曾を道祐に与えようとしていたとは考えられない。そしてその四ヶ月後に木曾衆あてに一万六二〇〇石の知行目録を出している。その知行目録の末尾に「一万石は下総阿知戸の替地、六二〇〇石は木曾の替地としている。これは家康が小山の陣において木曾攻略を山村甚兵衛、千村平右衛門らに命じ、八月朔日付木曾の旧臣に対して山村・千村らに協力するならば「先規の如く召置るるの条」として、天正一〇年信長の死後から同一二年小牧長久手の戦まで木曾氏が家康に属し

ていたときのように、本領を安堵する旨約束されていたものであつて、山村一人に当たられたものではない。前掲「知行目録の右のわけ」にみると、木曾攻略の棟梁であつた山村・千村を第一としてそれぞれ木曾衆に配分されたものである。また木曾考にい、木曾代官として小禄では木曾の管理は出来ないとして下付されたとする白木五千駄は代官手数料とみるべきものであり、谷中百姓中に出された白木六千駄は、谷中百姓中の生活保障的なもので、その既得権を認めたものである（以上のことについては、「近世林業史の研究」（所三男著）に触れられている）。

木曽における谷中百姓中に下付された白木六千駄に類するものは、関が原役後家康の蔵入地となつて木曾と同様に役木（木年貢）を上納した裏木曾三カ村（加子母・付知・川上村）にも同様の制度があり、初期には木材、後に板子に変つたが、享保一四年米納に切替わるまで温存されていた。三カ村では「百姓渴命のために下された」御救木と称し、役木の上納を皆済後仕出して材木商角倉に売り、その代金をもつて「飯米塩噌」に当てていた。このような様子からみると、耕地の少ない木曽で中世以来「百姓御救いの御免木」があり、当時木材の搬出は白木であつたから、家康時代になつてもそのまま受継がれたものと思われる。

**木 曾 衆** 慶長五年八月朔日の家康朱印状に「木曾諸奉公人」、同六年二月一日の御知行書立に「木曾衆」と

ある。関が原役に家康の招致に応じて木曾、東美濃攻略平定に功績のあつた木曾一族の旧士は、前掲の「御知行書立の右わけ」にみるとおり、美濃に知行を与えられた。木曾家伝集（可児郡久々利木曾としあ氏藏）によると、「慶長六辛丑年十一人の居所これなくと願奉り屋敷拝領仕り度旨なり、幸濃州可児郡に久々利と云う所あり、住居せしむべき由仰せ」とあるから、関が原直後には山村を始め木曾の旧臣は美濃久々利に居住したことがわかる。

山村氏は木曾代官並びに福島関所守りとして福島に居館を構え移り住んだ。その時期は福島関所の開発時期とみられるが、開設時期が定かでないのでつきりしない。

千村平右衛門は慶長八年信州伊那代官に任命され、遠州奥山代官を兼任した。

元和元年（一六一五）木曾が尾張藩領に編入された際、馬場三郎右衛門は行動を共にせず江戸に詰め、御書院番組に入り永井右近大夫の組下となつた。

千村平右衛門・馬場三郎右衛門を除いた木曾衆は、山村甚兵衛を始め尾張藩に帰属した。千村平右衛門は幕臣としてこれを拒んでいたが、のち遅れて帰属した。寛永二年尾張藩主義直が鷹狩にて久々利を訪れたとき、千村九右衛門・原藤兵衛の二人は故あつて山村・千村同心知三二〇〇石のうちから二〇〇石ずつ与えられて一家を創立した。

尾張藩に付属した山村甚兵衛、これと同格の千村平右衛門は職制では大寄合（尾張藩分限帳）に列せられ、原図書助・千村助右衛門・山村清兵衛・千村二郎右衛門・山村八郎右衛門・三尾将監・千村藤右衛門らの席次は、中寄合の下並寄合の上座に配され、その地位は代々変ることがなかつた。尾張藩帰属後、名古屋城下に屋敷を与えられ住居することを義務付けられたが、久々利の屋敷はそのまま差し置かれた。そして在所お暇三〇日（年間に六〇日）を願い久々利にも住し濃州を在所といつた（木曾家伝集・尾張藩木曾衆考・林董一著）。

関東八騎 慶長六年二月三日付の知行目録の「御知行書立の右わけ」の最後の三二〇〇石は主として山村・

千村の同心「関東八騎衆」に分与されたものである。木曾家伝集（山村良安篇）「千村氏并九人記」によれば、元は甲州武田の臣であつたが、勝頼の代に浪人し木曾義昌を頼つてきたので、新参者と名付召使われていたが、義利の代に浪人し山村・千村に隨い木曾攻略の際に戦功を立て、山村良勝・千村良重組として知行を分け

## 第一節 関が原の戦と木曾

与えられた。これを関東八騎という。

山村甚兵衛組——押田六左衛門二百石、川合長左衛門百五十石、原清右衛門三百石、原三斎百石。

千村平右衛門組——久野伊賀二百石、小幡外記百五十石、牧野三郎右衛門百五十石、渡辺金右衛門百五十石。

## 第二節 尾張藩の成立と木曾

### 一 尾張藩の成立

#### 尾張藩の成立

家康は慶長五年閏ヶ原役後、清洲城主福島正則を広島に移封し、四男松平忠吉を武蔵忍一〇万石から清洲五二万石に移した。(石高は諸説があつて、まちまちであるが、当時は尾張国から知多郡が除かれていたから五二万石が妥当であるとされる)。忠吉は慶長一二年三月五日急死し後嗣がなかつたので絶家となつた。

同年閏四月二六日第九子徳川義利を甲斐国府中二五万石から清洲に移封した。義利の母は石清水八幡宮祠官志水宗清の娘於亀の方で相応院という。義利は慶長五年一一月二八日大坂城西の丸で生まれ幼名五郎太後義知、義利、義直と改めた。義利が清洲城城主になつたのは六歳五ヶ月であつたので、母と共に駿河城にて老臣平岩親吉が、犬山城九万三〇〇〇石を与えられて、清洲城を守り藩政を代行した。実質は家康の直轄地同然であつた。

慶長一三年八月二十五日秀忠から尾張一円を与える領知状が出された。

尾張一円之を出し置をわんぬ、全く領知有るべきの状件の如し。  
慶長十三年八月廿五日  
(秀忠花押)

徳川右兵督殿へ



名古屋城

名古屋城築城は慶長一四年に決まり、木曽山、裏木曽山より築用材の搬出が命ぜられた。裏木曽川上村の庄屋文書の覚書に長振山から名古屋城用材伐出しをした記事がある。翌一五年正月九日豊臣恩顧の西国大名加藤清正ら二〇名が助役を命ぜられ普請始めを行つた。城郭は本丸、二の丸、三の丸、御深井丸よりなり、天主閣は五重五階、穴蔵一階、屋根は二重以上を銅瓦ふき、大棟に金の鯱を飾り、同一九年内にはほぼ完成した。城郭面積二三万余坪に及び、諸機構が完成するまでには少なくとも一〇万石以上の用材を必要と

領知状には、知行地名と石高が記載されるのが普通であるが、この領知状には尾張一円として石高の記載がなく、全く異例のものである。

家康は東海道をすべて譜代大名に入替え大坂の備えとしたが、尾張は重要拠点であつたから忠吉の死により新城主の決定を急がねばならなかつた。

清洲は応永一二年（一四〇五）斯波義重が尾張国の守護職になり、このころ清洲城を築いたといわれるが、五条川の水害を蒙り土地も狭かつたので家康は、美濃路・伊勢路に通じ海運の便もある那古野の地に新城の築城を決定した。この地は那古屋・那古野とも書いた。室町末期までは那古野荘、大永年間今川氏が築城をし、のち織田信秀がこれを落し移り住んだ。信長も五歳ころから居住したが、弘治元年清洲城の織田信秀を滅して清洲城に移ったため廃城になつた。

### 名古屋城築造

したと推量されている。これらの木材は主として木曾、裏木曾山から採材されたとみられるが、まとまつた記録はないといわれる。

**木曾尾張藩** 元和元年（一六一五）四月九日家康は西上して名古城に入り、同月一二日藩主義直は浅野紀伊守に編入さるの息女を迎えるが行なわれた。一四日家康は名古屋を発して大坂出陣の途についた。つづいて義直は同一六日に出発した。大坂滯陣中、五月五日の記録に「山村甚兵衛・同七郎右衛門・千村平右衛門・同十三郎そのほか木曾の士、両御所様仰せによつて、宰相様御構に加えられ」とあり、これはのちに家康が木曾を尾張家に付与する前提であつたろうといわれている。

五月八日大坂城が落城し、秀頼・淀君は自刃し豊臣家は滅亡した。戦後処理を終へ帰途についた家康は、八月一日名古屋城に立寄つた。源敬様御代記録によれば、家康は尾張藩国奉行原田右衛門を召して、義直結婚後の台所の費用を尋ねた。一日黄金一枚程と言上したところ木曾は運上一日黄金一枚のところであるとして義直に加増した。諸書いすれも奥方高原院お春の方の化粧料といつてゐる。そして山村甚兵衛・同七郎右衛門、千村平右衛門を召して、木曾は義直に加増したが、材木については公儀のご用にも相立べく旨心得よと仰付られ、尾張藩に帰属することを申し付られた。

事蹟録によれば木曾が加増された翌八月一二日「濃州御領分左之通相渡候」とあつて、可児郡錦織村まで一五カ村（木曾川湊山村預所）、加茂郡下麻生村ほか一五カ村（飛驒川下麻生湊）、裏木曾三カ村（加子母、付知、川上）、大井村（陸上木曾材番所暮領）、武儀郡上有知村ほか二三カ村、合せて六三カ村高三万二二八二石七斗五升七合が加増された。

**山川一元の支配**

木曾の価値は、莫大な森林資源の収益があることはもとよりであるが、木曾の地は中世よりこのかた一朝有事の際にこれを塞ぐと、東西の連絡が断たれる要害の地であることは知られている。天正一二年小牧・長久手の戦には家康も妻籠城の抵抗に遭い苦い経験を得ており、木曾を掌中に収めておくことは、軍事上からも大切である。家康が慶長一七年山村氏に命じ木曾の年貢の整理をさせ駿府の勘定所に提出させているのは、木曾を尾張藩に与えることを予想しての、かねてからの深慮があつたと推考される。さらに重要なことは、木曾山と同時に木曾川も加増されたことである。川は中央をもつて境とすることが通例であるが、木曾川全部を拝領することによつて、水付の部分は全部尾張領になつたことである。これによつて尾張藩は、流木権・通船権・漁業権ら河川の利用に関するすべての権利を押えたことになる。

**尾張藩の領知高**

慶長一三年（一六〇八）八月將軍秀忠から出された領知状には石高の記載がなかつたが、同年伊奈備前守忠次が行つた検地では尾張国の総高は次のとおりであった。

一 物高四七万二三四四石七斗七升七合

慶長一七年（一六一二）木曾川大洪水により川筋が変り美濃と尾張の国境が変化し、美濃国から木曾川左岸となつた部分が尾張国へ移管され自然に尾張領が増加した。その高は次のとおりである。

一 高一六六一石二斗四升

慶長一七年正月五日木曾川沿いの羽栗郡二カ村、中嶋郡二カ村、可児郡六カ村が尾張領へ加増された。

一 高四三七三石四斗五升

同年四月一日各務郡鶴沼村が加増された。

一 高三三〇六石四斗五升

元和元年（一六一五）八月一日木曾および木曾川、翌一二日に美濃において裏木曾三カ村・木曾川・飛驒川沿いの村六三カ村が加封された。その村高の総計は次のとおりである。

### 一 合高三万二三八二石七斗五升七合

木曾は無高の地とされ村高が結ばれていないのでその年貢高一六八二石五斗五合は、領高の外に置かれていた。

元和五年（一六一九）九月一六日美濃国の幕領直轄地一三七カ村高都合五万石が尾張領に編入された。これは幕府創立期に家康の直臣で將軍から領地を与えられている人たち（旗本）で、その知行地をそのまま持つて尾張家の家臣となつたのである。尾張藩にはこのような給人が、付家老成瀬隼人正以下木曾衆を加えて一三家あつてその高が約五万石あつた。

尾張藩高は異例で、慶長一三年の石高の記載のない領知状、その後の加封の領知状、將軍の代替りごとに出される領知状も受けておらず、幕府が尾張藩の公表高を示したものはなにもなかつた。そのため尾張藩から幕府に提出した知行目録の現存する七回とも石高が一致しない。尾張藩の公式家格である公称知行高は次のようになつてゐる（物語藩史・新人物往来社刊）。

尾張国で	四八万二二二三石五斗八升
美濃国で	一二万七〇四三石九斗九合
三河国で	五〇〇〇石
近江国で	五〇〇〇石
攝津国で	二三二石五斗四升三合
合計	六一万九五〇〇石八升三合

尾張藩主歴代 (徳川諸家系譜第二および徳川林政史による)

尾張藩主歴代 初代 德川慶直 幼名五郎太 初名義知 義利

慶長五年一一月二八日徳川家康の第九子として大坂城西の丸に生まれる。慶長八年四歳にて甲斐国二五万石に封ぜられる。同一二年閏四月二六日尾張国に封を移し清洲城を賜わる。

同一五年正月家康西国の諸大名に命じ名古屋城の築城工事を起す。同一九年一〇月大坂冬の陣に従軍する。元和元年大坂夏の陣に従軍する。同年八月一日木曾を加増され、翌一二日美濃裏木曾三カ村・木曾川沿いの村六三カ村高三万余石加増される。

寛永三年八月一九日権大納言に任せられ、従二位に叙せられる。正保二年藩財政整理を行い四ツ概しを断行する。慶安三年五月七日江戸麴町藩邸に没す。享年五一歳。贈り名源敬公。春日井郡定光寺に葬る。

二代 德川光友 幼名蔵人 出雲 五郎八 初光義

寛永二年七月二九日義直の長子として名古屋に生まれる。同一〇年一二月二九日元服、將軍家光の一字を授けられ光義と改める。慶安三年六月二八日封を継ぐ。寛文五年林政改革を行い木曾の山林を藩の直轄下に置き、上松に木曾材木奉行を置く。寛文年中木曾久々利九人衆名古屋居住を命ずる。

寛文一二年一一月朔日光友に改むる。元禄三年五月四日権大納言に任せられ、同一日に従二位に叙せられる。元禄六年四月二五日隠居を願致仕す。治世四三年におよぶ。同一三年一〇月一六日名古屋大曾根下屋敷に没す。享年七六歳。法号瑞竜院殿。建中寺に葬る。

三代 德川綱誠 幼名五郎太 初名綱義

承応元年八月二日光友の長子として、江戸市ヶ谷尾張藩邸に生まれる。明暦三年四月五日初登城、元服して將軍綱吉の一字を授けられ綱義と改める。寛文三年一二月二七日權中將に任ぜられ従三位に叙せられる。延宝八年七月朔日綱誠に改める。元禄六年四月二五日封を継ぐ。同年一二月朔日權中納言に任ぜられる。元禄六年馬籠宿へ二五両御救金下され、また三〇両の拝借を許可された。綱誠の治世は六年余りと短く特記すべきものはないが、文教に意を用い元禄七年松井甫水、並河魯山に命じて祖父義直の言行録を撰ばしめ、同一年横井時庸らに命じて尾張風土記を編纂せしめた。元禄一二年六月五日江戸市ヶ谷の藩邸に没す。享年四八歳。法号泰心院殿。建中寺に葬る。

四代 德川吉通 よしみち 幼名敷太郎 吉太郎 五郎太

元禄二年九月一七日三代綱誠の第一〇子として江戸市ヶ谷下屋敷に生まれる。同八年八月二五日將軍綱吉に對顔同年一二月四日元服、綱吉の一字を授けられて吉通と改むる。同年七月一一日封を継ぐ。同年八月一三日右近衛權中將に任ぜられ、従三位に叙せられる。宝永元年一一月二八日權中納言に任ぜられる。

吉通は幼少より武術・兵学を習い、また常に神道、儒教、国学を修め、藩ペーの本義を誤ることがなかつた。

正徳三年七月二六日江戸市ヶ谷下屋敷に没す。享年二十五歳。法号円覚院殿。建中寺に葬る。

五代 德川五郎太

正徳元年正月九日市ヶ谷下屋敷に生まれる。同三年八月二九日封を継ぐ。同年一〇月一八日江戸市ヶ谷下屋敷に没す。享年三歳。法号通巖院殿。建中寺に葬る。同年一一月二日參議、従三位追贈さる。

当代をもつて尾張藩主徳川家の直系は絶えた。

六代 德川継友 つぐとも 幼名八三郎 初名松平大隅守通顕

元禄五年二月八日、三代綱誠の第一三子として尾張国に生まれる。宝永五年正月二日四代吉通の一字をうけ通顕と名乗る。正徳二年一二月一五日従四位下に叙され左近衛権少将に任せられ大隅守を称す。

正徳三年一一月一一日尾張藩封を継ぐ。同年同月一五日將軍家継の一字をうけ繼友と改める。従三位に叙され、左近衛中将に任せれる。同五年一二月朔日権中納言に任せられる。享保一五年一一月二七日麴町屋敷に没す。享年三九歳。法号晃禪院殿。建中寺に葬る。

七代 德川宗春 幼名万五郎 求馬 初松平主計頭通春

元禄九年一〇日二八日三代綱誠の第二〇子として尾張国に生まれる。宝永五年正月二日吉通の一字をうけ、通春と名乗る。享保元年三月朔日譜代大名に列せらる。同年七月二二日従五位下に叙され、主計頭と称す。

享保一四年奥州染川三万石をうく。同一五年一一月二八日繼友養子となり、本家尾張徳川家を継ぐ。同一六年正月一九日將軍吉宗の一字をうけ宗春と名乗る。従三位に叙され、左兵衛権中将に任せられる。

宗春は豪放潤達なる性格で、学を好んで素養深く、従来の消極政策を放棄して、殖産興業の積極政策をとり、士民の更正と名古屋の繁栄をはかつた。また藩主として治国安民の道は仁にあるとして、「慈仁」の二字を壁間に掲げ坐右銘とし、その在職一〇年の間に一人の死刑囚も出さなかつた。封を継いだ翌年享保一六年に温知政要一巻を著して施政の大綱を示した。宗春の自由政策は幕府の嫌忌するところとなり、元文四年正月一三日「不行跡に付國中仕置立難き故」として、幕府より蟄居を命ぜられ、同年一〇月三日名古屋城に戻り三の丸屋敷に幽居した。明和元年一〇月一八日下屋敷に没した。享年六九歳。法号章善院殿。建中寺に葬る。

宗春は没するまで蟄居は解かれず、その墓石には金網がかけられていたといわれるが、死後七年後の天保一〇

年一一月幕府は蟄居を赦免して従二位権大納言を追贈した。

八代 德川宗勝 幼名代五郎 万称 監物 初松平友相ともすけ 友淳ともあつ 義淳

宝永二年六月二日尾張藩二代光友の五男松平但馬守友著の四男として生まれる。享保一七年五月二二日尾張藩支藩美濃高須藩主二代義孝の養子となり、同年六月三日封を継ぐ。元文四年正月一三日尾張宗家宗春隠居により宗家の封を継ぐ。同年二月三日將軍吉宗の一字をうけ宗勝に改める。従三位に叙せられ、参議兼左近衛権中将に任せられ、同五年一二月朔日権中納言に任せられる。

宗勝は宗春の代の政令を悉く改め、宗春の著書・遺物の大部分を廃棄せしめた。幕府に対する遠慮である。宗勝は文教を奨励し延享五年二月巾下埋門外に学問所を創立した。

元文四年山村家の御免白木五千駄を一五〇〇俵の米に切替え、翌五年福島立合役所を廃し上松木曾材木奉行所を復した。宝暦一一年六月二二日名古屋城に没す。享年五七歳。法号賢隆院。贈名源戴公。建中寺に葬る。

九代 德川宗睦むねちか 幼名熊五郎

享保一八年九月二〇日宗勝の第二子として江戸四ツ谷邸に生まれる。寛保二年一二月四日將軍吉宗の一字をうけ宗睦と改め右兵督と称す。宝暦一一年八月封を継ぐ。天明元年三月一五日従二位に叙せられ権大納言に任せられる。宗睦の約四〇年にわたる治世は、政績顯著にして尾張藩中興の祖と称さる。天明三年四月父宗勝の遺志を次ぎて藩校明倫堂を興す。天明元年五月国奉行所の改革を行い藩内各地に所付代官を置いた。寛政三年木曾山林経営上の施業案がなり藩行伐木が再開された。

寛政一一年一二月二〇日市ヶ谷下屋敷に没す。享年六七歳。法号天祥院殿。

一〇代 德川齋朝 幼名愷なりとも千代

寛政五年八月二三日一橋刑部郷治国の第一子として一橋邸に生まれる。同八年正月二十五日一橋民部郷齋敦の嫡子となる。宗睦の諸子は夭逝し嗣子がなかつたので寛政一〇年四月一三日宗睦の養子となる。ここにおいて藩祖義直以来の血統は尾張家から絶えた。同一二年正月二九日封を継ぐ。文化五年一二月朔日権中納言に任せられる。文政一〇年八月一五日致仕す。天保二年一月一三日権大納言に任せられる。同一二年正二位に叙せられる。嘉永三年三日晦日に没す。享年五八歳。法号天慈院殿。

一一代 德川齋温 幼名直七郎

文政二年五月二九日將軍家齋の第一九子として江戸城中に生まれる。文政五年六月一三日齋朝の養子となる。同一〇年八月一五日封を継ぐ。天保八年八月一五日従二位に叙せられ権大納言に任せられる。

天保九年三月一〇日江戸城西の丸焼失により復興献金九万二九二五両の割当を命ぜられたが、藩財政窮乏のためこれに代えて用材を献納す。

同一〇年三月二〇日没す。同四月二七日遺骸馬籠宿通過。享年二一歳。法号良茶院殿。贈名源僖公。墓所建中寺。

一二代 德川齋莊 幼名要之亟

文化七年六月一三日將軍家齋の第一一子として江戸城中に生まれる。同一〇年一二月二十五日田安齊匡の養子となる。天保七年八月二一日齋匡致仕して封を継ぎ一〇万石を受く。同一〇年三月二六日田安家より転じて齊温の後を受け尾張徳川家を継ぐ。同年一二月二一日従二位に叙せられ権大納言に任せられる。弘化二年七月六日江戸市ヶ谷邸に没す。享年三六歳。法号大覺院。建中寺に葬る。

一三代 德川慶臧 よしふく 幼名謐丸 初名匡賢

天保七年六月一五日田安齋匡の第七子として生まる。弘化二年三月二五日齋莊と養子となる。同年八月二六日封を継ぐ。嘉永元年一二月四日権中納言に任せられる。同二年四月七日没す。享年一四歳。法号顯耀院殿。建中寺に葬る。

一四代 德川慶勝 幼名秀之助 初名慶恕 よしきみ

文政七年三月一五日支藩美濃高須藩主松平義建の第二子として江戸四谷邸に生まれる。天保一一年一二月一六日従四位下に叙せられ侍従中務大輔に任せられる。嘉永二年六月四日慶藏の遺領を継ぐ。同年七月九日將軍家慶の一字を受け慶恕と改め、従三位に叙せられ宰相兼中将に任せられる。同三年一二月二三日権中納言に任せられる。

日米通商条約の違勅問題、將軍繼嗣に一橋慶喜を推挙して大老井伊直弼と対立したことから、安政五年七月五日將軍家定から隠居・謹慎を命ぜられ戸山邸に幽閉される。万延元年九月四日幽閉を解かれる。文久二年権大納言に任せられる。

元治元年八月長州征伐総督に任せられ出征する。明治元年正月二十四日特旨をもつて金一万五〇〇〇両を受ける。

同年四月二八日甲信征討の出兵を命ぜられ出陣する。同二年慶勝、義宜に甲信二州鎮圧の功により賞典禄一万五〇〇〇石を受く。

同三年一二月三日名古屋藩知事を命ぜられる。同四年七月一〇日同知事を免ぜられる。

同八年一一月二十四日義宜没して嗣子なきをもつて再び家を継ぐ。同一三年九月養子義礼に家督を譲る。

同一年六月一日没す。享年六〇歳。法名賢德院。墓所東京西光庵。

一五代 徳川茂徳 幼名鎮三郎 建重 初名義比

天保二年五月二日支藩高須藩主松平義建の第五子として江戸に生まれる。嘉永二年八月一六日兄慶勝本家尾張徳川家を継ぐをもつて嫡子となる。同三年一〇月一六日高須藩主となる。

安政五年七月一五日尾張徳川家慶勝退隠を命ぜらるによつて、高須の封を転じて慶勝の封を継ぐ。同年一〇月一六日將軍家茂の一字を受け茂徳と改め、従三位に叙せられ宰相兼権中将に任せられる。同六年九月一日権中納言に任せらる。

万延元年一〇月二五日幕命により慶勝の子元千代（後義宜）・道姫・豊姫を養い子とする。

同年、宝暦七年以来中絶していた木曾の巡見を行い勘定奉行浅野彦五郎らを派遣する。

文久元年一二月朔日従二位に叙され権大納言に任せられる。同三年九月致仕して玄同と称し、慶応元年茂栄もちはると改める。同二年一二月二七日一橋家を相続し一〇万石の封を受ける。明治一七年三月七日没す。享年五四歳。

一六代 徳川義宣 幼名徳成 元千代

安政五年五月二四日慶勝の三男として尾張国に生まれる。万延元年一〇月茂徳養いて子としたが、後一橋家を継ぐに及んで復する。文久三年九月一三日六歳にて封を継ぐ。慶応三年一二月九日禁裡日華門警衛を命ぜられ、同年同月一三日これを廃して南門の警衛を命ぜられる。明治元年正月一五日また慶勝に代つて禁闕を守護すべき命をうく。

世を免せられる。同八年一一月二四日東京に没す。享年一八歳。

## 二 木曾代官 山村氏

山村家譜によると、山村氏の祖は良道といい近江国山村の出身であつたから山村を氏としたといふ。その子良利は初め室町幕府に仕えたが、後武田氏に仕え天文二四年（一五五五）木曾義康武田信玄に隸属後は木曾氏に仕えた。永禄三年（一五六〇）飛州との戦には、山村三郎左衛門尉（良利）、同三郎九郎（良候）父子は功名を挙げ信玄から感状を受けた。木曾義康没して義昌家督を継ぐと、良候は義昌に仕えて功名を立て次第に重き存在となつた。天正一八年（一五九〇）木曾義昌、豊臣秀吉によつて下総国阿知戸に転封され、木曾家中は離散した。良候、良勝父子は義昌に従い下総国に赴いたが、良候は木曾に戻つて豊臣の代官石川の元で下代官を勤めていた。

慶長五年（一六〇〇）関ヶ原役起るや、良勝は木曾の遺臣と共に家康に召されて木曾平定を命ぜられた。良候も良勝に力を合せ木曾・東濃の平定に戦功を立てた。その功により道祐（良候）は木曾代官に任せられ、父子で合せて五七〇〇石をうけた。木曾福島関所守備を兼任し、福島の木曾氏館跡を拝領し屋敷を構えた。

元和元年（一六一五）八月木曾は家康から尾張藩主義直に加増されるにおよんで、山村氏は尾張藩の附庸となつたが、木曾福島関所は幕府の直轄下におかれていたので、山村氏は幕臣と尾張藩に両属することになつた。山村氏の木曾代官と木曾福島関所守備の任務は、江戸時代を通じて変ることがなかつた。

**幕臣山村氏** 幕臣山村氏の身分は、旗本で交代寄合に組せられた。交代寄合は三〇〇〇石以上の旗本で参勤交代をする旗本をいう。寛永一一年（一六三四）三月の職務規定で旗本はすべて若年寄支配とされたが、同一五年大番および交代寄合は老中支配となり、寛文二年（一六六二）二月若年寄が再置され老中との職務分掌が定められたとき、九〇〇〇石以下の交代寄合は老中支配で、同交代ぜざる寄合は若年寄支配となり、ここに交代寄合と寄合の区別が明瞭となつた。交代寄合の江戸城中の詰所は帝鑑の間・柳間に定められ、大名並みの待遇をうけた。山村氏は柳間詰であつた。山村氏は参勤交代がなかつた。これは関所守備の任務があつたからと岐蘇古今誌は述べている。

**山村氏の格式** 江戸幕府においては「御目見」は、幕臣の格式を示すものであつた。將軍に謁見する資格を有する者を御目見以上、その資格のないものを御目見以下といった。万石以下で御目見以上を旗本、御目見以下を御家人といった。御目見以上の家に生まれた者が、はじめて將軍に謁見することを初御目見といい、家督知行の上で重要な意味をもつていた。御目見をすますことによつて將軍との君臣関係が確認されるものであり、従つて家督知行の相続権を生じることになるのである。相続にあたり御目見が重要な要件となるのは、大名家の場合も同様でこれを済ませていなかつたために、嗣子なきものとして所領を没収され家名断絶した例もある。御目見には、家格により複雑な礼式が定められていた。初御目見に際して將軍家への献上は家格別にすると次頁の上表のようである（国史大辞典吉川弘文館刊）。

山村氏が將軍に謁見するときは、將軍の代替り、自身の家督相続のお礼・嫡子の初御目見などであつた。御目見は普通式日などに行われたが、山村氏は参勤交代がなく不時参府であつたから、尾張藩を通じ願書を出し手続をと

## 家格別献上品

平番		寄合		役人		大名						家格	
千石以下	千石以上	千石以下	千石以上	布衣以上		一万石以上	五万石以上		十万石以上	二十万石以上	五十万石以上	子	嫡庶別
子	子	嫡子	嫡子	子	次男	嫡子	次男	嫡子	次男	嫡子	次男	子	時金馬代二〇・
鳥	銀馬代	鳥	銀馬代	鳥	銀馬代	時銀馬代二・三・	時銀馬代三・五・	時銀馬代五・	時金馬代五・	時金馬代一〇・	時金馬代一〇・	時金馬代二〇・	時金馬代二〇・
目	目	目	目	同御礼	同御礼	独礼	独礼	独礼	独礼	独礼	独礼	獨礼	獨礼

(国史大辞典 吉川弘文館刊による)

つて許可を得た。嫡子の初御目見は父子同伴で謁見をした。

山村家の將軍御目見の獻上品は「木曾考続貂」の系譜にみえるが、これによると、太刀・毛氈五枚・銀馬代銀一枚などとなつている。自身家督継目のお礼の際には、先代の遺物太刀を獻上するのを例としているようにみられる。嫡子は太刀・銀馬代となつていて、將軍からは御暇の節時服・紋付羽織を拝領した。

御目見の服装は、註2熨斗目・長袴・小刀を手挟んで御前に出た。

江戸中廻り・道中について岐蘇古今誌に次のような記事がある。

中小姓四人

註3引馬

註4対の挟箱

註5七ツ道具

立傘袋なし

合羽箱(蓑の箱出申さず候)

押二人(一人の時もこれあり候)

右の供廻り道中格式は、御番頭並と御目付陰山数馬殿申されたりとあり、万石が默許されていたようである。

## 第二節 尾張藩の成立と木曾

註1 銀馬代 献上の馬の代りとして贈った。金馬代は大判一枚。銀馬代は銀一枚。

註2 熨斗目 無地の練貫ねりぬきで、袖の下部と腰のあたりに格子縞や横縞を織り出したもの。江戸時代小袖に仕立てて、士分以上の者の礼服として麻上下かぶしもの下に着用した。

註3 引馬 鞍・覆をかけ美しく飾り立て連れていく馬。

註4 挟箱 着替用の衣類など入れた箱、棒を通して従者にかつがせた。定紋を付け武士の格式を表示した。

註5 七ツ道具 道中の七ツ道具（槍・長刀・台笠・立傘・大鳥毛・馬印など）

註6 押おさ先払い

山村氏の元和四年（一六一八）江戸金杉にて金森屋敷向かいに屋敷地（二四二三坪）を拝領した。その位置江戸屋敷は明暦三年（一六五七）正月刊日本橋太郎右衛門版・江戸新添絵図にみえる（次頁絵図参照）。寛文七年金杉の屋敷地が新堀になつたので同年一〇月二七日に芝増上寺の南、将監橋を渡つた所に替地（二三八三坪）を仰せ付けられ、同年一一月三日地割奉行から引渡をうけた。この場所は、安政四年改正の江戸切絵図尾張屋清七版にみえる。南隣は千村平右衛門、苗木藩主遠山美濃守の屋敷と境している。

山村氏尾張藩士 元和元年木曾が尾張藩に編入されるにおよんで、藩主義直の要請に従いその附属となつた。そのの身 分 身分は城代格年寄並に列せられた。同年名古屋城東門外東片端通りに屋敷地三四七七坪を拝領した。

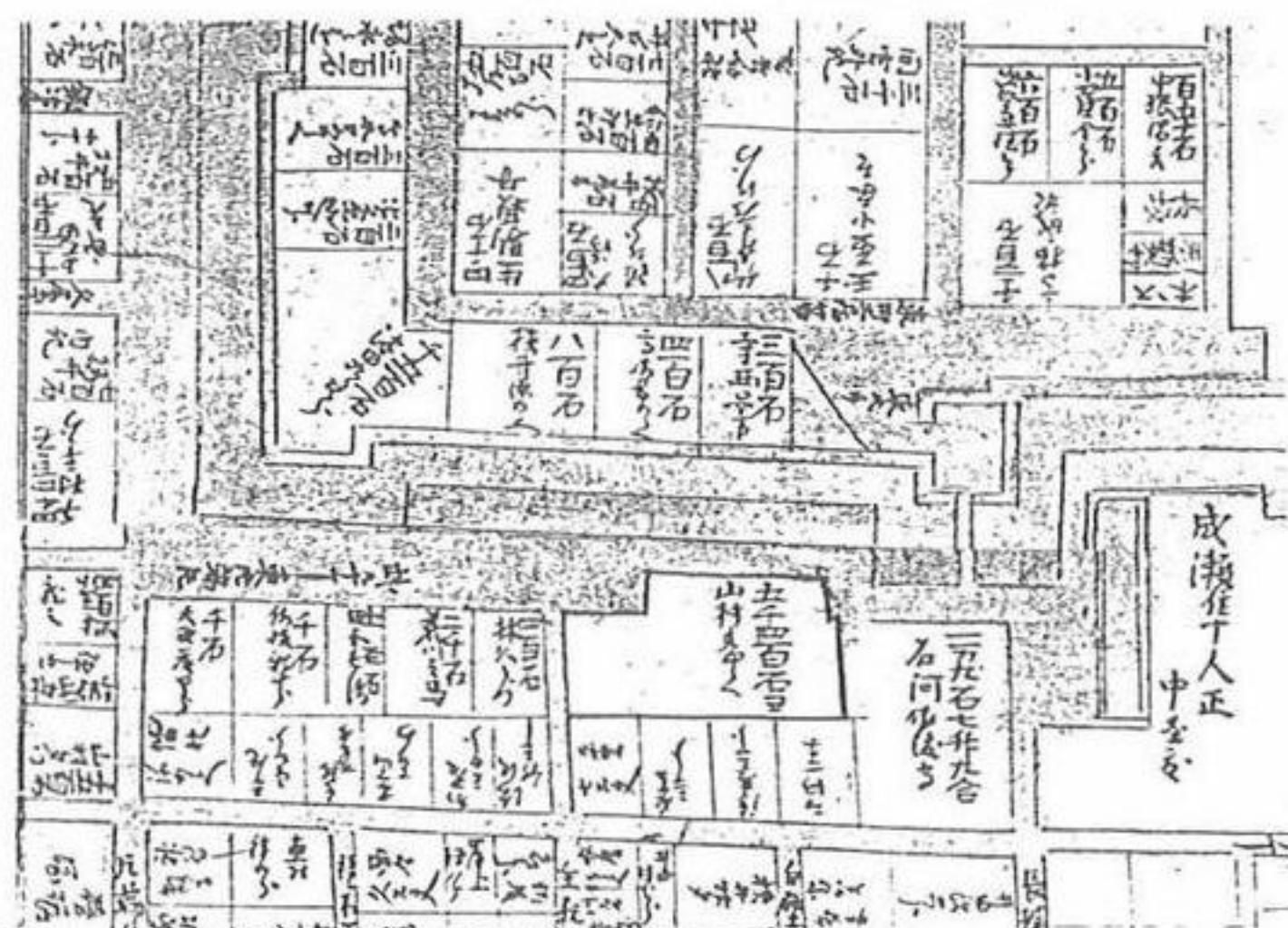
木曾代官 一代 山村良候 三郎左衛門 初三郎九郎 七郎右衛門 隠居道祐

山村氏歴代 天文一三年生。父は良利、幼少より木曾義康に仕え、永禄三年八月飛驒三木直頼の勢奈川口。西

野口の両方から木曾に侵入、西野口は良利・良候父子ともにこれを防ぎ長峰峠に敵を迎へ、良候敵將檜田次郎左衛



山村氏江戸屋敷（江戸新添絵図明暦3年刊）

寛文7年屋敷地替後の山村江戸屋敷  
(安政4年尾張屋敷七版)

山村甚兵衛名古屋屋敷（尾府名古屋絵図）

門と組み遂に討取つた。飛驒勢はこの勢に押されて退散したといふ。時に良候一七歳、信玄から感状が出された。

元亀三年一一月父良利累年の功により美濃国安弘見に三百貫をうけ、良候には今後の奉公を期待して同国茄子川・千且林の地にて三百貫、父子合せて六百貫の知行を受けた。

天正三年勝頼は、良候に木曾義昌への奉公を誓わせて信州手塚五十貫文の地を与えた。

天正一八年義昌下総国阿知戸へ移封せられるによんでこれに従つたが、義昌没し慶長三年その子義利が改易となると、良候は良勝を残して木曾に帰り、三留野田屋に住み剃髪して道祐と号した。豊臣の代官石川備前のもと

で、黒沢・玉滝・三尾・岩郷の下代官を勤めた。

慶長五年関が原戦が起つたとき、石川備前は道祐が木曽にいては関東方に通ずることをおそれ、犬山城に招置して留置いたが、道祐は密かに脱出して木曽に帰り家康の命をうけて木曾平定に来た良候と合し、木曾・東濃の平定に尽した。関が原の戦が終つたとき、家康はその功を賞し木曾衆に一万六二〇〇石を与えた。道祐・良候父子はこのうち五七〇〇石をうけた。そのほかに白木五〇〇〇駄を年々下付されることになった。木曾代官に任命された。慶長七年一一月二日没す。享年五九歳。法名幡龍院殿傑庭玄勇大居士。長福寺に葬る。

二代 山村良勝 初名十三郎 甚兵衛 隠居後用済

永禄六年出生。天正一〇年六月信長死後の七月一七日、木曽義昌は小笠原貞慶に深志城を追われ、同一九日深志城奪還を目指し戦を挑んだが、小笠原勢の反撃にあい敗走した。同年九月家康と盟約を結んだが、天正一二年の初ころには家康との盟約を反古にして秀吉に属した。同年八月貞慶は木曽への進撃をはじめ、木曽の内応者贊川又兵衛らの案内で木曾福島まで兵を進め義昌の館を占領し、岩郷に火を放ち引揚げた。良勝は古畑伯耆と共に殿戦しんがりを勤めて功があつた。家康は同年八月の貞慶の木曾進入を機に、飯田城主菅沼定利に命じ、高遠の保科正直・諏訪の諏訪頼忠らを指揮して七〇〇〇騎の兵をもつて木曾を攻めさせた。秀吉は義昌に命じてこれを喰止めるべく妻籠城を固めさせた。義昌は良勝に兵三〇〇を授けてこれを守らしめた。良勝よく防ぎ敵を退却せしめた。しかしこののち秀吉の命で義昌は再び家康に属することになつた。

天正一八年七月秀吉は小田原北条氏政を攻め、木曽氏は諏訪氏らと家康軍に属して従軍した。義昌は病のためその子義利を従軍させた。秀吉は北条氏政が降り天下統一がなると、家康を関東に移封した。義昌は木曾を追われ下

総国阿知戸に転封になった。良勝は父良候と共に義昌に従い阿知戸に赴いた。慶長三年義利改易となり良勝は流浪して佐倉にあつた。同五年六月家康は上杉征伐のため下野国小山に着陣した。石田三成この機に兵を挙げ関が原戦となつた。良勝は千村平右衛門・馬場半左衛門と家康に召されて木曾路の平定を命ぜられ、木曾の旧臣と共に戦功を立て美濃において一万六二〇〇石をうけた。良勝は父道祐ともにこのうち五七〇〇石をうけた。

慶長七年道祐没し、良勝家督をうけた。同一三年良勝隠居し用済と号す。元和元年大坂冬の陣には、尾張藩主義直が出陣したが、幼少のため老巧の臣を付けられた。良勝選ばれて随從した。同年大坂夏の陣には良勝・千村良重と共に摂津国牧方を固めた。

元和元年八月木曾は尾張領に編入された。

同四年良安没し、良安の二男良豊幼年そのため良勝再び家督した。

同年江戸金杉にて金森屋敷の向かいに屋敷地を拝領した。

同五年良豊を伴い将軍秀忠に初御目見をし、良勝より太刀・銀馬代・毛氈五枚献上、良豊より太刀・銀馬代・菖蒲革かわぶ一〇枚を献上、將軍より良勝に時服五、良豊に時服四を拝領した。いずれも御紋付であつた。  
註1

寛永六年再隠居。同一〇年病氣中尾張藩主義直より病氣見舞状と医師を派遣される。

同一年八月三日没す。享年七二歳。法号万松院殿賢岩宗用大居士。興禪寺に葬る。

三代 山村良安 七郎右衛門

文禄元年下総国阿知戸で出生。慶長一三年家督を継ぐ。同一四年父良勝と共に参府、將軍秀忠に御目見し、継目の御礼を言上する。

同一六年木曾谷中惣村に三九か条の定書を出す。元和元年大坂夏の陣に父良勝に従つて出陣、尾張藩主義直に属し、天王寺口の守備をする。同年名古屋城東門外東片端通に屋敷地三四七七坪を拝領する。

元和四年七月二十四日江戸に没す。享年二七歳。法号常安院殿奇山宗恭大居士。江戸白金西照寺に葬る。後年西照寺火災にあい墓所不明となり、仮石碑・位牌は興禪寺に安置された。

#### 四代 山村良豊 三郎九郎 久兵衛 甚兵衛

良勝の第二子として慶長一年出生。元和元年大坂冬の陣の節九歳であったが、父義勝に伴われ京都二条城において家康に御目見したとき、山村用済<sup>くみよし</sup>三九郎と名乗り利発なる生れと賞められた。

寛永六年父良勝再隠居し家督を継ぐ。同七年父良勝と参府將軍秀忠に御目見繼目の御礼を言上する。

正保二年四月一七日福島居館焼失、尾張藩主義直より見舞状並びに博木三万挺下附された。<sup>註2</sup>山村家四保の難の一つである。同三年三月義直より木曾関所守衛上騎馬同心四人（一人に付四〇石）の給米百六十石、足輕四〇人給（一人に付四両三分）百九十両の給付をうける。

寛文四年尾張藩は、はじめての谷中巡見を行い普請奉行大村源兵衛らを派遣し、村々の実情山林の調査を行い翌五年林制改革を断行して、山林・川狩とも藩直轄とし上松原畑に上松材木奉行所を置いた。これによつて山村代官の木曾支配は地方のみとなつた。また留山の指定をし禁林区域とした。

同七年江戸金杉の屋敷地が新堀になるによつて、その替地を芝増上寺南にて二四三三坪を拝領した。

延宝八年隠居、翌天和元年正月一五日没す。享年七六歳。法号興禪寺殿大円宗慈大居士。興禪寺に葬る。

#### 五代 山村良忠 和三郎九郎 七郎右衛門 下記 甚兵衛

寛永一〇年一〇月一五日出生。寛文一〇年父良豊と同伴將軍家綱に御目見し、太刀・銀馬代献上、將軍より時服三・羽織一を拝領す。延宝八年父良豊隠居により家督を継ぐ。天和元年將軍代替りに付参府綱吉に御目見し、太刀・銀馬代・毛氈五枚並びに良豊遺物青江の刀を献上、徳松君へ太刀・銀馬代並びに良豊遺物基光の刀を献上して、將軍より時服二・羽織一を拝領す。

貞享四年、元禄一〇年と尾張藩巡見が行われたが特別な改革はなかつた。

元禄六年御免白木五〇〇〇駄は資材欠乏のため、檜小物五〇〇挺に切替えられ運上一挺に付金二分上納となつた。

元禄一一年幕命により木曾惣絵図を調製提出する。同年、正保二年の国絵図よりこれまで木曾筑摩郡と書上げてきたのを、筑摩郡と改めて書上げ同一五年の国絵図から木曾は信濃國筑摩郡と国籍が決定された。

元禄六年生類憐の令に基く巣鷹無用の通牒によつて巣鷹山の管理番人が略された。

宝永二年一二月一七日没。享年七二歳。法号大昌院殿慈雲宗音大居士。興禪寺に葬る。

六代、山村良景 三九郎 下記 甚兵衛

天和三年四月二七日良忠の二男として出生。宝永二年父良忠と同伴参府し將軍綱吉に御目見。宝永三年二月九日家督を継ぐ。同四年継目の御礼に参府、將軍綱吉に御目見。太刀・銀馬代・毛氈五枚並びに良忠遺物片山の刀を献上、家宣に太刀・銀馬代並びに良忠遺物三原の刀を献上し、將軍より時服二・羽織一を拝領した。

同年八月木曾考の編述稿を終えた。

同五年檜、楓・明檜・楨の四木が停止木になつた。

同七年七月一三日没す。享年二八歳。法号凝翠院殿紫雲宗嶂大居士。興禪寺に葬る。

七代 山村良及ちか 甚之丞 三太夫 隠居名道仙

貞享三年二月一二日良忠の三男として出生。元禄一三年尾張藩主吉通の小姓に召出され、五〇石五人扶持を給せられていたが、兄良景没し嗣子がなかつたので兄の家督を継いだ。

正徳元年助郷設定を出願し、翌二年一二月木曾一一宿に対し助郷計二万七一三四石が指定された。

享保六年第四回の木曾谷中巡見が行われた。この巡見は国用人遠山彦左衛門の計画によるもので、寛文五年の林政改革につぐ享保の改革の前提になつたもので、巡見によつて綱紀の弛緩・山林の荒廃の実情が暴露された。

同八年二月四日福島居館小使部屋より出火し、土蔵のほか、諸道具、役所留記類悉く焼失した。復旧のため尾張藩に借財を出願したが、藩財政上聞入れられず、白木三〇〇〇駄の下附をうけた。

同七・八年には山林荒廃の故をもつて四木の停止木や山林規制の法度が出され、その誓約書が徵され、また從来認められてきた切畑禁止・木年貢の廃止により下用米の停止が令ぜられた。山村家では禁止令の緩和について藩庁と再三交渉に努めたが、その結果かえつて不利となり、米納が決定し同九年三月谷中検地施行の指令を受けた。検地は極めて厳重なもので、耕地の丈量・査定ということよりも綱紀の肅正を目的として行われた。検地の終了後間もない五月一日、尾州表より飛脚をもつて「山方・谷中・宿並取扱候重立候者、遠慮被仰付候」として、山村家の重役四名は閉門を申し付られた。これは山村家へ対しての戒であつた。四保の難である。

同年八月上の段に役所を設け、普請奉行大村源兵衛を派遣して山村役所と立合裁許し、山方のことに関しては上松奉行と三方立合にて処理することを仰せ付られた。

元文四年山村家の御免白木五〇〇〇駄分の代りとして年々米一五〇〇俵が下附されることになった。

寛保二年良啓を同伴、参府将軍吉宗に御目見した。献上品は先規の通りであった。延享三年隠居道仙と号した。宝暦二年一月一八日没す。享年六七歳。法号信量院殿寛厚宗仁大居士。興禪寺に葬る。

**八代 山村良啓** たかひら 忠次郎 外記 甚兵衛 隠居後三郎左衛門

分家山村十郎右衛門良考の四男で、正徳元年出生。始吉田皎貫の嗣となることになっていたが、本家良及の養子となつた。寛保二年父良及に随つて参府将軍吉宗に御目見した。延享三年正月二八日良及の家督をうけた。同年将军家治に継目の御礼御目見をした。

延享四年福島館前の大石垣を築き直した。現在の福島小学校前の石垣がそれである。

宝暦二年公儀代替りに付嗣子良由を伴い参府、将軍に御目見する。献上品は先規のとおり。

明和六年二月贊川、野尻宿の間に米買占めに反対して農民騒動が起こり、一一〇〇名が福島代官所に押し寄せた。山村家役人の鎮撫によつて翌三日未明に解散した。同日上の段組頭ほか三名入牢仰せ付られ、二月一八日名古屋表から吟味役一二名の出張があつて取調の上多くの入牢者を出して一段落した。

天明元年隠居して三郎左衛門と改めた。同六年一二月一三日没す。享年七六歳。法号仁光院殿範鏡宗弘大居士。興禪寺に葬る。

**九代 山村良由** 七之助 式部 三郎右衛門 甚兵衛 伊勢守

良啓の第二子として寛保二年三月六日出生。兄良恭が部屋住みのうちに三一歳で没したため嗣子となる。宝暦一年父に随つて参府し将軍家治に初御目見する。幼より学を好み医師三村道益について学び、江戸にて服部南郭に

接し、儒林の諸家にあい、大内熊耳に入門の約を結びて帰り学問に励んだ。

天明元年一〇月一七日家督を継ぐ。山村家は財政困難で危機にひんしていた。良由率先して節約を励行し、名古屋屋敷留守居役石作貞一郎を勘定役に登用して、家財の整理を断行して立直しをはかり、財政が余裕を生ずるまでになった。天明六・七年にわたる飢饉には各村を巡村して、金穀を施し医薬を施して救済に当った。

天明七年松平定信上京の途次木曾を通過して、施政のよく行届いているのを見、尾張藩主宗睦登城の折このことを宗睦に語つたので、宗睦、良由を賞した。定信は良由を幕閣に採用しようと宗睦にはかたところ、宗睦はこれを断わり尾張藩庁に招じて行政に当らせようとした。翌八年一〇月名古屋表に召致されたが、病氣のため一月に出名してその命をうけ、一二月四日命により隠居をして家督を良喬に譲り、同日御年寄役仰せ付られ知行三〇〇〇石を与えられた。寛政二年、宗睦江戸定府となつたので随従して江戸に出て、市谷江戸藩邸に住居し江戸詰扶持八五人持を給せられた。寛政五年従五位下に叙され伊勢守に任せられた。寛政一〇年秋より病氣により引籠り宗睦、成瀬隼人正より惜まれたが辞任し、芝の山村屋敷に引移り隠世した。在勤中の功により五〇人扶持を下附された。良由の叙任は山村家未曽有の榮誉であった。

寛政一二年芝屋敷仏間より出火、土蔵は残つたが鎧・書物等一切焼失し、大川橋南控屋敷に移つた。辞任後は江戸と木曾を往復し、江戸にあつては細井平州と交わり、中山後凋軒に長沼の兵法をうけた。性多能で弓馬刀槍の道はもとより笙・琴・書画の技におよび、妙を得た。

文政六年正月一六日没す。享年八二歳。法号徳光院殿前勢州刺史照山宗遵大居士。興禪寺に葬る。

一〇代 山村良喬たかたか 初忠一郎 式部 三郎九郎 甚兵衛 隠居三郎左衛門 号瀛翁えいおう

良由の兄良恭の子、宝暦九年八月二一日生。良由の男子早世して嗣子がなかつたので長女たみの婿養子となる。天明二年養父良由に随つて参府将軍家治に初御目見、天明八年良由命により隠居して年寄役に任用されるによつて家督をうけた。寛政二年継目の御礼に参府将軍家斉に御目見した。

文化元年九月楽宮中山道下向の節手当行届方賞されて、時服一重拝領した。

嘉永元年齢九〇歳を迎へ、藩公より祝の紅裏着と真綿三杷を下附された。

嘉永三年一二月一〇日没。享年九二歳。法号曹渓院殿雄質宗玄大居士。興禪寺に葬る。

一一代 山村良熙たかひろ 恒次 三郎九郎 甚兵衛

常陸国谷田部藩主（一万六三〇〇石）細川玄蕃頭興晴の四男として安永三年一〇月一七日出生。良喬嗣子なきため養子となる。寛政一〇年良喬に随つて参府将軍家斉に初御目見した。文化一三年二月二八日良喬隠居に付家督を継ぐ。

文政三年六軒町の明屋敷に学問所を創設して家中の子弟に四書・五経を授け、農商の有志者にも入学を許した。<sup>註3</sup>

木曾学問所の嚆矢で後の青菴館の前身である。

文政一〇年三月二十五日没す。享年五四歳。法号仁寛院殿俊道宗賢大居士。興禪寺に葬る。

一二代 山村良祺たかのり 式部 鞍負 三郎九郎 甚兵衛 隠居後三郎左衛門 号白翁

良喬の庶子。寛政一〇年一一月一三日生。文化一四年養父良熙に隨い参府して將軍家斉に初御目見した。文政一〇年五月二五日家督を継ぐ。

学問を好んで古賀修理・古賀侗菴の教えをうけた。木曾名跡志・木曾考続貂・樵唱集等の編著がある。

天保の初頃、家老磯野六右衛門・石作定五郎・名古屋留守居役白井五右衛門ら、尾張国知多郡の海岸を開墾せんとして着手したが事業に失敗した。この間右三名の者は遊興にふけつて、二万余両の金員を消費してしまった。これがため三人は天保六年職を免ぜられたが、彼らは支配頭大脇正蔵の計らいと信じこれを陥入れるために人をもつて正蔵が蓬栖院（良熙の室）と密通せる旨を尾張表に訴え出た。蓬栖院は大いに怒つて、天保一年自身名古屋に出て譴訴することを明らかにしようとした。

これより先、荻曾地方の山林に背伐する事件があつて正蔵は役目不取締の廉で閉門を命ぜられていた。その上に天保七年の飢饉に際して尾張表からの救済金米の配給方に、山林役所の処置を不服とした上田宿の者連合して、同年八月成瀬主殿頭が中山道を江戸に下向する途中、松井田宿においてこれを訴え、更にその後江戸に出て山村家の非政三二カ条を挙げて上訴した。これに関しては尾張表で、一応の取調べがあつたが大事に至らず沙汰止みとなつていたこれまでの事件が、再調されることになり、関係者山村家の重役らは名古屋表に召還されて厳しい取調べを受けた。その結果弘化元年一一月、山村家家老職磯野領右衛門（六右衛門改め）・同山村治右衛門は知多郡篠島に流島、同磯野六右衛門・同石作定五郎・家老列松井十太夫・御勝手方用人高瀬章作・同横山新左衛門・給人平野文助・表用人川越庄左衛門・大脇正蔵・中小姓今井内蔵多の一二名は追放を命ぜられ、谷中御用取扱役白井五左衛門始め直訴した四カ宿総代ら二八名は役筋取り上げ木戸内払い、または押込申し付けられた。

良祺も家中不取締の旨をもつて隠居を命ぜられた。この事件は山村四保の難の内で最大難のもので、その責任は当主にまでおよんだものであった。致仕後三郎左衛門と改め、白翁と号した。

慶応二年四月七日没す。享年六九歳。法号少林院殿守道宗信大居士。興禪寺に葬る。

一三代 山村良醇たかあつ 七之助 式部 三郎九郎 甚兵衛 隠居後恒園

良祺の長男として文化一二年一二月二四日出生。天保九年六月父良祺に随つて將軍家慶に初御目見した。弘化元年一二月二五日家督を継ぐ。

弘化二年一〇月「木曾并三カ村三浦山盜伐等御仕置御定」として、始めて成文化された背伐刑罰令が出た。嘉永二年これまでの檜類五木の停止木に次いで、槐が停止木となつた。

明治二年正月尾張藩木曾總管所が置かれ興禪寺を仮役所とし、山村良醇は立会を命ぜられた。同年二月福島関所廃止になつた。同三年美濃国笠松県貫属に任命され現米一四二石五斗を給せられた。同四年隠居し中津川元代官所に移り住んだ。明治一六年七月二十四日没す。享年六七歳。神式により葬い、山村恒園の墓とす。墓地は興禪寺。

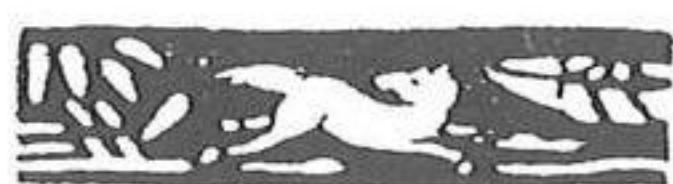
註1 菖蒲革 藍地に白く菖蒲の葉や花の模様を染め出した鹿のなめし革で、「尚武」「勝負」と音が通することから縁起がよいとして武具に用いられた。

註2 山村家四保の難 山村家に四度の大難があつたが、いずれも「保」のつく年号のときであつたので四保の難といわれている。

- (1) 正保二年四月一七日 福島邸宅の焼失
- (2) 享保八年二月四日 福島邸宅の焼失
- (3) 享保九年谷中検地後政務怠慢の廉をもつて、重役四名蟄居命ぜられた。
- (4) 天保年中家中不取締の数々あり、重臣ら一二名追放され、上四宿の役人ら所払い・押込に処され、当主良祺隠居を命ぜられた。

註3 四書・五經 ともに儒学の枢要の書である。

四書 中の大学・中庸の二編と、論語・孟子の総称。



菖蒲革

(2) 五経 先春時代に存したと伝えられる六経のうち、亡失した楽経以外の経書のことで、易・書・詩・札・春秋の五経。

山村氏の山村氏は関が原戦後木曾代官に任命されて幕臣となり、元和元年木曾が尾張藩領編入後は知行地知行所支配はそのままで尾張藩の付傭となつた。知行地は美濃国可児・土岐・恵那郡であつたから、自身の知行地の支配には、各村に村代官、大きい村には村分代官を置き、可児郡久々利役所、中津川村に中津川代官所を設けた。役所の業務は年貢の収納が第一であったが、川除普請の見分・秋の検見・春の宗門改などであった。

### 第三節 支配制度

#### 一 御触書と高札

##### 御触書

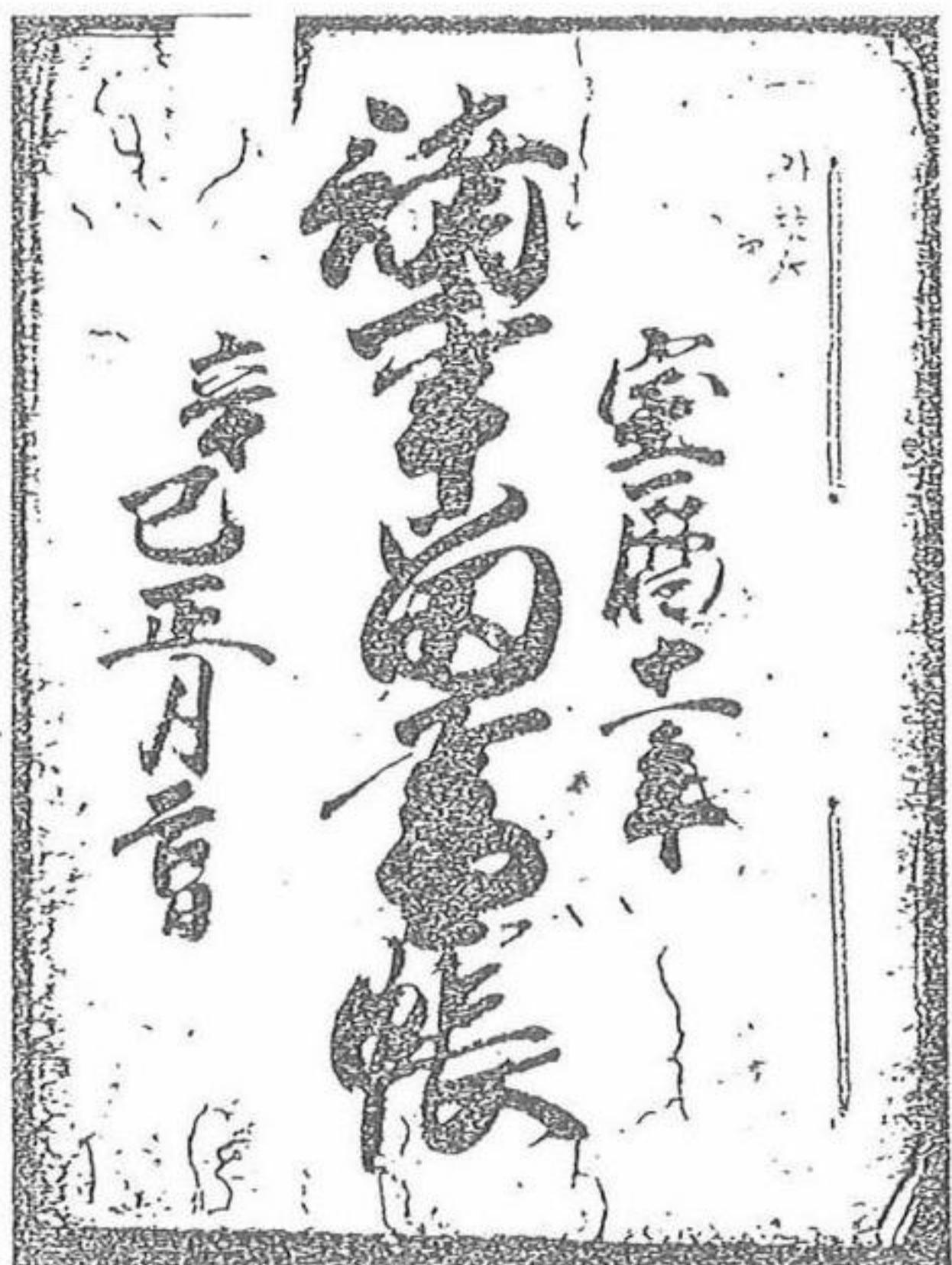
江戸幕府の成文法のことで「御触書」という。幕府の法令・規則は老中が將軍の裁可を受けて三奉行（勘定奉行・寺社奉行・町奉行）その他各方面に配布した。尾張藩から村々に回付された触書の冒頭に「水野越前守殿より御城付之被相渡候書付之写」などと記されており、渡された先がわかる。村で一般に御触書といつているものの中には、掟書・定書、また藩の「御達書」などの法度・規制文書や単なる回状に類するものまである。

触書のうち、一般に周知徹底を要する重要なものは制札といった。これらは高札や壁書として掲示された。掟書・定書や藩の法度書は村民に遵守することを誓約させ、署名・連判させた請書が数多くみられる。

##### 御触留帳

藩の各奉行所から村に回付されてくる法令や規制書はさまざまであるが、庄屋はこれらの文書を写し取り年毎に一括して綴り込み、「萬留書帳」と表紙を付して保管した。しかしこの帳は江戸時代既に反古紙として襖や屏風などの下張りとなり、現存するものは少ない。山口村外垣庄屋の「萬留書帳」

は、寛延三年（一七五〇）から文久二年（一八六二）に至る間のうち、六七年分が左記の場所に保管されている。名古屋市中央図書館に写本が三三冊分、またこの写本が木曾教育会にある。三四冊が原本のまま東京都徳川林政史研究所に蔵されている。これは外垣庄屋文書の現存する唯一のものもある。



宝暦11年外垣庄屋諸事留書帳表紙

は、寛延三年（一七五〇）から文久二年（一八六二）に至る間のうち、六七年分が左記の場所に保管されている。名古屋市中央図書館に写本が三三冊分、またこの写本が木曾教育会にある。三四冊が原本のまま東京都徳川林政史研究所に蔵されている。これは外垣庄屋文書の現存する唯一のものもある。

## 回状の村継

尾張藩庁の各奉行所から発せられる通達文書は、福島の山村役所に

送付されると、回状を二通作り、福島より贊川までの上の村と上松から田立までの下の村に分けて村継

により回付された。通達文書は急を要することが多いので、その便を図るために、回状にはその末尾に「上松より田立まで右村中」と記して「右の趣村中端々まで洩らさざる様申し触承知の上、村付下庄屋印判押し順達納所より差戻すべく者也」と村民に周知徹底する様指示している。庄屋は回状を受取ると直に写し取り、付紙の村名の下に受取印を押して次の村に回送した。すべての回状は直ちに次村に送付することが義務付られていた。回状の写をみるとその余白に「右回状二月十日夜五ツ時（午後八時）湯舟沢より参り、早速田立村に遣す」と覚書が記してある。また「此回状八月十五日、夜五ツ時湯舟沢村より受取り候處太水（ふとみず）に付渡船相成難候に付、翌朝田立へ継送り致す」と遅れた理由を記したものもある。

特に緊急を要す回状文には包紙に「飛切大至急」とか「至急」と朱書されていた。このような回状は夜間であつても、直ちに次村に送付しなければならなかつた。また「要刻付」と記したものがあり、これは受取つた時刻を付札の村名の下に記入して回付することを義務付けられたものである。山口村外垣庄屋の毎年の「諸事役用留帳」の回状控には受取時刻の記したものが多い。後日のため責任を明らかにしたものとみられる。福島役所から田立村に到着する日数は四日間が普通であつた。なかには六日間を要したものもあるが、これらは長文のもので庄屋が写し取るに手間どつたからと思われる。

矢文 山口村庄屋から田立村庄屋に回状を送付するには、きびうの渡しを桴いがだ越して坂下村を通り田立村に行くのが普通であったが、木曽川増水時には桴を出すことが出来なかつた。水が引くまで回状を留め置くことは出来なかつたので、この場合の応急措置として「矢文」をもつて届けていたことが、「外垣庄屋役用留帳」に記されている。

寛政三年三月二六日雨天 山口川並御番所より田立御番所へ御用状差遣候處、出水に付矢文にて定使宇右衛門、あそえ参り遣す。

また同日福島役所からの回状も

出水桴越申さず、田立村えは矢文にて申遣し、馬籠え御回状差出す。

と記している。そして右の「馬籠へ御回状差出す」というのは、回状は最後の村田立村から役所へ返すことになっているが、田立村からは返せないから、山口村から馬籠村へ返したということである。

木曽川増水のたびごとに桴渡しが出来ず、回状は矢文によつて連絡することがしばしばあつた。山口から田立の

矢文連絡の受渡し場所がどこであつたか、確かな位置はわからない。坂下村への連絡も同様に矢文によつて行つていたようで、雨乞岩の対岸坂下握の「よろい岩」の上方に「矢受け」の地名が残つている。

## 高札

法令・禁令を板札に墨書して掲示したもので、制札ともいう。公儀「御高札」では、本文にあたる法令部分は仮名交り文で記され、一つ書きや奇数条項の形式が採られ、本文のあと法令発布の日付と発布者である老中の官名が連署された。初期には法令の改正以外に改元や老中交替の際にも高札の改替が行われ、頻繁に高札が発せられたが、寛永末から老中の連署の代りに奉行とのみ記す方式が始まり、四代將軍家綱の明暦ころからは改元の際のみ書き改められ、さらに五代綱吉からは將軍代替り後の最初の改元の際のみ書替えるという一代一回の制がとられ、六代家宣時代の高札は正徳元年（一七一）五月に発せられた。七代家継は早世のため書替の機会がなくこの慣行も崩れ、八代吉宗も書き替えは行わず、以後の將軍も吉宗に倣つたため、結局正徳元年五月の日付の高札が幕末まで維持された。これは初期から存した雜事・キリストン・毒薬・火付・駄賃の大高札についてのことであり、それ以外の高札は正徳元年五月以降にも数多く発せられた。高札は一般庶民に法を公示する手段として用いられたが、ほかに数々の役割を果した。

(一) 高札は簡潔で庶民にも理解しやすく、寺子屋の教科書として利用させ、また版刷にして販売させ、庶民に対し法への親近感を植え付けた。

(二) 幕府が庶民統制上最も重視した施政を高札に盛り、幕府の基本施政の周知徹底を図った。初期の雜事札・天和元年五月の忠孝札・正徳元年五月親子札に至る一連の高札は、庶民の根本法であり、文治儒教主義へと推移がみられる。

(三) 高札違反者を厳罰に処し、高札場の管理を嚴重にし、高札場を通る者に被り物を取らせ敬礼させ、高札を通じ庶民に法の厳正を教え、幕府の権威を誇示すると共に遵法精神の涵養を図つた。

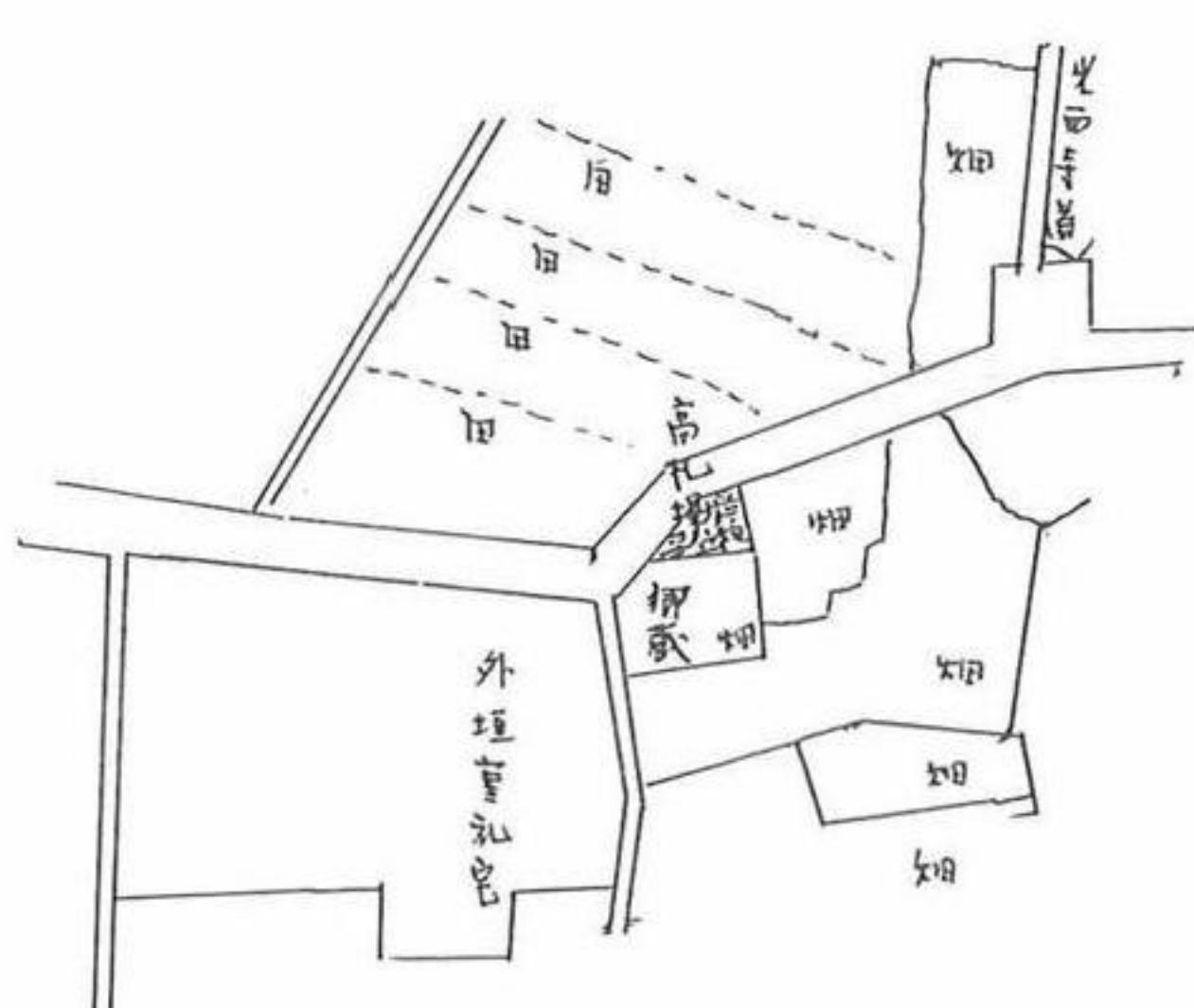
### 高札場

江戸時代宿や村に、庶民に法令を徹底させるために高札場が設けられていた。高札場は無年貢地であった。街道の宿場・村では庄屋宅の近くの目立つ場所に設けられていた。各宿村間の里程の測定は高札場を基点として定められていた。

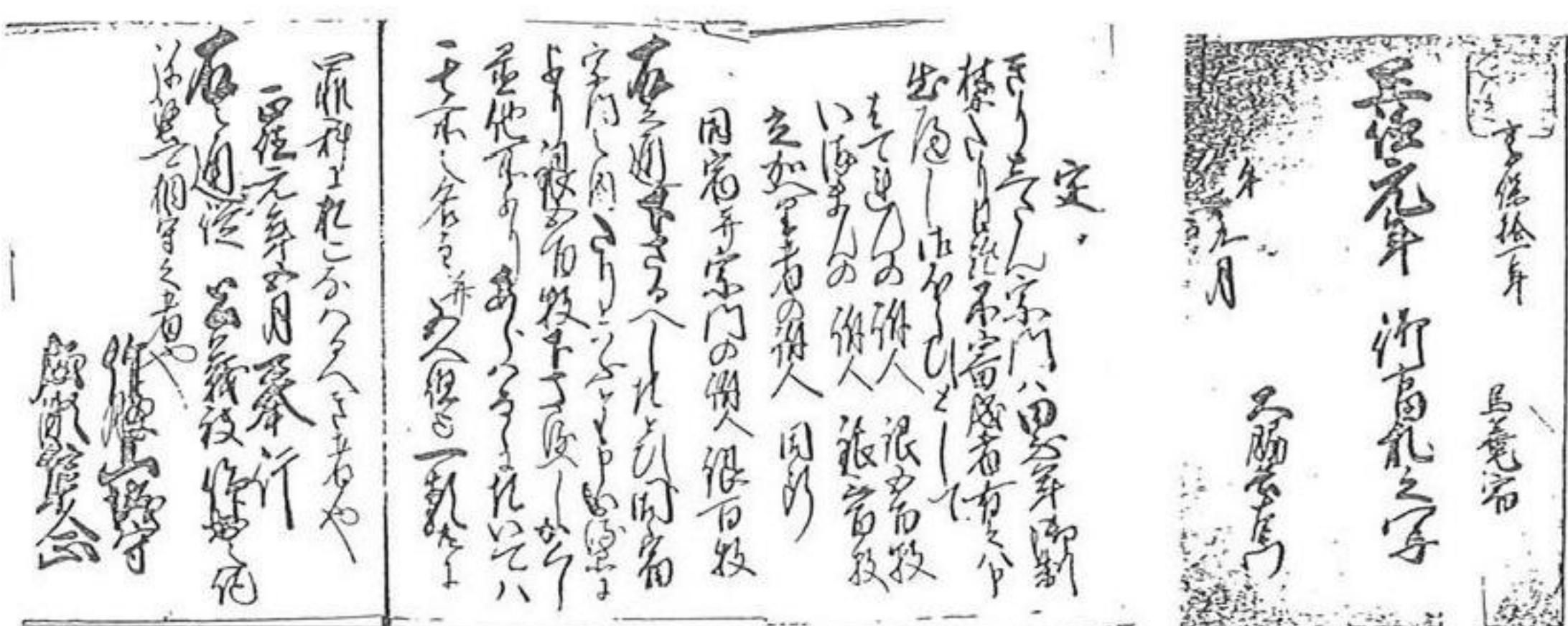
山口村の高札場は、寛保三年の村絵図に描かれている、外垣庄屋宅前の道路の西側（現在一三二五番地）に設けられていた。（下図参照）その跡は土盛がされて周囲の畠地より一段高くなっている。高札場は柵が設けられて入れないようにして、柵の中には栗石が敷かれきれいにされていた。高札場の管理は庄屋にまかされて修理は藩に届け出で、札の書替は藩が行つた。

明治六年二月二十四日高札は法令公布の方式としてもはや時勢に沿わないとして撤去された。高札場の土台敷石二枚が外垣氏屋敷地内に保管されている。

馬籠宿の高札場は、享保六年馬籠村明細書上帳（神坂蜂谷保蔵）によると「問屋より一町四〇間（約一八〇メートル）にあり辰巳（東南）方向に向かつて建てられていた。宿場図によると江戸よりの入口で、現在上但馬屋の上と思われる。旧位置より少しずれているが復元されている。同帳によると掲示されていた大高札は、東の方に親子（雑事）・キリシタン・毒



山口村高札場の位置見取図



馬籠宿高札法文の写本（享保11年）  
(東京都 德川林政史研究所蔵)

薬、西の方に御朱印・駄賃・火付の六札であつた。この六札の法文の写しが、「正徳元年御高札之写、享保一年九月馬籠宿大脇兵右衛門」とある表紙の帳（東京都徳川林政史研究所蔵）にある。六札の法文を掲げると次のとおりである。

定

一 親子兄弟夫婦を始め、諸親類にいたしく、下人等に至る迄、これをあはれむへし、主人ある輩ハ、をのく其奉公に精を出すへ起事

一家業を専なし、燐る事なく、万事其分限に過るへからざる事

一 いつわりをなし、又ハ無理をいひ、惣して人の害になるへき事をすへからざる事

一 博打の類一切に禁制の事

一 喧嘩口論をつゝしミ、若其事ある時みたりに出手合へからす、手負たるものかくし置へからざる事

一 鉄砲猥に打へからす、若違反の者あらハ申出すべし、隠し置、他所よりあらハる、におおてハ、罪重かるへき事

一 盗賊・悪党の類あらハ申出へし、急度御ほうひ下さるへき事

一 死罪に行ハる、者ある時、馳集るへからざる事

一人売買かたく停止す、但男人の下人、或ハ永年季、或ハ譜代に召置事ハ、相対に任すへき事

附、譜代の下人、又ハ其所に住来る輩他所へ罷越、妻子をももち有付候もの、

呼返すへからず、但、罪科ある者は制外の事  
右條々可相守之、若於相背者、可被 行罪科者也

正徳元年五月 日

奉行

右之通從 公儀被 仰出之訖、祢堅可相守之者也

竹腰山城守  
成瀬隼人正

### 定

一毒薬并似セ藥種売買の事禁制す、若違犯之ものあらハ其罪重かるへし、たとひ同類といふとも、申出るにおゐてハ、其罪をゆるされ、急度御褒美下さるへき事、

一似セ金銀売買一切ニ停止す、若似セ金銀あらハ、金座・銀座へつかハし相改へし、はつしの金銀も、是又、金座、銀座えつかハし相改むへき事、

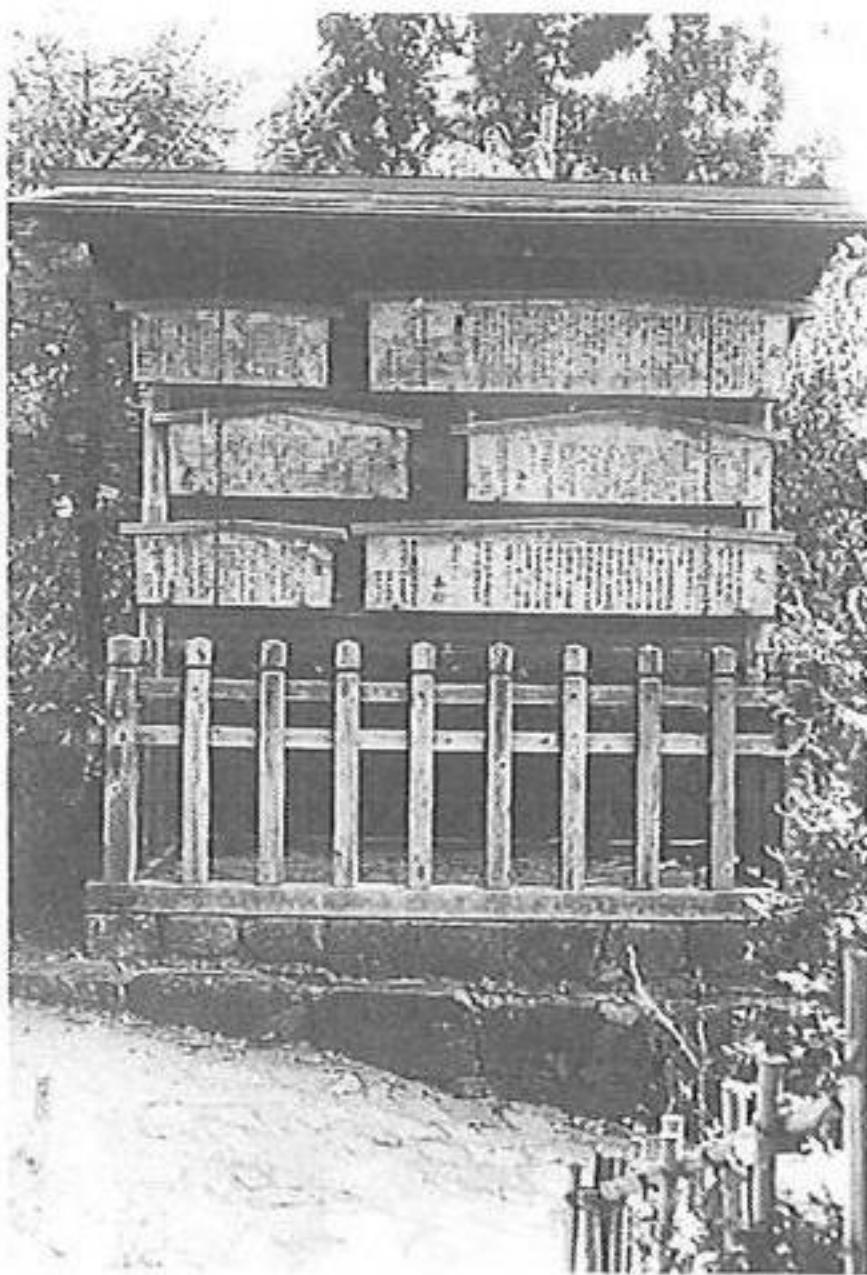
附、惣して、似セ物すへからざる事、

一寛永之新銭、金子壱両に四貫文、壱分にハ壱貫文たるへし、御領私領共に、年貢収納等ニも如御定たるへき事、

一新銭之事、錢座之外、一切鑄出すへからざる事、

一新作之慥ならざる書物、商売すへからざる事、

一諸職人いひ合せ、作料、手間賃等高直にすへからず、諸商売物、或一所に置きしめうりし、あるひハい、合せて、高直ニすへからざる事、一何事によらす、誓約をなし、徒党を結ふへからざる事、



馬籠宿高札場（復元）

右条々可相守之、若於相背ハ 可 被行罪科者也

正徳元年五月 日

奉行

右之通從 公儀被 仰出之訖、祢堅可相守之者也

竹腰山城守

成瀬隼人正

定

一火を付る者をしらハ早々申出へし、若隠置におるてハ其罪重かるへし、たとひ、同類たりといふとも、申出るにおいてハ其罪をゆるされ、急度御褒美下さるへき事、

一火を付る者を見付ハ、これを捕へ早々申出へし、見のかしにすへからさる事、

一あやしきものあらハせんざくをとけて、早々御代官・地頭え召連来るへき事、

一火事之節、鎖・長刀・脇差等、ぬき身にすへからさる事、

一火事場、其外いづれの所にても、金銀諸色ひろひとらハ、御代官・地頭へ持参すへし、若隠置他所よりあらハるゝにおいてハ、其罪重かるへし、たとひ、同類たりといふとも、申出る輩ハ其罪をゆるされ、御褒美下さるへき事、

右条々可相守之、若於相背ハ可被 行罪科者也

正徳元年五月 日

奉行

右之通從 公儀被 仰出之訖、祢堅可相守之者也

竹腰山城守

成瀬隼人正

定

切支丹宗門ハ累年御制禁たり、自然、不審或もの有之ハ申出へし、御ほうひとつして

はてれんの訴人

銀五百枚

いるまんの訴人

銀三百枚

立かへり者の訴人

銀百枚

同宿并宗門の訴人

同断

右之通下さるへし、たとひ、同宿宗門の内たりといふとも、申出る品により、銀五百枚下さるへし、かくし置他所よりあらはる、におけるハ、其所の名主并五人組迄、一類共に罪科ニおこなわるべきもの也

正徳五年五月 日

奉行

右之通従 公儀被 仰出之訖、祢堅可相守之者也

竹腰山城守  
成瀬隼人正

定

一駄賃并人足荷物の次第

御伝馬并駄賃の荷物  
歩もちの荷物壱人

長持 壱丁

重サ壱駄四拾貫目  
重サ五貫目

但、人足壱人持重サ五貫目の積り、三拾貫目の荷ハ六人して持へし、それより軽き荷物ハ貫目にしたかひて人数減す  
へし、此外いつれの荷物もこれに准すへし

乗物壱丁 次人足六人  
山乗物壱丁 次人足四人

一御朱印伝馬人足之数、御書付の外に多く出すへからざる事、  
一道中次人足・次馬の数、たとひ国持大名たりといふとも、其家中共に東海道ハ一日に五拾人・五拾疋に過へからず、此外の

伝馬道ハ式拾五人・式拾五疋に限ヘし

但、江戸・京・大坂の外、道中におゐて人馬共に追通すへからざる事、一御伝馬・駄賃の荷物ハ其町の馬残らす出すへし、若駄賃馬おほく入時ハ在々所によりやとい、たとひ風雨の節といふとも、荷物遅々なき様に相はからふへき事、

一人馬之賃御定之外増錢を取におゐてハ牢舎せしめ、鳥目五貫文ツゝ人馬役者ハ家壹軒より百文ツゝ出すへき事、

附、往還の輩理不尽の儀を申かけ、又ハ往還の者に対し非分の事あるへからざる事、右条々可相守之、若於相背者可為曲事者也

正徳元年五月 日

奉行

右之通從 公儀被 仰出之訖、祢堅可相守之者也

竹腰山城守

成瀬隼人正

定

一馬籠より之駄賃并人足賃錢

妻籠迄

荷物壹駄  
百八文

乗掛荷人共 同 斷

かる尻壹疋  
六拾七文

附、あふつけハから尻に同し、それより重き荷物ハ本駄賃錢に同しかるへし、夜通し急に通る輩ハから尻に乗共本駄賃

錢と同前たるへし

人足壹人  
五拾弐文

落合迄

荷物壹駄 五拾五文

乗掛荷人共 同断

から尻馬壹疋 三拾六文

人足壹人 弐拾八文

泊々にて木賃錢

主人壹人 三拾五文

召仕壹人 拾七文

馬壹疋 三拾五文

右之通可取之、若於相背ハ、可為曲事者也

正徳元年五月 日

奉行

右之通從 公儀被 仰出之訖、祢堅可相守者也

竹腰山城守

成瀬隼人正

明治元年（一八六八）正月二七日明治新政府は、幕府の高札を撤去するよう次の通達を出した。

以急回状申入候、御領分中高札之儀、今般王政御一新之御主意を以改替相成筈ニ付、是迄懸け有之候高札不残、早速取入置候様可致候、此段承知之上、村付下ニ印判押刻付を以早々順達留り村より役所へ可戻者也

辰正月廿七日

## 五榜の掲示

明治元年三月一五日太政官布告第一五八号（法令全書）をもつて五札の太政官札の掲示を命じた。

これを五条の高札ともいう。このうち第一札を五倫の道、第二札徒党の禁止、第三札キリシタン禁制を定三札とし、これは永年掲示であるとした。この三札は村の高札場に掲示された。第四札は外国人に危害を加えることの禁止、第五札は士民の本国脱走の禁止などを記し、この両札は覚書で臨機の事項若しくは布令を公示するものとした。全体として旧幕府の従来の対民政策と、ほとんど変わらない内容であった。同四年一〇月四日政府は諸外国からの抗議に鑑み「去ル戊辰三月中掲示候高札の内第五覚札、自今可取除事」とした。同六年二月二十四日には「自今諸布告御令每ニ人民熟知ノ為メ、凡三十日間便宜ノ地ニ於テ掲示候事、但管下ヘ布達ノ儀ハ是迄ノ通り取計、従来高札面ノ儀ハ一般熟知ノ事ニ付、向後取除キ可申事」と布告し、すべてが取り除かれた。

明治元年三月一五日掲示の「定三札」の法文を掲げると左のとおりである。

## 第一札

## 定

- 一、人タルモノ五倫ノ道ヲ正シクスヘキ事
- 一、鰥寡孤独廢疾ノモノヲ憫ムあわれヘキ事
- 一、人ヲ殺シ家ヲ焼キ財ヲ盜ム等ノ惡行アル間敷事

## 第二札

## 定

何事ニ由ラス宜シカラサル事ニ大勢申合セ候ヲ徒党ト唱ヘ、徒党シテ強テ願ヒ事企ルヲ強訴トイヒ、或ハ申合セ居町居村ヲ立退キ候ヲ逃散ト申ス、堅ク御法度タリ、若右類ノ儀之アラハ早々其筋ノ役所ヘ申出ヘシ、御褒美下サルヘク事

定

一、切支丹宗門ノ儀ハ堅ク御制禁タリ、若不審ナル者有之ハ其筋之役所へ可申出御褒美可被下事

## 二 宗門改

### 宗門改

天文一八年（一五四九）伝導開始以来キリストン信仰は諸方に広まり、殊に西日本に浸透した。

豊臣秀吉は、天正一五年（一五八七）九州征伐の帰途、長崎がキリスト教会の基地になつてゐることを知つて、バテレン追放令を出し禁教政策を推進した。家康もその方針を引継ぎ、慶長一七年（一六一二）幕府直轄領に禁教を布告し、翌一八年には全国に広め、キリストン宣教師の追放にあたつた。そして改宗者に限り、証拠のため寺院僧侶の判形をとつた。寺請制度の始まりである。二代将軍秀忠も元和二年八月に全国に禁教令を発して、家康の政策をついだ。

寛永一四年に島原の乱が起り翌一五年鎮圧されたが、三代將軍家光は乱後の一七年ますます弾圧を強化し宗門改めを設置して、大目付井上筑後守政重をこれに任命し、幕領のキリストン改役人の設置と毎年宗門改めを実施することを命じた。

木曾ではこれより早く寛永一二年に興禪寺桂岳和尚が、檀方のキリストン詮議をし、三九名の証明書を木曾代官所に提出した（木曾福島町史）。同一八年五月二七日付尾張藩国奉行より木曾の村々に通達された五か条の定書の冒

頭に、キリストン取締の条項がある（王滝村誌）抜書して掲げると次のとおりである。

### 定

一 吉利支丹宗旨御制禁之儀從先年、度々堅雖被 仰付称々百姓なり問屋者ハ不及申、一郷町人たりといふとも無油断可相改、若うたかはしき者於有之ハ奉行所へ可申来、於申出者ハ御褒美可被下事

寛文四年（一六六四）幕府は、「きりしたん宗門穿鑿の儀、一万石以上の面々は、今度仰出され候如く役人を定め、家中、領内毎年これを断絶無く相改さるべく事」（徳川禁令考一六〇三号）と、一万石以上の諸藩に専任の宗門改役人を置いて毎年改めるよう命じた。はじめは一般証文という寺手形をとり、二季届帳（二月・一一月）とした。キリストン禁制の高札が古くなり、文字がみえなくなつたものは、書直し立てるべくと命じ取締りを厳しくした。寛文一〇年（一六七〇）一〇月三〇日「宗門改の儀に付御代官之達」として、向後は百姓一軒ずつ人別帳へ記し、婚姻・奉公による転出、死亡による減人、増人を差引きし、男女とも年令を記入するよう命じた。この法令に基づいて幕領全体の宗門改帳が統一された。尾張藩もこれに基づいて同一年に宗門改帳の型式を統一した。以後宗旨人別帳の作成が宗門改の中心になり、民衆はすべて寺請によつて寺院に把握され、宗旨人別帳の作成を通じ幕藩体制の中に組み込まれた。

尾張藩は寛文七年三月一八日「ひつじ未の二四か条」を発令し、住所不定者の五人組編入及び宗旨吟味を命じた。

### 覚

一道心者

一諸医師

一商をやめ候聖

一念仏唱

一行人

一陰陽師

一ゐんない 一神子 一堂守

一猿引

一事触

一こもそう

一諸商人 一諸職人

但生所慥成商人職人ハ日數廿日迄ハ不及断廿日過候ハ、相斷可差置事

一謡舞教候者 一手習物よみ教信者 一日用取

一比丘尼

一ごぜ

一座頭

一ささらすり 一茶筅作り 一穢多 一鉢たゝき

此外にも右之類之者、所之百姓と五人組合仕罷有宗旨之僉儀致候者ハ、祢其通ニテ可被差置候、只今迄組合有之者も、所之者其組合可仕と申者ハ、組合所之者共組合仕間敷と申者之分ハ、其村々迄自今以後御預ケ置被成候間、常々宗旨之儀穿鑿仕危敷者有之ハ、早速可申出候、切支丹ハ不及申ニ宗門疑敷様子之者、乍存隱置不申出、外より、顯候ハ、御僉儀之上、其村之庄屋組頭并所之者共、依其品曲事ニ可被 仰付事

一只今迄有來候右之類之者共も、祢遂僉儀住所不知者一所不住之者有之ハ、御藏入地ハ所之御代官、給所ハ地頭迄相届夫より寺社奉行方迄相断可被受差図事

一右之類之者とも或ハ他國・或ハ他村より自今以後、不図參候共一夜之宿も一切不仕候様ニ可申付候、併右之類之内慥成者ニて所差置度子細有之ハ、其趣御藏入地ハ御代官、給所ハ地頭迄相届ケ、其より寺社奉行方迄被相達受差図置可被申事

寛文七年未ノ三月十八日

これら住所不定の者は、村の百姓の間に入れて五人組みに加入させ、拒む者は村預けとして詮さくし、怪しい者は届け出ること、怪しい者を隠し置いてはならない。百姓以外の者についても宗旨改めの徹底をめざしたものである。

また寛文八年五月八日「申の五か条」を発令した。相互監視の視点をあげたものである。

## (五か条物)

一切支丹宗門の儀村中互ニ僕儀仕、切支丹と存候者ハ早速可申出候、常々何事ニ付ても宗旨之躰ニ危敷存より候者有之候ハ、及見聞ニ候共其村之儀ハ不及申ニ、御領分中ハ他村之者之儀ニても早々可申出候、依其品御褒美可被下候事  
一宗旨疑敷様子有之候ハ、仮親類縁者何者ニても、少も依怙蟲鼠なく早速可申出候、あやしき躰見出し聞出し候心懸ケ油断仕間敷事

一五人組合之内ニ切支丹有之脇より顯候ハ、御僕儀の上、組合之者共可為死罪事

一切支丹宗門之者を訴人仕候ハ、先年從 公儀御定メ之通、御褒美被下其外ニも別而御褒美可被下候事

一御領分中ニ在々迄、去春御触被成候御書付之通生れ所不知者又ハ他國より不図參候者ハ何者ニ不寄、祢一夜之宿も一切仕間敷候、然共不差置候て不叶様子有之者ハ其所之御代官・給人迄早速相断置可申候事

寛文八年申ノ五月八日

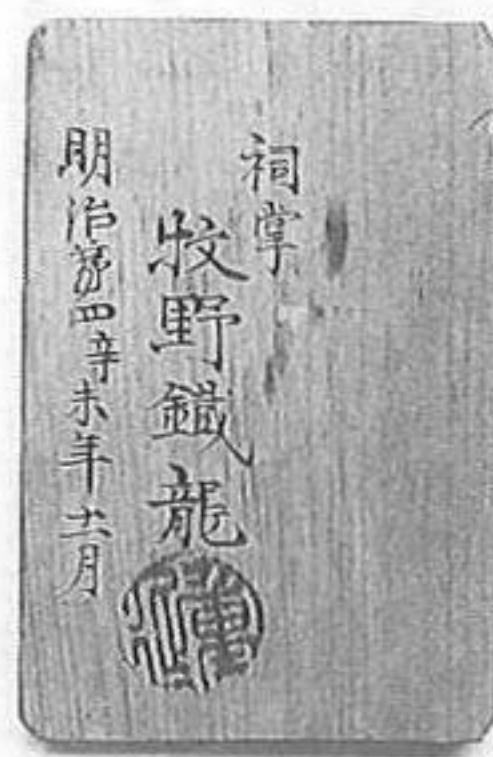
また延宝五年（一六七七）正月二八日「七か条」の宗門取締定書を達した。これの始めに「一切支丹宗門改、毎年これあり候得共、向後は隔年にこれを改められべく候、これによつて当春の改相止めされ、来年午二月・三月中に改申されべく候、勿論末々まで右の通り相心得べく候事」とあり、宗門改めはこれまで毎年行われてきたが、本年より隔年おきに改められることになった。従つて本年は改めはなく来春行われるが、二四か条・七か条物を遵守し、油断なく取締りを心懸けるよう達している。なお隔年おきの改めは、幕閣の中に異論が出て五年後の天和元年三月宗門改めを毎年実施するよう令し、翌二年から毎年改めされることになった。

江戸中期以降キリストンの摘発は激減したが、宗門改の制度はかえつて整備強化されている。宗門改帳は民衆の戸籍原簿となつた（この帳によつて毎年の戸口・動態や各家の系図など知ることが出来るが、山口・馬籠両村とも一冊も残つていない）。



## 氏子札

明治新政府は、祭政一致の政治を標榜して神仏分離令を令して、全国の神社から仏教的要素を排除した。明治四年氏子調べを発令し寺請制度にかわって、強制的に氏子として神社に結び付け、出産届を社家に提出することを義務付け「氏子札」を交付した。明治五年の新戸籍には各戸ごとの家族氏名を記した末尾に「山口神社氏子寺当村禅宗光西寺」と、請書をした。この制度は成功せず、二年間実施されたのみで廃止された。宗門改制度も同六年キリストン禁制の高札撤廃によつて停止された。



## 宗門改帳

宗門改帳は村ごとに作成して一部は庄屋元控に、一部は領主に提出された。所により宗門人別帳・宗旨人別帳・單に

宗門改帳と呼称されるが、尾張藩では宗門御改帳と呼んでいる。この帳は家ごとに、戸主を筆頭に女房をはじめ家族・奉公人・下人などの名と年令を記し、家族の男女別人数を記した。家族のうち女房・母・祖母・伯母などは名が記されないのが普通である。家族の末尾にキリストンでない証明として「代々禪宗檀那當村光西寺印」というよう証明印が押される。

## 宗門改帳作成上 每年村内の人員異動を把握するため、庄屋は次の帳を備えていた。

の補助帳簿 (1) 増人帳 出生、婚姻による他村からの転入者、離婚により転入する者。その他の転入者について、それぞれの転入理由を記してある。

イ 出生した者 翌年に宗門帳に記載されるので、宗門帳の年令は二歳となる。従つて宗門帳には一歳はない。

口 他村からの転入者は身元確実な者でなくては転入出来なかつた。檀那寺の寺請証文、庄屋の地請証文がなくては転入は出来なかつた。他領の者との縁組は、あらかじめ所轄の奉行所に願書を出し許可を必要とした。

## (2)

欠人帳 死亡・婚姻による転出者、その他の転住者、行方不明者が記録される。

イ 死亡のうち事故死は奉行所役人の検死を必要とした。

ロ 行方不明者は、一定の年数を経過した後、帰村の見込みがないと認められる者について奉行所の裁許を得て宗門帳から消除された。

## (3)

村内の異動者 村内で婚姻、養子縁組、分家し別居する者、そのほかの別居者、村内で住居を変えた者等が記録された。これによつて宗門帳の付替えが行われた。

右の諸帳は、湯舟沢村にそのものが現存していることから、木曾の村でもこの種の帳があつたとみられる。

このほか、宗門改めに關係があるとみられる宝永五年の転出者の書上げがある。この文書は光西寺の襖の中から出たものでその一部分であるが、一八〇三年以前に遡つて婚姻による坂下村への転出者が書上げられている。末尾に「右之通村中詮議仕、書付指上申候」とある。中津川市史にも岩村藩領青野村に享保九年同様の調査があつたことが記してある。このように遡つての調査の根拠理由は定かでないが、山口村の書上げを今後の研究のために掲げておく。

(これより前欠)

(山口村)  
同村与三郎娘 くれ式拾八歳

右くれ儀拾壹年以前元禄十一寅之年、濃州苗木領坂下村源助所ニ縁付罷有候

同村半十郎妹 阿ま三拾式歳

右阿ま儀拾八年以前、元禄四未年、濃州苗木領坂下村又兵衛所へ縁付罷有候

同村 弥右衛門妹 みや三拾三歳

右みや義式拾九年以前、延宝七申之年濃州苗木領坂下村善右衛門へ養子ニ遣シ罷有候

同村 弥平次妹 うめ 三拾歳

右うめ義拾壹年以前、元禄十二卯年濃州苗木領坂下村半六所へ縁付罷有候

同村 吉兵衛姉 はな 五拾八歳

右はな義三拾式年以前、延宝四年己年濃州苗木領坂下村伝右衛門所へ縁付罷有候

同村 同人娘 まつ式拾五歳

右まつ義拾壹年以前、元禄十二卯年濃州苗木領坂下村伝吉所へ縁付罷有候

メ八人

右之通村中詮義仕、書付指上申候以上

山口村庄屋共

宝永五年子三月五日

ふくしま寺社 御奉行所様

また外垣庄屋萬留帳天保三年から文久二年に至る間のうちに、婚姻による転入・転出者と村内の異動者の書上げが「乍恐奉願上候口上」と題して福島奉行所に提出されている。天保三年の書上げを掲げると次のとおりである。

乍恐奉願上候口上

一当村辰治郎家内なつ 式拾歳

右之者落合村勘十妻ニ縁付参申候、宗旨代々禪宗当村光西寺旦那ニ而御座候得共、彼地善昌寺旦那ニ罷成度旨願申候故光西寺より請状取り善昌寺江遣シ申候

一当村仁左衛門妻ます　　武拾八歳

右之者当村仁左衛門妻ニ縁付参申候、宗旨代々禪宗彼地永昌寺旦那ニ而御座候得共、当村え参申候付当村光西寺旦那ニ罷成度旨願申候故、寺請・地請状取、当宗門御改より当村帳面ニ書上候様奉願上候

一当村照吉　　武拾九歳

母　　五拾四歳

弟　　九藏　　武拾七歳

妹　　しか　　武拾壹歳

同　　さめ　　拾六歳

右之者メ五人、是ハ当村鉄太郎家内ニ而御座候得共、当春より別居仕候

一当村弥助伴鉢吉　　拾九歳

右之者当村儀平聟ニ、去春遣シ申候

一当村慶治郎伯父忠六　三拾四歳

右之者当村要助聟ニ、去春遣シ申候

一同人妹ぶん　武拾五歳

右之者行方不知、去秋罷出申候

一当村弟助妹なみ　武拾壹歳

右之者当村松之助妻ニ、去春参申候

一当村伝治妻なべ　武拾六歳

右之者不縁ニ付、当村兄嘉助方え去秋罷帰申候

(以下九件省略)

右之者共宗旨代々禪宗当村光西寺旦那ニ而御座候得共、村内入替之儀ニ御座候得ハ寺替は不仕候

右之通奉願上候間宜敷被 仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候以上

天保三年辰正月

山口村莊屋兩人、組頭四人連署

右にみるようすに、他村間の転入・転出と村内における異動者の届出を毎年提出している。他村間の転入・転出は、地請証文・寺請証文によつて身元確認が行われてゐる。

**宗門地請証文** ところにより送り一札・送手形・村送り状などと呼ばれてゐる。縁組・奉公・移住などで居村から他村へ住居を移すとき、居村の庄屋から転出先の庄屋にあて、身元証明をした送籍状で、名前・年令・五人組合・戸主との続柄と送籍の理由を記し、本人の身元証明をして転出先の宗門帳に登載されたい旨添書がしてある。地請証文は、檀那寺が先方の寺にあてた寺請証文と共に送られる。宗門改初期の寛文九年、馬籠村から山口村あての地請証文があるので掲げると次のとおりである。

#### 指出申一札之事

此八郎、生所木曾馬籠村之者、父孫右衛門・母并兄太郎・伯父惣右衛門当村ニ罷在、宗旨代々禪宗旦那寺当村永昌寺、則寺請指出シ申候、若此者基利支丹類門之由、訴人御座候ハ宗門請寺引加ヘ、此連判のもの共何れへ成共罷出、急度申分ケ可仕候、為後日一札依而如件

寛文九年酉ノ正月廿七日

信州木曾山口村

徳次郎

勝十郎

同州木曾馬籠村

本人

孫右衛門

請人

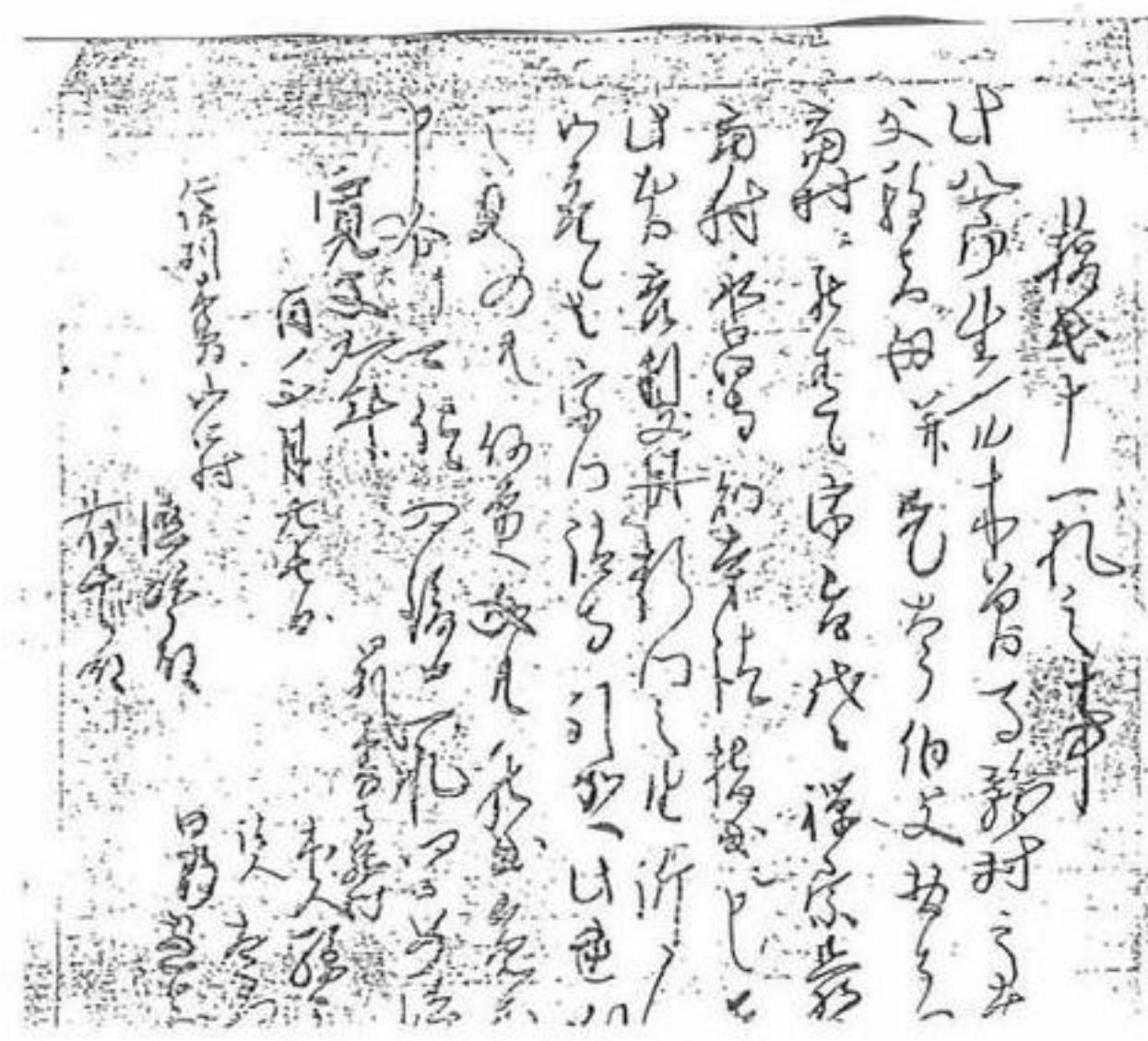
太郎右衛門

同断

惣右衛門

印 印 印

百姓・町人は宗門改帳に記載されて改めを受けたが、士分以上の者は各自ごとに宗門改一札を支配頭に差出した。宗門自分一札御免は庄屋・宿役人が藩の御用金調達をはじめ、新田開発・治水・公共事業などの面ですぐれた業績を挙げた有力者に特免される士分待遇の格式である。尾張藩が元禄年中から制度化した宗門自分一札は、特定の個人に免許される苗字・帶刀御免より一段上の格式であった。一代限りの免許が普通であった。裏木曾三カ村の庄屋はこの特典を受けることが多く、宗門自分一札の免状、一札が残されている。木曾の村々ではこのことに触れたものもなく、免状も一札も見当らないので、これに該当する者があつたかどうか定



馬籠村地請証文

寺 請 証 文 寺請状・宗旨手形ともいう。檀那寺が檀徒であることを証明した文書で、記載事項は地請証文と同内容で先方の寺宛に出したものである。延宝二年（一六七四）恵那郡駒場村福昌寺から山口村光西寺あての寺請証文がある。掲げると次のとおりである。

希利志丹宗門御改之所弥今度堅御制禁ニ付宗門寺請状事

一山口村七郎右衛門養子まつ年十一、生所濃州恵那郡中庄村右衛門世伴、宗旨禪代々當寺拙僧旦那ニ紛無御座候、自然幾利志丹宗門之由訴人御座候ハハ、拙僧何方迄も罷出急度申わけ可仕候、為後日依而一札如件

延宝二年二月七日

濃州恵那郡駒場村

禪宗 福昌寺

山口村光西寺

### 宗門自分一札

百姓・町人は宗門改帳に記載されて改めを受けたが、士分以上の者は各自ごとに宗門改一札を支配頭に差出した。宗門自分一札御免は庄屋・宿役人が藩の御用金調達をはじめ、新田開発・治水・公共事業などの面ですぐれた業績を挙げた有力者に特免される士分待遇の格式である。尾張藩が元禄年中から制度化した宗門自分一札は、特定の個人に免許される苗字・帶刀御免より一段上の格式であった。一代限りの免許が普通であった。裏木曾三カ村の庄屋はこの特典を受けることが多く、宗門自分一札の免状、一札が残されている。木曾の村々ではこのことに触れたものもなく、免状も一札も見当らないので、これに該当する者があつたかどうか定

世  
かでない。

#### 第四章 近世

##### 宗門改帳の作成

木曾では毎年一月に山村代官所の寺社方から庄屋に宗門改帳作成心得が通達された。外垣庄屋諸事書留帳宝暦七年正月一三日付の通達を掲げると次のとおりである。

急度申入候、当宗門改如例年於村々、庄屋・問屋・年寄・組頭打寄壱人も洩人無之様ニ遂吟味、一季居奉公人之分も、前々相触候通親元帳面ニ洩不申様ニ書載、勿論帳面相違、落字無之様ニ書立、寺判并庄屋・問屋・年寄・組頭惣連判共ニ相調、来ル二月中迄ニ役所え差出可申候

この通達をうけると庄屋宅に村役人が寄合い、昨年一年間の増人帳から出生・婚姻による転入等の増人、欠人帳から死亡・婚姻・養子縁組による転出者などを去年の宗門改帳と照合して加除を行い、本年度の宗門改帳の作成をした。一月中に一回、二月中に一回入念に読み合せて、洩れ人・名前の違いなど確認を終ると、光西寺の証明印を受け、二月中に福島役所に提出した。宗門改帳の検査は厳重で、名前の違いや洩れ人があると呼び出されて訂正をした。

### 三 鉄砲改

#### 鉄 砲 改

江戸幕府は正保二年（一六四五）六月、江戸周辺で鉄砲を使用することを禁じ、幕臣、旗本に鉄砲の取締りを命じ、関東においては山中以外での鉄砲の使用を制限してきた。寛文二年（一六六二）九月幕領の代官に鉄砲改めを命じ、獵師と確認した者にはその者の村と名前を書いた札を渡し、他人に貸すこ

と厳禁し猟師以外の所有者から鉄砲を取り上げた。延宝三年三月には関東中の百姓・町人の鉄砲所持を禁じ、翌四年には関八州へ幕領・私領に鉄砲改めを命じ、無届所持を厳禁した。幕府は江戸を中心とする関八州の鉄砲取締りを行つて来たが、貞享三年（一六八六）四月に、「鉄砲改向後諸国一同被仰付候」と令し、この政策を全国に及した。（御当家令条四六九号）

**鉄砲改帳** 貞享三年の幕令をうけ岩村藩では翌四年に鉄砲改めを行い、百姓の鉄砲を取り上げ、札を付して所持者に戻している。所持者は藩へ預り手形を出している。（中津川市史）

尾張藩では貞享五年二月領内の村々の鉄砲を家並に調査し、所持者ごとに所持する鉄砲一挺ちようごとに筒丈・玉刃と所持数を書上げさせた。また所持しない者については「所持仕らず候者」として家並に名簿を作らせ、「このほか隠置くもの一挺もこれなく候」と誓約させ請書を徵した。この調査による木曽谷中の鉄砲総数は一二三一挺であった。（王滝村誌）

翌元禄二年三月尾張藩は、幕府の示した基準により鉄砲改めを行つた。この改めによつて許可された鉄砲は次の三種類で、必要以上とみなされた鉄砲は取り上げられた。

- (一) 不用心なる所に備えおく用心鉄砲
- (二) 作毛を荒す鳥獸を追い払うための威嚇鉄砲
- (三) 猟師渡世をする者の猟師鉄砲

威嚇鉄砲は空砲であつたから、これで撃退困難な鳥獸の場合は、領主が幕府に申請して何月より何月までと期限を限つて、実弾発射鉄砲を使用することにした。この改めによつて許可された鉄砲は、お上よりお預りとして所

持者の遵守すべき条目を誓約して請書を差し出した。鉄砲所持者の心得条目の主なるものは次のとおりである。

- 一 猿師渡世のために許可になった上は、狩のほか一切悪事に使用しない。
- 一 鉄砲所持本人のほか、親子・兄弟たりとも貸したり預けたりしない。猿師を止めた場合には届け出て差図に従う。
- 一 みだりに他に譲渡しない。やむを得ない事情で他に譲らなければならないとき、子に譲るときは届け出て、指図をうける。
- 一 所持の鉄砲を損したときは、書付けをもつて指図を仰ぎ、自分勝手にしない。

鉄砲改めは、この後宝永六年・正徳五年・享保十五年・寛延四年・安永四年・安政五年など江戸時代を通じて行われている。宝永六年改めの木曽谷中の総鉄砲数は一一七〇挺で貞享五年の書上げに比べて、六一挺減となつてゐる。これは元禄二年の改めによつて不許可になり取り上げられたものとみられる。

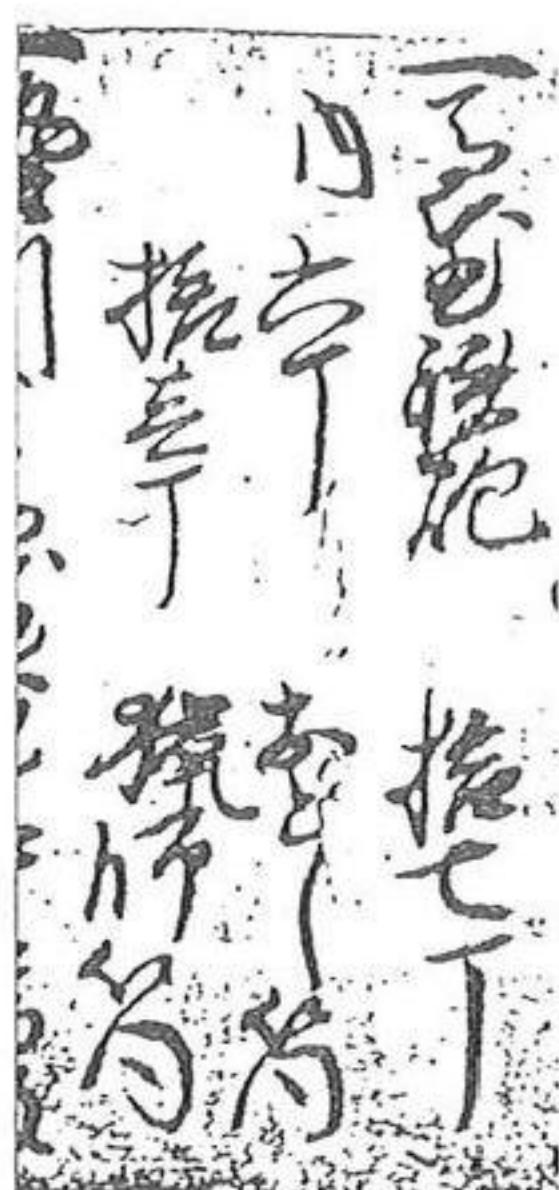
山口村・馬籠村とも鉄砲改帳は残っていないが、享保六年馬籠村明細書上帳（神坂区蜂谷保氏蔵）に、「馬籠鉄砲 拾七丁、内六丁おどし筒、拾一丁猿師筒」

と書き上げられている。また安永四年の木曽谷中の鉄砲数書上（木曾福島町史所収）の中から関係分を抽出すると次のとおりである。

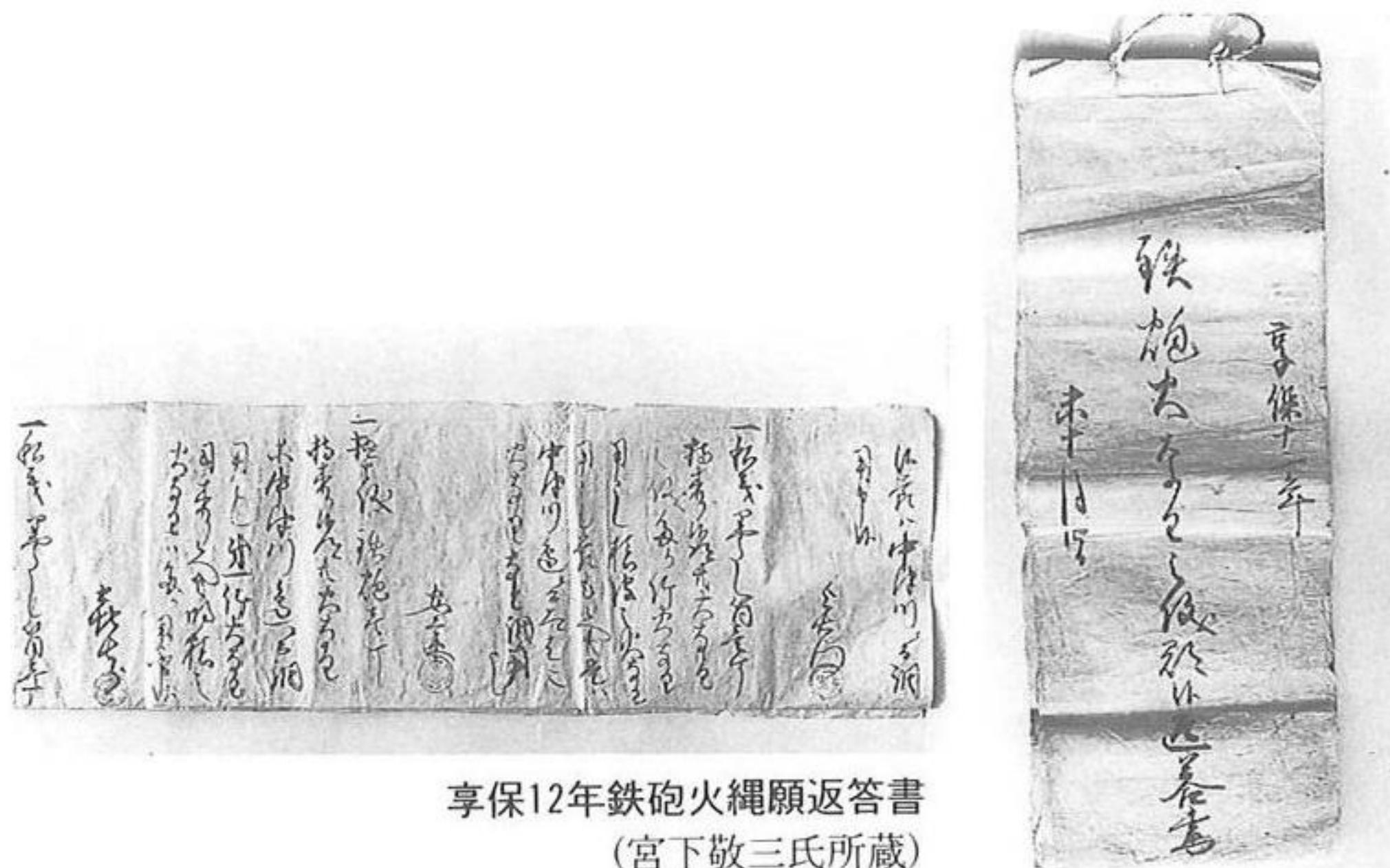
村別	総数	おどし鉄砲	猿師鉄砲	用心鉄砲
山口村	五〇挺	二三挺	二八挺	○
馬籠村	一七挺	一一挺	○	

右の馬籠村の鉄砲数は、享保六年の書上げと変りがない。

鉄砲用火縄 江戸時代の鉄砲は、火縄鉄砲である。火縄について火を点火薬につけて発射薬を誘発させて、弾



享保六年村明細より  
馬籠村鉄砲数  
(神坂蜂谷保氏所蔵)



享保12年鉄砲火縄願返答書  
(宮下敬三氏所蔵)

丸を発射するものであった。火縄は竹・檜皮（ひわだ）の纖維、または木綿糸を縄にない、これに硝石を吸収させたものである。火縄はたばこの火付けにも用いられた。鉄砲の火縄は檜皮が最上とされたから、檜の皮剥ぎが横行し、なかにはこれを売りさばくための大量の皮剥ぎをする者があり、尾張藩では寛永の初年からこれを厳しく取締つたが跡を絶たなかつた。享保の第二次林政改革を行つた後は、さらに取締りを強化した。これに関連したとみられる享保一二年一〇月四日付の「鉄砲火縄之儀願候返答書」と表書の帳（山口区宮下敬三氏蔵）がある。この帳には山口村鉄砲所持二五人が、鉄砲火縄使用について回答している。それには竹火縄を使用し、檜皮火縄を用いとする者が大半で、また檜皮火縄を使用する者も、いずれも中津川の商人から買求めていると回答している。この通達文書が見当らないので、その趣旨は定かでないが、藩が檜類の皮剥ぎを厳禁し、鉄砲火縄の必要な者には支給するから願いであるようといふものではなかつたかと推量される。この返答書はいすれも檜皮の火縄使用を遠慮して回答している。帳から二、三を抜書して掲げるところのとおりである。

鉄砲之儀ニ付檜皮之様子願候得ハ

一拙者儀ハリやうし筒ニ而、鐵砲弐丁取仕候得共、火なわ之儀ハ竹火なわ第一に用、其故明檜之皮之火なわ用申候節も御座候得共、是ハ中津川ニて調用申候ととのえ

傳藏印

一私儀ハ鐵砲持來リ候得共、おどし筒ニテ弐丁御座候、常々用不申折ふし、しおどし仕候節も候得共、竹火なわニテはなし申候、檜皮之火なわ用候節ハ中津川ニて調用申候

与右衛門印

一私儀りやうし筒壹丁持來リ候得共、火なわ之儀多く竹火なわ用申候、檜皮之火なわ用申候節も候得共、是ハ中津川辺ニてたばこ火なわなど調用申候

安兵衛印

一私儀鐵砲弐丁持來リ候得共、火なわ等竹火なわ調用申候、明檜之皮之火なわ之儀一円用不申候

勘右衛門印

おどし 鉄砲 農作物を荒す鳥獸を追い払うためのおどし鐵砲は空砲であつたが、その使用は藩の許可が必要で使 用 許 可 あつた。宝暦元年七月晦日付福島役所から、許可通知が回状で村々に伝達されている（外垣庄屋萬留帳）。

以回状申込候、在々ニテ鹿・猿防ぐため玉なしのおどし鐵砲打候儀、苦しからず旨、尾州より申し来り候間、其心得村中へ申さるべく候、此回状承知の上村付下に庄屋印判押、納所より差戻すべく候也

(宝暦七)  
未七月晦日

#### 四 幕府諸国巡見使

幕府諸国巡見使

江戸幕府の監察制度に、御料巡見使と諸国巡見使があつた。諸国巡見使は、幕府領や大名領における政情を監察するのが目的であつた。寛永一〇年正月一三日諸国に巡見使を出したのが始まり

といわれる。

「寛永十年諸国巡見使覚」（教令類纂）によれば、五畿内・四国・紀伊・伊勢・東海道・陸奥・出羽・中国・九州の各組に分けて派遣された。巡見使は、使者一人に書院番・小姓組の二名を添えて一組とし、それぞれの地区に派遣された。巡見使の道中は供三五人・小荷駄一四疋・人足一〇人の定めであった。

六代将軍家綱の寛文七年の巡見使派遣は、全国を六地区に分け一斉に派遣された。

五代将軍綱吉の天和元年全国を八地区（五畿内筋・中国筋・四国筋・九州筋・北国筋・奥州筋・関東筋・東海道筋）に分けて、将軍の代替りごとに行うという型が定着し、その後七代の家継のときを除いて一二代家慶の天保九年まで、前後九回にわたって派遣された。一三代家定のときには、幕府財政逼迫から節儉を名目に延期しているうちに一四代家茂の代となり、文久二年の巡見は中止され日付使番の不時微行巡見が令された。一五代慶喜のときにも派遣は中止された。

初期の派遣は「仕置の善惡」<sup>よしあし</sup>に主眼がおかれて、各地方治世の状態を把握して政治の正常化を期した。八代吉宗の治世には最も効果を挙げたが、その後儀礼的なものとなつた。

幕府巡見使 木曾谷中を通行した巡見使は、天保元年以降は東海道組で、巡見行路は伊豆・駿河・遠江・三河・の通行 伊賀・伊勢・志摩・尾張・美濃・飛驒・信濃・甲斐の一ニカ国であった。木曾路へは飛驒から野麦峠を越え奈川村に入り、藪原から中山道を上って妻籠宿から清内路村を経て伊那路に向かった。巡見使の通行を一覧表にすると次のとおりである。

年号	將軍	巡見使	山口村庄屋	記事
寛永一〇年 (一六三三)	三代 家光		牧野祢右衛門	五海道に分担区を定め組別に諸国に派遣する
寛文七年 (一六六七)	四代 家綱		牧野 德次郎	正月一三日江戸発足
延宝九年 (一六八二)	五代 綱吉	堀溝口 孫四郎	六月美濃苗木通行 (中津川市史年表)	五月三〇日飛驒国より美濃加子母村に通行 (川上村史)
宝永七年 (一七一〇)	六代 家宣	渡辺久助 宮崎七郎右衛門	河野主源右衛門	六月巡見使通行 (中津川市史)
享保二年 (一七一七)	八代 吉宗	梶川口 四郎兵衛	武藤庄兵衛	五月二九日美濃から飛驒路に入る
延享三年 (一七四六)	九代 家重	瀬名中野 正五郎	田中市 茂右衛門	このときから東海道組は美濃から飛驒に順路決まる
宝暦一一年 (一七六二)	一〇代 家治	北條平 勘右衛門	山岡左門 五郎作	六月一六日裏木曾加子母村から飛驒路に入る
天保九年 (一八三八)	天明八年 (一七八七)	三好勝之助 与右衛門	島田酒之丞	五月六日野麦峠を越え奈川村入り川浦昼食、寄合渡泊り、
一二代 家慶	一代 家齊	北條五郎	松平左衛門 五郎作	六月五日野麦峠を越え奈川村入り川浦昼食、寄合渡泊り、
水野設楽土屋 甚次郎 一左衛門	遠山朝比奈 久四郎 彦四郎	朝比奈 左近	松平正五郎 勘右衛門	六月六日加子母泊り、七日飛驒路入り
楯外垣三左衛門政茂	楯外垣三左衛門重賢 惣左衛門親苗	外垣三左衛門重賢 惣左衛門親苗	牧野半蔵重賢 親綿	七月一日妻籠泊り、一九日清内路通行
四月江戸発足 四月二〇日奈川泊り、二四日妻籠泊り、二四日清内路へ通行	七月一五日加子母泊り 二二日奈川、二三日敷原、二四日上松、二五日野尻、 二六日妻籠泊り	正月二二日江戸発足 奈川泊り、一二日敷原泊り、一三日福島昼食、上松泊り、 一四日須原昼休野尻泊り、一五日三留野昼休妻籠泊り	四月四日加子母村泊り、四月一日飛驒から野麦峠越え 奈川泊り、一二日敷原泊り、一三日福島昼食、上松泊り、 一四日須原昼休野尻泊り、一五日三留野昼休妻籠泊り	四月一四日奈川村泊り、一六日上松泊り、一七日野尻泊り

寛文七年閏二月一八日幕府は諸国巡見使派遣に先立つて、二通の「覚書」をもつて、国絵図・城絵図提出は無用、人馬改めもないとし、巡見使通行の道筋も通行に支障ある道橋の繕いのみにとどめ掃除は不要とし、宿所の手入れも一切不要、宿所なき村は寺にてもよいと諸事簡略にするよう命じている。しかし藩では通行の日程が知られると、所轄の奉行所では村々に先触を回付して、道筋の清掃・道橋の修理を命じ、宿泊所の整備など役人が村々に出張して見分し、宿泊所・昼食の料理についても細心の注意を与えた。また通行に当つては、幕領も私領も直接村役人に尋ねたので、代官や藩の役人の心配は一通りでなく、村役人がうつかりしゃべつたりしては大変と、尋ねられたこと以外は言わないように申し渡し、巡見使が通過するまでは戦々競々であった。道中駕籠脇にて質問に答えたが、人数や年貢など数字に関することは扇子に記しておき答えた。寛文七年の通行の様子は裏木曽の村に右のような記録が残っている。

宝永七年六月朔日付「江戸御巡見之覚」（県史史料編所収）と表題の岩郷庄屋文がある。これは通行に先立つて村に注意事項を命じた文書であるが、「尚々郷中へも諸事堅く申付べく候、大切なるに御座候間かたくかたく」と前置している。要略して掲げると次のようである。

一このたび御巡見様方御通行に付、福島より上松境までの村内道路は入念にきれいに掃除いたし、道作りしておくこと。道へ差し出している藪の枝は切り払つておくこと。

一村内の町間・家数・役人高・御年貢・御年貢木、当村の人数・男女別・牛馬の数・寺社などに付お尋ねになるはずであるから用意しておくこと。

一宿村に先日回状で通知した宿泊所・昼食の料理の献立表を一同に見せておくこと。

さらに通行の前日六月八日付の回状には、通行に当つての心得を厳しく、次のように命じた。

一 明日福島昼休みにて上松に通行されるから、上村・原野・上田の様子をよく聞いてそのとおりにすること。  
一 前沢渡橋までお迎えに出て、上松境までお見送りすること。

一道中道脇の民家でなにを尋ねられるかわからぬから、すべて存ぜずとご返事すること。

一 村役人は尋ねられたことのみについて答え、それ以外のことは申し上げてはならない。

一 道橋はきれいに掃除いたし、藪などは切り払つておくこと。

一 立砂<sup>(註)</sup>のことは、上田・原野の様子を聞き合せてよその村のとおりにすること。

(註) 立砂、盛砂ともいう。儀式または貴人を迎えるときに、車寄(玄関)の前の左右に川砂をうす高く盛った。初期の巡見使は「仕置の善惡」に主眼がおかれていたから、各藩も心を使い落度のないように努めた。これによつて通行道筋の宿村では、道橋の修理から宿泊所の整備・料理に至るまで村々では大きな費となつた。

宝暦一年の巡見使の通行の際には、道橋の修理・掃除は不要とし、宿所もあり合せでよいとすべて簡略にするよう通達された。尾張藩の通達(外垣庄屋諸事留帳)を掲げると次のとおりである。

### 覚

一 今度国々御料所村々巡見差遣され候付、右の面々相通り候道筋掃除并道橋一切作り申間敷候、地走として送り迎の者遣候儀、無用になすべき事

一 右の面々 御朱印員数の外人馬入候は、其所定の駄賃錢これあれば、其定の通、定これなく所は近辺御定の割合を以駄賃錢これを取人馬出すべく候、御朱印の外に貸なしの人馬壱人壱疋も出すべからず事

一 巡見通候道筋ニても、百姓農業の儀も少も遠慮無くいとなみ候様申付らるべく事

一 私領村々に若巡見旅宿せしめ候共、少々の小屋掛・取繕は申すに及ばず、畠替無用となすべく古く候ても、苦からず候、賄道具等も有合候を借し申すべく事

### 第三節 支配制度

一旅宿に成るべく家、一村に三軒これなく所は、寺又は村を隔候て成り共苦からざる事

一泊り昼夜の場所にて入用の飯米・味噌・薪并酒肴・油・野菜等は其所の相場次第売候様に申付らるべき事

一其所にとれなき商売物脇より遣置売らせ申す間數候、衣類諸道具は勿論酒肴にても持寄り売候儀堅く停止なすべく事

一右の面々金銀米錢・衣類道具は申すに及ばず、酒肴、菓子等まで一切受用これなく筈に候間、内々にても堅音信仕らず様に、知行所の者共へ申付らるべく候、若内々にて音信仕る旨相聞えるにおいては曲事になすべく事に候間、其旨急度申付らるべく候事

一何方見分仕候とも私領方よりの音物等も一切受用これなく筈に候間、音物は申すに及ばず使の飛脚出され候儀も堅無用になすべき事

一右の面々家来下々まで、在々において衣類道具等は買申さず様に申渡候間其意を得、商売仕らず様申付らるべく事

一野辺の地走として新規茶店等作り候儀堅無用になすべき事

右は今般御料所・国々之巡見差遣され候ニ付、往来の道筋は私領村々をも罷通候間、書面の条々先達て地頭より領地村々え申触相違無に急度申付らるべく候以上

(宝暦十二年八月)

巡見使一行の通行がどのようなものであつたか、一〇代家治の宝暦一年に派遣された巡見使にみると、一行三名の同勢は一一四人で、この通行にかかる荷物送り人足は、五〇〇名にも達した。その様子を清内路村誌・外垣庄屋萬留帳によつて記すと次のようである。

二千五百石 御使番 三好勝之助様 御家中 一二七人 四五名

一千五百石 書院番 松平与次右衛門様 御家中 一二六人 三八名 計一一四名

一千二百石 小姓組 北条鉄五郎様 御家中 一四六人 三一名

妻籠宿から清内路村まで、一行の荷物送り人足は、与川村から下九<sub>カ</sub>村に次によろに割当られた。

与川村四六人、柿其村二六人、三留村四三人、妻籠村二〇人、蘭村五二人、馬籠村二八人、湯舟沢村五三人、山口村九五人、田立村八七人、計四五〇人

右は、今般公儀御巡見衆来る一二日木曾の内へ御入込なされ候、十五日晚妻籠宿泊ニテ十六日伊奈郡へ御移りなされ候ニ付、人足割付申付候間、来る十五日の晩妻籠宿へ右割付の人足庄屋・組頭壱人ツ、相添罷越、十六日妻籠より清内路迄荷物持送り申べく候

三名の巡見使の荷物送りに四五〇人が割当られた。道中の荷物がどのようであつたか、御使番三好勝之助についてみると次のようであつた（清内路村誌より）。

三好勝之助様御上下四拾四人

一御具足	壱荷	四人
一御先挾箱		四人 助武人
一御茶弁当	武荷	四人 助武人
一御合羽籠	壱荷	六人 増武人
一御竹馬	壱荷	武人
一両掛挾箱	四荷	拾武人、増武人
一御提灯籠	壱荷	武人
一御長持	廿四人	
一御駕籠	武棹	拾武人
一御駕籠	壱挺	廿人
一御道具持	武挺	
一御道具持	武人	

メ人足百拾人

一宿駕籠 拾挺

この人足五拾人

同断 武挺

この人足拾人外壱人増

御乗懸 拾駄

馬添 武拾人

御乗下 拾駄

馬添 拾人

メ武百壱人

三好勝之助だけで人足は、分持人足が一一〇人・駕籠人足六一人・馬添人足三〇人の合計二〇一人、それに馬二〇疋、駕籠一三挺が土分二七人、仲間一七人が付添った。駕籠人足は巡見使駕籠一挺に一二人、供駕籠一挺に一〇人、宿駕籠一挺には各五人の人足で分担した。三人の巡見使に要した人足は五一四人・馬七〇疋・駕籠三五挺であった。

天保九年の一二代將軍家慶は天保八年四月に將軍に就任、一二月に諸国巡見使派遣の旨が老中から触出され巡見使た。巡見使の通行に当つては、寛文七年の触書と同様に諸国簡略の旨申渡されている。道橋の修理は無用と申し渡されているが、中山道筋からはずれた所はそうもいかなかつたとみえ、福島役所は四月六日蘭村内の道作りを次のように達している。

回状を以つて申入候、就是、公儀御巡見御通ニ付、蘭村内道橋作り方人夫左の通割符仰付られ候間、急度相勤申べく候

一人足武拾人

山口村

一同 拾八人

田立村

一同 拾人

湯舟沢村

外ニ証人壱人宛

右の通割符仰付られ候間、来ル九日夕右村ニ罷越て逗留罷在、道作り方奉行先達て遣され候筈ニ候間差図次第相勤申すべく候、人足持物の儀は、鍬・斧・鶴はし・唐鍬等見合持参申すべく候、

四月六日

右の出入夫の報告書を次のように提出している。これによると泊り込みで四日を要したことになる。

覚

一 九拾人 山口村出入夫

右は今般御巡見様御通行道筋妻籠村橋場入口より蘭村内木曾峠御境迄、清内路通道橋御普請の節、出入夫割符仰せ付られ罷出相勤申候処相違御座無く候

蘭村内の道作りは前回の宝暦二年通行の際にも行っている。裏木曾三カ村でも巡見使通行の際には、橋板の張替道作りを行っているから、中山道からはずれた道がどの様な状態であったか知れる。

天保九年四月木曾谷中を通行した巡見使土屋一左衛門・設楽甚十郎・水野藤治郎の一行は四月二四日妻籠宿に宿泊し、翌二五日清内路村に通行した。馬籠宿年寄大脇兵右衛門の諸事覚帳のうちに「御巡見御通行遊ばされ候ニ付御宿・御泊・御繼所之出張諸事書留覚」に、馬籠宿役人一同が妻籠宿に出張助役を命ぜられ勤務した記録がある。これによつて巡見使の様子を掲げると次のようであつた。

御繼所本会所詰

当日脇本陣添亭主役

宿御出迎手札馬籠宿役人と書候註

当日大野屋添亭主役

当日人馬御繼所

島崎悦次郎

原三右衛門

蜂谷源右衛門

大脇兵右衛門

稻葉重兵衛儀、野尻宿御旅館え御氣嫌伺ニ罷出候	組頭 蜂谷 源八郎
下勤キ者 馬指喜太郎、孫兵衛、藤兵衛、勇蔵、藤七、茂助、小使銀治郎	同 稲葉 重兵衛
廿五日朝御繼立強雨ニ付、清内路迄人足宰領ニ参リ候	組頭 久助、同 五兵衛
福島役所より御出張の御役人	
一御用給 <small>たまわ</small> り	
妻籠宿御着御見届の上、夜五ツ時三留野宿、御引取遊ばされ候	御用人 川口寛次郎
一御用懸り	
人馬繼立御見届方	
一御用懸り	
諸事給りなされ御役、谷中御付添妻籠宿ニ御泊リ翌廿五日	御用達役所 原九郎右衛門
朝清内路迄御案内遊ばされ候	
一御地走の為と御休泊御附添、清内路村迄御越なされ候	御医師 壱人
一妻籠御旅館へ四月以前ニ出張、諸事道具并夜具調	物役所下役 勝野澄蔵
人馬繼方共兼ね御勤	
一原九郎右衛門様え随身、諸事御用給り御附添、清内路御供申候、御用達御下役 川北龍助	
御巡見御役人旅館	
下条直蔵	

土屋一左衛門様	御隨身	木村孫三郎 熊本金太夫	御本陣
設樂甚十郎様	御隨身	若林惣兵衛 高石伝左衛門	脇本陣
水野藤治郎様	御隨身	安兵衛 森源助	大野屋
御三頭様ニテ御同勢百式拾人程		横川源助	

右の巡見使一行同勢一二〇人に荷物持送り人足、土屋一左衛門に九五人、設樂甚十郎に一〇五人、水野藤治郎に八六人計二八六人と、ほかに臨時宿駕籠三七挺この人足一一一人、合せて三九七人の人足を要した。道中にはこのほかに予備に付添う人足・長持宰領・先払い・立辻人足など荷持人足のほかにも人員を要した。

この通行に妻籠宿に割付られた人足は、三留野宿四〇人・妻籠在郷五〇人・馬籠宿五〇人・蘭村七六人・田立村一一三人・山口村一一六人・湯舟沢村七五人の計五二〇人であった。

また荷物送りに必要とした馬は、妻籠宿一三匹・馬籠宿一三匹・蘭村雌馬一〇疋計三六匹が勤めた。

宿所には夜具・布団・蚊帳など諸道具が、馬籠宿大黒屋・八幡屋・俵屋・丸亀屋・扇屋・米屋を始め、山口村・蘭村・三留野宿に割付られた。

巡見使に供した料理について次のように記している。

一御公役様方之御地走の儀は、美濃筋井三カ村（裏木曾三か村）通は、尾州様より御出張御役人中様方御越添にて魚の棚料理人（往出屋板前）召連御休泊（宿泊・昼食）とも差上候得共、木曾谷中の儀は山村甚兵衛様え御任せ仰せ付られ候ニ付、諸事宿方賄にて御休泊とも一汁三菜に仰せ付られ指上申候、なお又御酒の儀は内々にて肴類重詰にいたし、其宿の亭主心得にして指上申様御用いなされ候

この記録の最後に、

一廿四日・廿五日両日共至て強雨にて、御繼立甚混雜仕候得共、首尾能御見立（見送り）相済、出張御役人中様え御伺宿方へ引取申候、今般出張仕候ニ付荒増あらまし（概略）書き記、

御荷物人足配符割は、別紙ニ御座候方、左様相心得申すべく候以上

両日強雨にて混雜したが、首尾よくお見送りが出来、福島役所の出張役人様方にあいさつし帰宅した。この記録に継所の人足割当書は別紙にあるから、後々の参考にするようにと付け加えている。そしてまた今回出張した宿方の者の飯米・諸道具・筆墨・紙入箱、燭台とも持参した。旅籠茶代、そのほか諸雑用は残らず宿の公用である。この後も「右の通りに相心得申すべく候」と、子孫への心構を教えている。

## 五 尾張藩の地方支配

尾張藩の尾張藩は、国奉行・勘定奉行・寺社奉行の三奉行を置いていた。国奉行の下に郡奉行を置いて地方支配方行政に当らせていたが、元和元年以降美濃領の編入されるに伴い、寛永一五年尾州郡奉行と濃州郡奉行の両役所を設けそれを管轄させた。同一九年一二月三カ村代官をおき、裏木曾三カ村を管轄した。木曾は慶長五年閏が原役後家康の直轄地としてその管理は山村氏に委任されていたから、尾張藩編入後もそのまま山村氏が木曾代官としてその任にあつた。寛文五年尾張藩の林政改革により、木曾山と木曾川の運送管理は藩直轄となつたが、地方管理は山村氏の手に残された。享保の林政改革に伴い裏木曾三カ村代官は同一二年大代官兼任とな

り同一五年三か村代官の職は廃止になった。天明元年（一七八一）国奉行所が類焼しこの機に、國奉行の下僚である郡奉行の職務に改革があり、郡奉行の職制を廃し、領内各所に所付代官をおいて村々の行政に対する疎遠の弊を改めた。その後逐次代官所は増設されて領内に一二ヵ所設けられた。そして藩庁に大代官をおいて統轄した。國奉行所は天明八年七月に改革があり、地方大奉行と改称せられたが寛政六年六月、同奉行の職務は勘定奉行の職務に吸収して、地方懸を設け公事方懸を兼任させた。この後は明治維新の改革まで変更はなかった。

## 六 木曾代官山村氏の支配

山村代官役所 山村氏は木曾福島の大手橋を渡った木曾氏館跡を拝領し居館を構えた。現在の福島小学校の場所である。木曾代官所と同時に山村家の知行支配の役所でもあった。大手の坂を登った西側に御亭主門があり、門を入って真直ぐに進んで左の門を入れると、玄関・槍の間・大広間・異風の間の一棟の建物があり、次いで弓の間・広間・上段・次の間の一棟が続き、それに続いて書院の一棟があり、いずれもこけら葺きであった。これらに付属した建物及び役所があり、東端に表居間から奥屋三階の樓屋があつて相当の規模を有するものであつた。木曾考続貂によると屋敷地は四四三二坪となつてゐるが、その後下屋敷・中屋敷が出来たから坪数は増加していると記している。

代官所の建物は正保二年四月一七日に焼失、享保八年二月四日にも焼失した。その後復旧の建物は、明治維新の際取り壊され、東門跡の石垣と下屋敷の城陽亭の一部のみが残る。

## 山村代官の職掌

家康の直轄地時代から地方・山方ならびに木曽川運材管理を委任されてきた。そのうち運材管理には錦織に川並奉行所が設けられ、久々利在住の木曾衆が交替で勤番していた。山方支配は材木奉行をおいたが寺社奉行兼務であった。財政面は勘定奉行をおき、山村家の知行地には久々利と中津川に私設の代官をおき事務処理をした。

寛文四年（一六六四）尾張藩の谷中巡見によつて、山林荒廃の実情が藩当局に知れたために、翌五年上松に藩の材木奉行所が創設され、山村氏の管理・経営は藩の直轄となり、山村氏はちかた（村方）のみの支配となつた。これは山林の保護・経営の政策を確立する必要に迫られたことによつてなされたものである。このことについては山林の項で詳述することにする。木曽の管理支配は山方と村方に管掌を分け、山方一切は上松材木奉行の所轄とし、村方一切は山村家の福島地方役所の所管の二本建となつた。木曽川運材は錦織川並奉行をおき、奉行の一人は上松奉行を兼役とした。山村家から派遣していた役人は引き揚げた。

福島地方役所は山村家の役所で村方一切を取扱い、年寄役所・材木役所・勘定所の三部門をもつて構成した。後享保の林政改革に際し、享保九年上松材木役所と勘定所を合して用達役所とし、尾張藩は大村源兵衛を派遣し、上松役所・山村役所三者の立合行政をとつたが、元文五年林政改革の成果が一応あがつたとして元に復し、上松役所は、木曽材木奉行所と改めた。

山村地方役所の所管事項は、村方一般の年貢・課役を初めとして、その他すべての村政に関する事務、山林の監督保護に関する盜賊伐・山火事防止のため、村民をして留山・巣山・明山の見回り監督などである。

地方支配に 下代官は山村氏の私設代官である。秀吉時代の木曾代官石川備前守が、その下に木曾の旧臣たち下代官をおく を登用して数村を管理せしめたが、山村氏もまたこれを踏襲して各村に下代官をおいた。下代官の任命は、山村家の家中の者ばかりでなく、一般から有力なる者を任命している。享保九年（一七二四）谷中検地後は廃止され、下代官の職務は福島勘定所に吸収された。

下代官の任務は、宿村の庄屋との間において年貢の収納が主な事務であった。下代官の給料はないが、収納年貢高の一分五厘を手数料として下付されるほかに、村民の労役負担があつた。

慶長一三年（一六〇八）五月山村良勝が、上松村あてに出した「年貢課役等定書」（県史資料編卷六所収）のうちに、「下代・肝煎日手間の事、年中一人にて六人つゝ仕るべく候此の外壱人もつかわれまじく候右のうち二人は肝煎分也是は薪、馬の草のために候事」とある。また岩郷村御代官免の覚（村井氏所蔵記録享保九年）には、下代官への納物として大豆・薪・炭・干草・雉子・糀糖など書上げられており、その末尾に「右御代官へ相勤候品に本役壱人にて年中に七人宛手間勤申す筈に御定に御座候ども、手間御使い成さる事御座なく候、七人に手間代りに右の品々相勤申候」と記している。右の文書によると下代官に勤める労役は、初期には本役一人に付六人後に七人となつているが、いつころからか労役を必要としなくなり、その代りに物品を納めるようになつたと述べている。納物は村によつて一様ではなかつたようである。

山口村の下代官 「県史資料編卷六木曾地方」に、木曾の下代官の名前書がある。この名前書は木曾が尾張藩領に

なつた直後の元和四年から享保九年下代官廃止まで記されているが、山村氏の下代官は山村氏が木曾代官になつた慶長五年当初から任命されていたようと思える。山口村諏訪神社に慶長一六年（一六一一）の棟

第2表 山口村下代官表

年号	西暦	下代官名	備考
慶長一六	一六一一	松井善右衛門	諏訪神社
元和四	一六一八	松井善右衛門	須原・野尻・長野・殿村・湯舟沢・山口六ヶ村（慶長二年まで）
慶安三	一六五〇	なし	職務は庄屋兼任する
承応元	一六五二	廣野半左衛門 後改松井善右衛門	湯舟沢・山口村 二ヶ村
天和二	一六八二	引揚げ	福島勘定所扱となる

札がある。この棟札は諏訪神社創建時のもので、「大旦那松井善右衛門」の名がある。そして以降の同社札には代官松井善右衛門と記載されている。山口村の下代官を一覧にすると第2表のようになる。

山口村の下代官は始めから松井善右衛門が勤めていたようにみえるが、慶長二年に致仕まで四九年間となるからあるいは父子であつたとも思われるが、その記録はない。松井善右衛門が退職して二年間は庄屋が職務を代行し、翌承応元年から広野半右衛門が勤め三〇年後の天和二年に廃止になつて、福島役所の勘定所扱になつた。享保九年検地奉行に提出した報告書に「御下官は御座なく候」とある。

馬籠村下代官 島崎家譜に二代庄三郎重長が文禄二年馬籠下代官を仰せ付られたとし、以降代々元禄一六年まで勤めたと述べている。元和四年以降の下代官の名前と一致する。この両者によつて馬籠村下代官を一覧表にすると第3表のようになる。

第3表 馬籠村下代官名簿

七  
村の自治制

1

木曾の地域が、古代には美濃国に属していたことは前にみてきたとおりである。近世初頭天正一  
はじめに

は秀吉の蔵入地となつた。秀吉は犬山城主石川兵藏を木曾代官に任じ、木曾山・川一切の支配を任せた。石川兵藏

は木曾氏の遺臣六名を私設代官に任じ、木曾の村々を管轄させた。「木曾古今誌」によると、代官の名とその管轄は次のようになつていて、

原弥右衛門 奈良井・藪原・荻曽・贊川

原藤右衛門 贊川番所

原図書 宮越・原野・上田・菅・黒川・末川・黒沢

山村道祐 王滝・三尾・福島・岩郷

古幡十兵衛 上松・須原・長野・殿村

神辺休安 三留野より下村

右によると、神辺休安の管轄村は三留野より下村と記されていて個々の村名がわからないが、妻籠・馬籠・湯舟沢・山口・田立村であることは間違いない。

木曾谷中の村が全部揃つてわかるのは、慶長一八年（一六一三）山村甚兵衛が駿府の家康の勘定所に提出した「木曾の成箇帳」で、これには次の二八カ村が記されている。

田立村・山口村・湯舟沢村・馬籠村・妻籠村・三留野村・野尻村・長野村・殿村・須原村・荻原村・上松村・三尾村・岩郷村・福島村・黒沢村・王滝村・末川村・黒川村・上田村・原野村・宮越村・菅村・藪原村・荻曽村・奈川村・奈良井村・贊川村

慶長七年家康は中仙道に宿駅制を敷き、木曾地内には次の一一宿が定められた。

馬籠・妻籠・三留野・野尻・須原・上松・福島・宮越・藪原・奈良井・贊川

正保四年（一六四七）の「信濃国郷牒」（県史史料編第九卷）によると、二八カ村のうち王滝村に枝郷「滝越村」が

第4表 木曾谷中の村

近世初頭から	宿村	享保9年独立
湯舟沢村		
馬籠村	○	
山口村		
田立村		
妻籠村	○	
三留野村	○	
野尻村	○	
長野村		
殿須原村	○	
荻原村		
上松村	○	
福島村		
岩郷村		
三尾村		
黒沢村		
玉滝村		
末川村		
黒川村		
上田村		
原町村		
宮野村	○	
菅越村		
藪原村	○	
荻曾村		
奈川村		
奈良井村	○	
贊川村	○	
計 28	11	4

あるが、これは王滝村誌によると元禄二年三月一四日王滝村に合併して消滅したとある。以降一八ヶ村であつたが、享保九年（一七二四）木曾の総検地の際妻籠村の支村蘭村が独立し、野尻村から与川村が独立、三留野村の出村であつた柿其村が独立、末川村から西野村が独立して都合四ヶ村が増加して三二ヶ村となり明治に及んだ。

木曾の郡名

古代から木曽の地域は美濃国恵奈郡であつたことは、第二章に見てきたとおりである。中世代の木曽の郡名 木曽の神社の棟札に「美濃国恵奈郡」と記したもののがかなりみられる。中世末から江戸初期になると「木曽」と記した文書が散見されるが郡名は見当らない。慶長五年閏が原役当時の家康文書には「信州木曽中諸侍」とみえ、そのほかにも「木曽にて」とか、「木曽の内」などと記したものがある。そして山口村諏訪神社慶長一六年一一月の棟札には「恵那郡木曽山口村」と記されている。

また中世代の享徳元年（一四五二）の定勝寺文書に「木曾庄」と庄名を記したものがある、そのほかにも木曾氏

の文書の中に同様のものがあるが、莊園のなかに「木曾庄」という莊園名は見当らない。これは沼田氏が、木曾氏

を称するようになつて「木曽庄」を使用するようになったのではないかといわれている。

正保国絵図ならびに郷帳には「信濃国木曽」と記されて郡付はされていない。当村諏訪神社の万治二年（一六五九）の棟札には「中仙道木曽山口村」と記し、郡付のないのは同様である。江戸期に入ると「恵那郡」と郡名を記したのは見当らなくなるから、住民の意識のなかに恵那郡は消滅して、「木曽」と書くようになつた。しかし郡付がないから「木曽」は郡ではなかつた。こうした状態は元禄の国絵図の完成（元禄一五年）によつて解決した。そのいきさつは次のとおりである。

正保元年（一六四四）幕府は諸大名に国絵図の調製を命じた。このとき山村家が木曽の絵図に添付して提出した木曽の郷帳に、「信濃国木曽」と記し、「筑摩郡」の郡付を落してしまつた。そのため絵図の木曽は「筑摩郡」の境界線の外に置かれてしまつた。郷帳も信濃国木曽と記され郡付はない（県史史料編第九巻参照）。

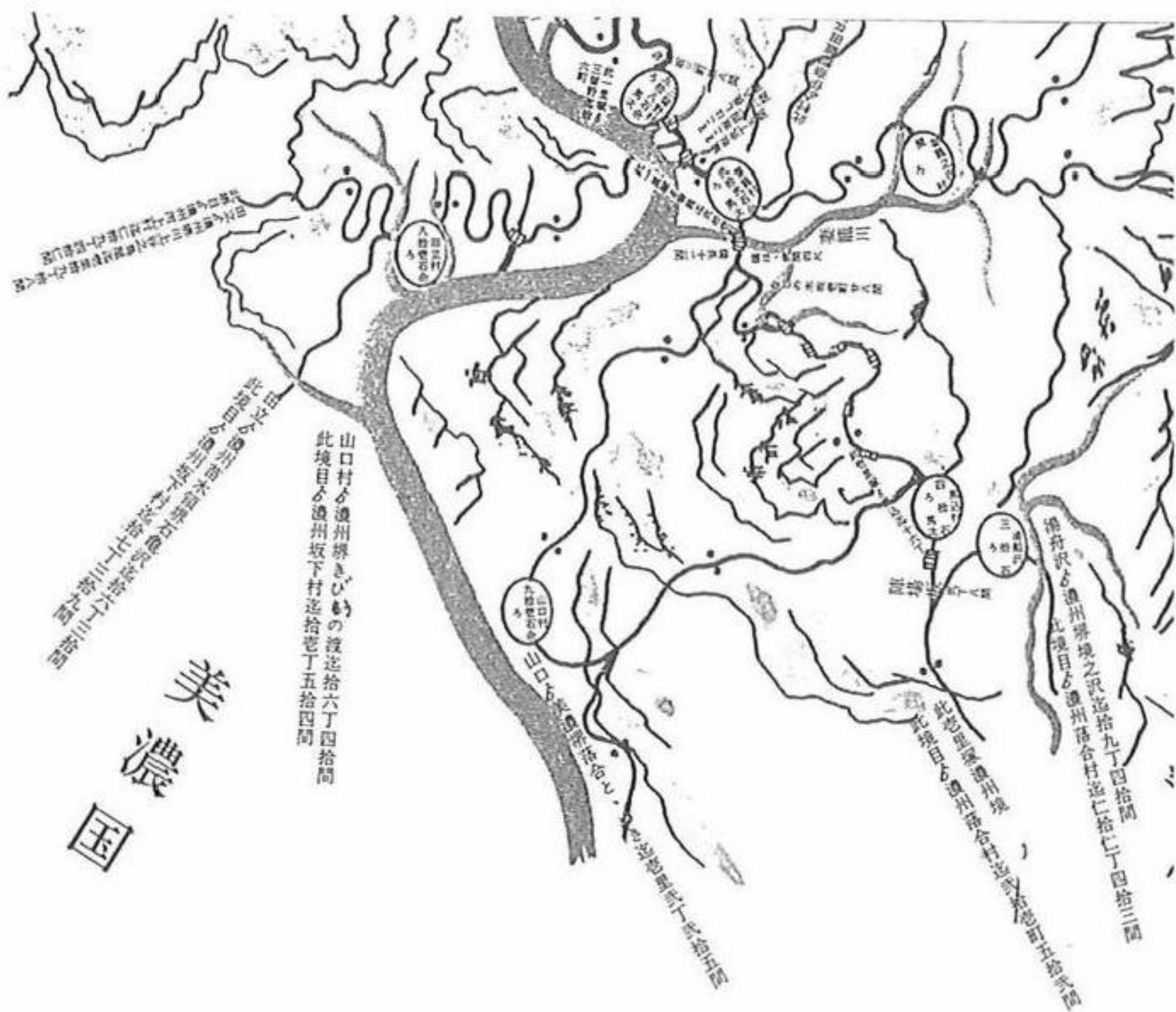
元禄九年幕府は第二回目の国絵図の調製を命じ、資料の提出を求めた。前回の正保の絵図の道筋や村の地勢などの誤りが指摘された。山村家は元禄一一一五年にかけて訂正願（県史史料編卷六所収）を提出している。そのうちに「郡付の脱漏に関する」文書がある。原文のまま掲げると次のとおりである。

一信州木曽之儀、今度御帳ニ筑摩郡と書出申ニ付、正保二酉年古絵図并郷帳ニ者郡付無之、其上正保之御絵図ニ筑摩郡墨引之外ニ木曽有之由、依之御不審之御尋候、其趣吟味致候処ニ、先年者如何様之訛ニ而御絵図・郷帳共ニ郡付不仕候哉其段不分明候、然共正保二酉年以降度々 公儀江差上候書付ニも木曽筑摩郡と書上来申候、此度筑摩郡と仕候、重而御不審之儀御座候ハゝ可被仰聞候、為後日仍如件

元禄十二年卯二月廿一日

水野隼人正殿

山村甚兵衛 印判



山口・馬籠村付近の絵図  
正保の信濃国絵図から（県史史料編近世九巻付録）

元禄国絵図後、木曾は「信州筑摩郡」と郡付がされるようになり、村々の文書にも郡付がみられるようになった。

### 国 絵 図

幕府の調製した国絵図は、正保元年、元禄九年・天保六年の三度である。正保の国絵図は明暦年中（一六五五～五八）、元禄度は同一五年に、天保度は同九年に完成した。

幕府が三回にわたって国絵図を作製したのは境界・道路・山川などの変化のみならず、新田開発などに伴い石高の増加を取り入れて現状を明示するためであつた。元禄国絵図は前の正保絵図を訂正し、狩野派画家によつて諸国一定の様式に描かせた。大きさは国の広狭によつて一定ではないが、大は六・七平方、小は二・三平方に近いものなどまちまちである。良質の料紙を貼り合わせて用い、極彩色を施し山岳・樹木なども細密に描き、その美麗壮大な形状はよく幕府の権威を象徴している。縮尺は、一里を六寸とす

る二万一六〇〇分の一とし道路には一里塚の表示も加えている。郡ごとに色分け、図の一隅に郡名・石高・村数を掲げており、その数字は郷帳の村数に一致する。また実測図ではないが、方位・地形・道路・山川・境界などはかなり正確であるといわれる。幕府は元禄絵図に基づいて日本総図を作ったが誤差があったので、享保四年に方位測量を行つて訂正を加え、同八年に日本絵図を完成した。記録によれば正保絵図は合計七七枚、元禄絵図は八四枚、天保絵図は八三枚であった。

県史史料編近世第九巻の付録に、正保の信濃国絵図の写図がある。この絵図から山口・馬籠村の関係部分を抄出したのが前頁の図版である。この図には「山口村より濃州境きびうの渡迄一六町四〇間」と書き込まれているが、青木辺から渡しに至る道路が描いてない。当時は街道として公認されていなかつたのかどうか、その理由はわからない。今後の研究に委ねたい。

## 2 宿村の役人

**宿役人** 宿は交通の機関として設置されたもので、村または在郷とは全く別の機構で、交通に関する部面

は幕府の道中奉行及び藩の支配下にある。宿の人馬繼立の主宰者は問屋である。問屋は一宿に二人で一人は村の庄屋が兼務した。補佐役に年寄がおかれた。馬籠宿は四人であった。

問屋場（会所）の事務を執る者には、帳付・馬指・人足指・刎錢支配方がある。刎錢支配方は、安永年中刎錢制度の出来て以来の役目である。

宿には家が密集して人口も多いので町方事務も相当にあり、これは年寄が扱った。

在郷には組頭がいて庄屋の監督下にあって事務を処理した。これは宿のない村と同様である。

宿役人の職務については、交通の項にゆずる。

村役人 幕藩支配機構の基礎単位は村であり、村には庄屋・組頭・百姓代が置かれ、定使が付属していた。定使は村役人ではない。これを村方三役という。このうち百姓物代がおかれようになつたのは、江戸中期の享保ころからとみられる。

### 庄屋

庄屋の呼称は、中世の莊家・莊官の屋敷の名から出たともいわれる。一般的には庄屋は関西・名主は関東の呼称といわれるが、同じ地域でも領主により庄屋であつたり名主であつたり一定ではない。庄屋であつた所が関東から領主が移封されて名主と呼ぶようになったところもある。

木曾では、江戸初期には肝煎といつていた。王滝村の寛永一四年の裏木曾三カ村あての文書は庄屋になつていて、また寛永八年五月二七日王滝村あてキリシタン取締文書は、肝煎あてになつていて、本文のなかには「庄屋・組頭・十人組」と記されているから、尾張藩では庄屋を用いていたことがわかる。山口村の万治二年（一六五九）諏訪神社の棟札には「庄屋牧野六兵衛 植惣左衛門」と記されているから、山口村では早くから庄屋を呼称していることがわかる。また県史史料編卷六所収の次の文書には庄屋が使われている。

寛文五年三月 湯舟沢村鷹巣下し権三郎等楨皮剥盜人見分注進状（文中に「庄や衆・組頭中無念ニ候間」）

寛文十年二月 岩郷村宗門改請証文（木曾岩郷村庄屋郷左衛門）

寛文十年六月 定勝寺住持代替につき荻原村総旦那差出証文（荻原村庄屋上田新五左衛門）

右文書にみられるように、万治・寛文年代には庄屋の呼称が使われるようになつたことがわかるが、また一方肝煎を使用している向きもあり、まちまちである。その後次第に庄屋が一般化して、享保の検地後には庄屋が定着した。

庄屋は一般的には、中世の武士帰農者や有力農民で、家柄の者のうちから任命されている。木曽の庄屋は、木曾氏の旧臣で村に定着した人々が世襲で任命されている。世襲制では、ときには嗣子が幼年で任命されることもあるが、この場合には分家または親戚のうちから後見人を立て、成年に達するまで補佐した。

山口村の庄屋は、江戸当初には牧野孫右衛門一名であったが、万治元年（一六五八）に樋惣左衛門が任命されて二名となり、以降外垣家（牧野五代目半三郎から外垣姓に改めている）と樋家が世襲して明治に及んだ。

**相 庄 屋**　庄屋は一村一名が普通であるが、一村に二名またはそれ以上の庄屋が置かれる所もあった。このような複数の庄屋は、一村に知行主（領主）が一人以上あり、または朱印地（寺社領）などがある場合は、年貢の収納先が異なるからそれぞれの庄屋がおかれることになる。また大村である場合は、一人では手が回りきねるということもあるので、複数の庄屋がおかれることもあつた。これを相庄屋という。木曾谷中では、奈川・藪原・菅・黒川・末川・西野・岩郷・山口・湯舟沢村の九カ村に二名の庄屋がおかれていた。このうち藪原村では宿と在郷に一名ずつおかれていた。また幕末ころには、上田・黒沢・福島村などに二名の庄屋がおかれていた。

**庄屋の任務**　庄屋の任務の主なるものには、年貢の収納、郷蔵保管米の管理、触書、回状文の控を写し取り次ぎ、村への継送り、宗門改帳の作成、村入用の収支決算、留山の巡視管理、入会草山の管理、水利の維持管理、川除道普請、助郷人足・課役人足の差出し、治安維持、村民願書の証明、村内病人・喧嘩口論の世話をまで及んでいた。庄屋世襲でない所では交代時の引継文書が残っているが、これには帳簿や村規定書など五〇余種

が記載されている。

山口村にはそのほかに「きびうの渡場」の管理と、山口川並番所の杭打土場があり、これの課役があった。川狩輸送の行わっているときには、木曽川河畔にある村内五カ所の雨小屋の火たき人足の差出しど、明松や薪の調達があつた。増水時には川上から多くの流木があり、この際にはすぐに人足を出して引き揚げ、杭打土場に保管しなければならなかつた。

田立山や裏木曽三カ村山に出入する尾州表や上松材木奉行所の役人は、きびうの渡を越えて往来した。これらの役人の昼支度・宿泊は庄屋宅で世話をすることになつていて、伐木が行われているときには役人の出入が頻繁になり、同時に山会所と上松材木奉行の連絡回状が多くなり、村継が大変な費えとなつた。

庄屋の地位・身分には、村民の上に立つて統率し、このような多岐多様の任務を全うしていかなければならなかつた庄屋には、一般村民とは異なつた地位・能力が必要になつてくる。

(1) 庄屋は村民の上に立つて命令者の地位を保つ必要があつた。

寛永二〇年(一六四三)三月、幕府の土民仕置の条々に、庄屋とその妻子は、絹・紬、百姓は木綿に限るとして衣服の面でも庄屋の地位が一般村民と異なつていた。

庄屋の中には「上下御免」や「苗字帶刀御免」など、士分待遇の特典が免許された者もある。「上下御免」は袴(肩衣と袴)のこと、百姓は着用することが出来なかつたが、庄屋は役向・公式の場合にはその着用が免許されていた。苗字と帶刀御免は別個のもので、苗字だけ免許の場合もあるが、帶刀が免許される場合は「苗字帶刀御免」となる。これは本人一代限りが普通であるが、なかには「永代御免」もある。庄屋にこれらの特典が免許になるの

は江戸初期ころからで、中期ころから次第に多くなった。

(2) 庄屋は村民に公平で親身な人格でなければならなかつた。

幕府の農民の基本を示した慶安二年の触書の冒頭に「公儀法度を恐れ地頭代官の事をおろそかに存ぜず。さて又名主（庄屋）組頭をば眞の親とも思うべきこと」と示し、また「庄屋組頭を勤める者は、自身の身代をよくし、地位を保つように心掛けなければ百姓に命令しても侮られることがあるから、常に心掛けねばるべきこと」と、人格・地位を保つことを申し渡している。

また庄屋は「心中では仲悪く思つてゐる者にも無理をいわず、仲のよい者でもえこひいきなく百姓をいたわり、年貢や課役の割付は高下なく平等に申し付けるべきこと」とい、毎年出される年貢免状の末尾には「庄屋・組頭・小百姓立合申し分なくよう割付いたし、期日までにきつと完納すること」と、村民に対しては公平でなければならないとしている。

(3) 庄屋には資産が必要であつた。

年貢の割付は村あてに出され、期日までに納まらない者が出了場合には、庄屋が立て替えなければならなかつた。村入用においても、勘定は年の暮であつたから、庄屋が立て替えしなければならないことがしばしばあつた。このようなことからも、また庄屋には領主から支給される給与もなかつたから、広範囲の職務に専念するには資産がなくては全うすることはかなわなかつた。（木曾谷中村の庄屋給の支給は享保一四年からである。）

庄屋の職務を全うするには、地位・能力とともに、資産がなくては困難であったことがうかがわれる一文が、楯庄屋伝六の「正徳二年萬覚之記録」にある。これによると楯庄屋は、江戸初期からの庄屋ではなく、楯家二代目の

惣左衛門が万治二年（一六五八）初めて庄屋役を仰せ付けられて、三五年間勤め、元禄五年に三代目伝六が跡目を継いで、正徳二年までに五四年間勤めてきた。同年暮に伝六は、近ごろ病身になり、殊に「庄屋地」でない者が父の代より庄屋役を勤めてきたが、費えが多く家計が立ちいかなくなってきた。その上に分家二軒を抱えてその面倒もみなければならず、耕作にも手間が回りかね、年貢上納にも差支えるようになつたから、これ以上庄屋職を勤めることは出来ないから、是非退職したいということであった。

当時の樋家は、二軒の分家が出ているが年貢上納責任者は本家伝六が負っていた。分家を含めた年貢高は次のようにになつていた。

本家伝六分	一石二斗九升五合二勺三才
第一分家太郎右衛門分	一石八斗七升二合七勺二才
第二分家惣左衛門分	五斗七升七合五才
合せて	三石七斗四升五合四勺四才

この分家の様子をみると、初代惣左衛門の代に第一分家太郎右衛門が財産を二等分して一石八斗七升二合七勺二才を分与され、二代目惣左衛門の代に第二分家惣左衛門が本家の年貢高の三分の一に当る五斗七升七合五才を分与された。これによつて本家分は一石二斗九升五合二勺三才となつた。

当時の山口村の年貢高は九一石七斗二升八合で役家（年貢負担責任者）は八三軒であつたから、一軒当たりの平均年貢高は一石一斗五合となり、樋本家の年貢高はほぼ村の平均年貢高になる。一方外垣家の年貢高は推定七石五斗とみられるから、これに比すると樋家の年貢高はこれの約六分の一である。この状態からも庄屋職に専念するのは困

難であつたとかがわれる。

伝六の庄屋役退職の申し入れについて村方では、一三組の組頭が再三寄合い協議したが、ほかに庄屋を勤める者がないから本年中は是非とも勤めてくれるようにと頼み退職を聞き入れなかつた。翌三年の暮になつても村方では同様の理由を繰返すのみで退職を認めず、翌四年、五年と解決しないまま経過した。享保元年になり村方では、ほかに庄屋を勤める者がないから伝六の伴藤十郎に庄屋役を勤めてくれるよう申し入れ、村方より年々米二石四斗を助役する条件で一応の解決をみた。同年二月庄屋外垣半三郎・組頭連署で、伝六の伴藤十郎に後役を仰せ付け下されたいと福島役所に願書を提出した。

乍恐御願申上候口上

当村庄屋伝六儀日ごろ病身に罷りなり、殊に合地にて庄屋役勤り申さず候、外にて当村に後役相勤申すべき者御座無く候に付、藤十郎に庄屋役申付候様に御願申し上げ候

右の通り百姓中納得仕り御願申し上げ候、庄屋後役の儀藤十郎え仰せ付下され候ハヽ有難存じ奉り候

享保元年申二月

(山口村庄屋半三郎・組頭連名)

その後庄屋半三郎・組頭が再三福島役所に出向いて願の結果、藤十郎が後役を勤めることで伝六の退職の内意が得られたので、伝六の退職願を藤十郎・組頭吉左衛門が携えて福島役所に提出した。

一私庄屋役の儀親藤十郎代に仰せ付けられ、只今迄相勤申し候得共、合地田地にて御座候ハヽ勤申すべからず候  
殊に私病身に相成勤り申さず候に付御願申し上げ候

享保元年申十月

同年一一月村方より伝六の後役を藤十郎に勤めてくれるよう頼んだしるしに、米二石四斗ずつ年々助役することを約束した次の手形がある。(宮下敬三氏蔵)

## 一札之事

一伝六庄屋之儀庄屋地ニテ無御座候故、親藤十郎代ニ被仰付、只今迄御勤被成候得共、合地ニテ勤リ不申、殊ニ病身ニ罷成勤不申付、以前之通り人足役ニ被仰付被下候様御公儀様へ御願被成候処、御代官ニテ願書之趣御聞届ケ被成て、後役ハいづれニても相極申様ニ村方へ被仰付候、村中寄合相談仕候得共、村方ニテ外ニ勤可申仁、当村無御座ニ付、少々之了簡付ヲ藤十郎相頼申度と御代官様え御内意ねがえば、庄屋地ニテ無之候得ハ、村方より頼分印付頼之義尤ニ被仰付、村中相談納得之上ニテ、貴殿達て御願申候

只今迄之通御勤被下候印(しるし)ニ村中より米武石四斗宛、御勤被下候内ハ年々遺可申筈ニ相定申候

為後日手形仍而如件

享保元年申十一月廿日

享保元年一二月二六日村方より組頭二名福島役所に出頭して、藤十郎の後役願を提出し、伝六の退職は許可された。藤十郎は翌二年正月御年礼の節、御目見得して、庄屋職を任命された。

## 庄屋給

庄屋には資産を必要としたことは前項でみたとおりであるが、始めには領主から定まつた給与は支給されていなかつた。慶長一三年山村良勝が村々に令した課役等の定書に、肝煎の日手間年中に一人に付二人肝煎に奉仕することを申し渡し、これは薪・馬のまぐさのためとしている。また村々では下代官に椀飯納物を出しているがこれと同様に庄屋に対しても納物をした様子がみられるが、この制度は享保九年の検地後廃止された。

このほかに庄屋引高というものがあつた。これは村高（木曾では年貢高）に掛かる課役などの一部を村方で負担することをいう。この慣習は木曾のほかの地域でもあり、負担割合は二分の一程度が普通であつた。宝暦八年の記録によると、外垣庄屋の場合は年貢高一五石九斗余であつたからその二分の一に当る八石分を、楯庄屋は年貢高四石九合であつたから全部に掛かる分を村方で負担助役した。山口村ではこの庄屋引高は、庄屋給支給以後もそのまま温存されていた。このような村民からの助役はあつたが、無給で勤めることは困難であつた。

享保一〇年（一七二五）木曾谷中三二一カ村庄屋連名で庄屋給の支給を願い出たが、許可にならなかつた。同一三年一〇月再び下付願を福島役所に提出し、藩庁に申達されるよう願い出た。

一去ル<sup>（享保一〇年）</sup>己年谷中庄屋給之儀御願申上候処、御時節柄故御取上無御座、今年迄指控罷在候得共、連々困窮仕、御役難相勤御座候間、御慈悲ニ庄屋給為 仰付被下置候様ニ乍恐奉願候  
右之趣被為 聞召分、宣敷 尾州御公儀様江乍恐被 仰上被下置候ハ、難有可奉存候以上

享保十三年申十月

（木曾谷中三二一カ村宿村庄屋四〇名連名）

この願書の写しは岩郷庄屋家のものである。岩郷庄屋はこの願書の末尾に次の「覚書」を付している。

右之御願被仰出ハ、尾州 御領内中給人衆様御知行所之庄屋えハ給人様より被下候由、御蔵入之庄屋へハ御上より被下候、御百姓中より立置申候庄屋ニ付、御上へ願之儀御取上不被成候、然共追而御手引被遊可被下由ニ被仰出候

申十月二日

（木曾福島町岩郷村井喜代志氏蔵）

これによると尾張藩領での庄屋給の支給は、給人の知行地では給人より支給されていたが、蔵入地（直轄地）では支給されていなかつた。この理由について、この文書には蔵入地の庄屋は「御百姓中より立置申候庄屋ニ付」と

記しているが、蔵入地の庄屋は藩の勘定奉行所より任命されており、この意味が判然としない。現在は支給されていなが、福島代官より支給になるように手引して遣すと仰せられたと記している。

享保一四年から庄屋給が支給になった。同年五月の山林規制緩和の指示文中にそのいきさつが記されている。  
 一庄屋共庄屋給被下候こと相願候ニ付、御吟味有之候処、外御領分中御蔵入之分庄屋給被下候義無之事候へ共、木曾之義ハ前々より庄屋御入用村方より取立候義も無之、前広庄屋附の田畠其外人足役取来候処、検地已來御年貢附ニ罷成候故、格別ニ相立今度庄屋給米三石宛被下候

右の文面によると、庄屋給支給のいきさつについて、以前には庄屋付の免租地の田畠があつたようみえ、そのほか人足役を取り仕切つてきたが、検地後は廃止になつたから特別に考慮されて庄屋給が支給されるようになつたと記している。以前には庄屋付の田畠があり、享保の検地後は年貢付になつたとしているから、これは免租地であつたようみられる。この庄屋付の田畠のわかる文書はなく判然としないが、前述した「正徳二年楯庄屋伝六の覚書」に、この「庄屋付の田畠」に關係があると思われる一文がある。抜書すると「寛文五年已の冬御公儀様より、黒岩半田地庄屋勤ニ付御預ケ下され候、延宝元年まで九年間作り、下代官松井善右衛門様より御公儀へ御返上仕るよう仰せ付られ返上仕候」とある。「半田地」と記しているがこの文字が当を得ていて定かでないが、これが右の「庄屋付の田畠」ではなかつたかと思う。また「同覚書」のなかで、伝六は庄屋役退職し以前の人足役のみ仰せ付けられたいといつてはいる。人足役は後の文化一四年の文書によると四人扶持が給せられている。庄屋給支給以前には庄屋にこのような恩恵的な特典が与えられていたように思える。

なお「半田地」を知る確かな資料は見当らないが、中世の莊園の莊官の下役である「定使」に給せられていた

「定使給田」に相当するものではなかつたかとも思われるが定かでない。今後の研究にまちたい。

### 庄屋の困窮

享保一三年の庄屋給支給願に「連々困窮仕り御役相勤難く御座候間」と述べているように、江戸中期ごろには庄屋の困窮が多くなつた。幕藩の支配体制が整備されるにつれて行政事務が増加し

庄屋だけでは手がまわりかね、補佐役として組頭が置かれるようになつたが、庄屋会所の実務は庄屋一人であつた。村相互間の連絡や役所への連絡が増加し、農耕を顧みる暇はなく無給で専念しなければならなかつた。尾張藩領では世襲で交代することがなかつたから、庄屋家の家計は次第に逼迫<sup>ひっぱく</sup>の度を増していった。資産家であつた庄屋家も借財に苦しむようになつた。正徳二年山口村庄屋伝六が家事の都合上庄屋勤務が困難になつたとして村方に退職を申し出たことについて前述したが、このとき村方は村内にほかに庄屋を勤める者がいないという理由で辞職を認めず、五年間にわたつて紛争を続けた末、村方から年々米二石四斗を助役する条件で一応の落着をした。村内に庄屋の引き受け手がなかつたのは、能力のある人物がなかつたのではなく、経済的理由が原因であつたとみられる。享保一四年から庄屋給三石ずつ支給になつたが、この額は手当に過ぎないものであつた。武士の最下級の足軽級の俸給は五両二人扶持前後であつたが、この給与では家族の内職に頼らなければ家計の維持は困難であつた。庄屋給の玄米三石は、右足軽の給与に比するとその三割五分程度であるから、ほかに相当の資産がなくては庄屋勤めは困難であつたことがわかる。

江戸中期後の庄屋の窮状の様子は、宝暦六年の尾張藩家臣松平君山が順村した見聞記「濃州徇行記」に、「川上村庄屋は近郷に聞えた名家であるが、今は伝来の武具等売払い、離れの客座敷も朽ち果て礎石ばかり残すのみ」と記している。山口村外垣庄屋寛延三年の「萬留帳」に、楯庄屋の窮状を訴えた「乍恐奉願上口上覚」がある。

一山口村庄屋平左衛門儀、去ル辰年（寛保元年）御拝借金貳拾両御願申上候処、御吟味之上御金拾両無利十ヶ年賦ニ御拝借被仰付難有奉存、居宅葺替等仕罷有候得共、連々之借金借米等大借ニ罷成、下人（下男）等召抱耕作仕候方便も難成、就夫御願申上候ハ、五ヶ年之間田畠不残作人相頼、只今迄之居宅え入置平左衛門義ハ裏屋へ引込罷有、庄屋役目之儀ハ万端只今迄之通ニ相勤申度、御願申上候間願之通被仰付被下置候ハ、難有奉存候

右之通御願申上候間、御慈悲と思召願之通被仰付被下置候得ハ、難有可奉存候 以上

寛延三年午二月

山口村庄屋願主 平左衛門

同 庄屋 半三郎

組頭 四人

御奉行所

右によると、寛保元年（一七四一）福島奉行所から一〇カ年賦無利子で一〇両拝借し、家屋修理は出来たが下男を雇い耕作させるまでには至らず、五年間田畠は小作人に頼み居宅に入れて、自分達は裏屋に移り住むことで耕作のめどはついたから、庄屋の役目は今まで通りに勤めさせていただきたいと願い出た。

このようにして家屋の修繕は出来たが、前々からの借金・借米が多くあり、宝暦四年に至り借金の利子、借米の利米が払えないまま嵩み、遂に破産に追い込まれた。一方村方も困窮に陥り、平左衛門に助力して庄屋役を勤めさせる方法もなかつた。そこで村方では平左衛門の預り林「万場松林」を、村方に払い下げをうけ、薪等に伐り村内で売払いその金で借金・借米を返済して庄屋役が勤まるようにしたいとし、林跡地二町歩程は畠にして検地をうけ年貢上納をするから願のとおり許可願いたいと左の願書を提出した。

一山口村庄屋平左衛門儀、前々より借金借米多御座候而家居等破損仕候得共、繕い之手便も難成、去る寛保元辰年御拝借金二十両無利十ヶ年賦御願申上候処ニ御金十両被為仰付、繕ひ普請等仕難有奉存候得共、近年米穀下直ニ付、利金・利米等も相済不申候故、大借ニ罷成、當時ニ至り潰ニ罷成候得共、村方御百姓も至極困窮仕、平左衛門取立、庄屋役相勤させ可申方便

無御座候ニ付、御願申上候ハ平左衛門御預り置申候万場松林御救と思召、村方え被下置候ハハ、段々と不残薪等ニ伐取、村切ニ売払少々之金子ニも仕、借金・借米之利上ヶ等仕らせ、庄屋役相勤させ候様ニ仕度奉願上候

右松木御救ニ被下置候ハ、林跡豎二町横一町程之内ニ烟切起し、幾々御見分請御年貢上納可仕候間、御願申上候通ニ、松木被下置候ハ難有奉存候

右之通御願申上候間、被為聞召分、宣敷被仰付被下候ハ、難有仕合可奉存候 以上

宝暦四年戌二月

山口村庄屋 半三郎

組頭 四人

惣御百姓代二人

右之通ニ御願申上候間御慈悲と被為思召上、宣敷被為仰付被下置候ハ難有可奉存候 以上

庄屋 平左衛門

このようすに庄屋家の経済が破端に追い込まれたことは、庄屋の職務に原因しているように思われる。このようなことで中期以降には庄屋の交替がみられるが、世襲制では「庄屋の地」としての意識が村民の間にあり、その擁立に努力を傾けたと思える。庄屋給が支給されるようになつても、庄屋家の経済逼迫は改善されなかつた。時代が降るにつれてその度は増し、この後も村民との間で種々論争を起している。

山口村の庄屋 関が原役後山口村肝煎に牧野祢右衛門が任命された。万治元年（一六五八）に楯家惣左衛門が任三郎から外垣姓に改めているが、改姓の理由は不明である。

文政四年長左衛門一件に、両庄屋とも不取締の責任を問われて罷免されるという事件があつた。一件は、長左衛門が金五拾両村から預っていたが、福島役所の役人から再三強要されて融資したのが、焦げ付となり村方との紛争

世を生じ、村方から福島役所に訴訟した。両庄屋は不取締の責任を問われて庄屋役を罷免された。後役が決まるまで馬籠村庄屋島崎吉左衛門が兼帶庄屋となつた。庄屋後役は入札によつて選出するよう命ぜられたが、ほかに庄屋役を勤める者が一人もなく困惑した村方では、楯兵左衛門の養子安太郎は若年であるが庄屋に立て、兵左衛門を後見人に任命されるよう嘆願書を提出した。

乍恐奉願上口上覚

一当村御百姓一統奉願上候ハ、長左衛門不埒ニ付、庄屋三左衛門、兵左衛門右一件取計イ不都合ニ付、先達而庄屋役儀被為召上御糺被仰付、庄屋跡役之儀ハ村方ニ而入札と相定メ御願申上候様被仰付奉畏リ候、村方一統申合仕候処、小前御百姓之内庄屋役義相勤リ候者老人も無御座、殊更当村之義ハ、木曾村々御山内より御伐出御材木御川狩り等外村と違ひ至而多用之場所、況又濃州三カ村模寄ニ而御七里其外御用取次仕、年々御用多之村方御存知之通両庄屋共、先年より相勤來り候得ハ、只今ニ相成庄屋共御用不相勤候而ハ、御用筋取扱い勿論村方締リ等も不行届、一統当惑至極仕候、依之恐多御願ニハ御座候得共、先庄屋兵左衛門養子安太郎と申者、当年拾五歳ニ相成申候間、何卒御憐愍を以此者え庄屋役義被為 仰付被下置候様奉願上候、且又是迄兩人ニ而相勤候而も御用多之節ハ手張り申候処、いまだ年若成安太郎義ニ御座候得ハ、重々恐入候得共親兵左衛門之後見役被仰付被下置候様奉願上候

右兵左衛門之後見役之義、長左衛門一件ニ付御糺被 仰付間も無之、右躰御願奉申上候段誠ニ恐多、村方ニ而も數日寄合相談仕、隣村役人等も相願色々相談仕候得共、外ニ相勤へく者一切無御座、無據恐多も顧奉願上候、何卒御憐愍之御慈悲を以被為 仰付被下置候様奉願上候

右奉願上候通被為 仰付被下置候ハ、重々難有仕合ニ奉存以上

山口村兼役馬籠村庄屋 吉左衛門

山口村組頭 長 六

文政五年午三月  
御奉行所

藤治郎 丈 助

また一方隣村蘭村・田立村・湯舟沢村の三カ村の庄屋・組頭も、この大事を見かねて山口村を訪れて村民と協議を重ねた結果、先に兼役庄屋・村役人連名で提出した願書の副願書を提出した。これらの願書が聞届けられて、安太郎が庄屋に任命されたが、兵左衛門の後見は表向きには許可にならなかつたようで、文書には安太郎の連署だけで後見人の署名は見当らない。一方外垣庄屋の方は嗣子がなかつたから後役はなくそのままであつた。

こうして庄屋は楯安太郎一人に据え置かれたが、若年ということもあり、御用勤も村内の統轄も十分にいかず、組頭の負担が増した。また馬籠宿役人も助郷や人足の調達に支障が生じ難儀することが多かつた。一〇年後の文政一三年（天保元年）馬籠宿役人は村民の要望により一人の庄屋の必要を認め、外垣三左衛門の復職を願い出ることにした。しかし三左衛門は罷免になつた者であるから、お上で許可にならないときには悴鉄次郎は幼年であるが、これを任命されるよう願い出た。鉄次郎は当時三歳であつたから、三左衛門の復職を期しての願いであつたと思う。願書は奉行所に遠慮して内願伺いとしている。

乍恐奉御窺内願口上覚

一山口村之儀先年より庄屋役兩人ニ而相勤來候処、去ル文政五年庄屋三左衛門、同兵左衛門不調法ニ候儀御座候ニ付、役義御取上被仰付、其後村中入札を以、則庄屋役安太郎え御願奉申上候処、願之通被仰付相勤罷在候得共、未タ若年ニ付兎角村方納り方も行届兼候仕合故、組頭共始小前一統迷惑仕候様子粗相聞承知仕、誠ニ以氣之毒ニ奉存候、今般組頭共始一統不締ニ付相勤兼候趣被申候、依之恐多御願ニハ御座候得共、三左衛門之帰役御免被為仰付被下置候様御願申上度奉存候、乍併一旦不調法故、役義御取上之三左衛門如何御差支之義も有之訛御座候ハ、同人悴鉄次郎幼年ニ御座候得共、此者え被仰付被下置候共、右両様之儀御内慮御窺被下候様、組頭共始村中一統納得之上、私共え御頼候ニ付奉恐入候御窺ニハ奉存候得共、右兩人之内え被為仰付被下置候ハ、一村相続取締も付、一統納り方安堵仕候間、何卒厚御憐愍之御内慮御差図被成下置候様、偏ニ奉願上候以上

文政十三年寅十一月

馬籠村宿役人

## 御奉行所

天保三年三左衛門の復職が許され、この年から文書に二人の庄屋の連名がみえるようになった。

①庄屋外垣家 嘉永七年（一八五四）一〇月外垣範助が福島役所に提出した由緒書によると、先祖は美濃国齊藤義龍に仕え田口玄蕃と申す者で、永禄一〇年（一五五七）齊藤家没落後、木曾山口村に居住、伴牧野祢平次天正二年木曾義昌に仕え玉唱山の将となつたが病身となり、また山口村に住し、その子孫右衛門が慶長五年肝煎役に任命されたと記している。これを現存する資料に照合すると、次のとおりである。

外垣家由緒書記事		資料
先祖 田口玄蕃	永禄一〇年山口村に居住	田口平の地名あり、野下瀬に五輪塔一基がある。
二代 牧野弥平治	天正一二年木曾氏に仕え、後山口村に居住	慶長一六年諏訪神社棟札に名がある。
三代 牧野弥右衛門	慶長五年山口村肝煎に任命 右に同じ	

先祖田口玄蕃のことは文献はなく定かでないが、二区に田口平の地名があり、野下瀬に室町末期のものと思われる五輪塔一基がある。田口玄蕃に関係するものではないかと思われる。

二代牧野弥平次、三代牧野弥右衛門の名は、慶長一六年諏訪神社の棟札にあり願主である。札面の名の書順からみると、下代官松井善右衛門の次で同列であるから肝煎とみえ、二代弥平治はその下段であるから隠居の身であることがわかる。次の庄屋二代目六兵衛からは「山口村庄屋」と肩書がついて、神社札、文書に記載があるから問題はない。

一代	牧野孫右衛門	一六〇〇	慶長五	外垣家由緒書											
二代	牧野六兵衛	一六五二	承応元	慶長一六年諏訪神社棟札に牧野孫右衛門											
三代	牧野徳次郎	一六六九	寛文九	承応元年山口村米七〇俵拝借文書（楯庄屋覚帳）											
四代	牧野 善作	一六九三	元禄六	万治二年諏訪神社棟札に庄屋牧野六兵衛											
五代	牧野半三郎重紀	一六九四	元禄七	寛文九年馬籠村から山口村あて宗門地請証文に庄屋徳次郎											
六代	外垣半三郎兼重	一七〇八	宝永五	延宝元年諏訪神社棟札に庄屋牧野徳次郎											
七代	外垣半藏重賢 (後 三左衛門と改める)	一七〇九	宝永六	貞享五年諏訪神社棟札に庄屋牧野徳次郎											
八代	外垣鉄治郎重殊	一七三五	享保二〇	元禄六年正月坂下村あて宗門地請証文に庄屋半三郎											
九代	外垣三左衛門重永	一七三六	宝永六	享保一四年庄屋給米三石支給される											
一〇代	外垣範助紀重	一七七二	元文元	元文二年正月坂下村預林売渡証文に庄屋半三郎											
一一代	外垣賢十郎重鞆	一八〇〇	安永元	元文元年隠居、休一と号す、宝暦三年三月一五日没											
		一八〇〇	安永元	宝暦八年正月病身ニ付梓半藏ニ庄屋代役仰付られる											
		一八〇〇	寛政一二	宝暦八年父病身に付庄屋見習代役仰付られる											
		一八〇〇	寛政一二	安永二年庄屋役仰付られる											
		一八〇〇	寛政一二	天明六年三左衛門と改める											
		一八〇〇	寛政一二	寛政三年八重島仁左エ門より酒株二八株譲受酒造開始する											
		一八〇〇	寛政一二	寛政一二年八月屋敷地石垣築く。同年八月一日没											
		一八〇〇	寛政一二	寛政一二年九月庄屋役仰付られる											
		一八〇〇	寛政一二	寛政三年三月諏訪神社灯籠寄進											
		一八〇〇	寛政一二	文化三年九月庄屋役仰付られる											
		一八〇〇	寛政一二	文政四年罷免、島崎吉左衛門兼役庄屋											
		一八〇〇	寛政一二	天保三年再度庄屋役仰付られる											
		一八〇〇	寛政一二	嘉永二年三月一八日没											
		一八〇〇	寛政一二	嘉永二年五月八日没											
		一八〇〇	寛政一二	明治三年庄屋役仰付られる											
		一八〇〇	寛政一二	明治五年四月九日庄屋廃止され、戸長を置かれる											
		一八〇〇	寛政一二	山口村戸長となる											

②楯庄屋歴代 楯家は「正徳二年楯伝六萬覚」によると、三留野下屋楯惣左衛門が山口村に移り、万場の荒地を開墾して定着したと記しているが、年代ははつきりしない。二代目惣左衛門が万治元年（一六五八）庄屋に任命され以降世襲で明治に至った。

二代	楯藤十郎	一六六二	元禄五	寛文二	元禄五	寛文二	元禄五	寛文二	元禄五	寛文二	元禄五
一〇代	楯平左衛門保近 幼名繁太郎	一八七二	明治五、一	一八二二	文政五、一	一八二一	文政四	一八〇九	文化六	寛政七	天明二年正月二日没
九代	楯平左衛門 幼名安太郎	一八七二	明治五、一	一八二二	文政五、一	一八二一	文政四	一七八〇九	文化六	寛政七年四月一日没	天明二年正月二日没
八代	楯兵右衛門政茂	一七九五	一七九五	一七九五	寛政七	一七九五	寛政七	一七九五	天明二年二月庄屋役兼川並役	天明二年正月二日没	天明二年正月三日没
七代	楯平左衛門忠清	一七九五	一七九五	一七九五	寛政七	一七九五	寛政七	一七九五	天明二年二月庄屋役兼川並役	天明二年正月二日没	天明二年正月三日没
六代	楯惣左衛門親苗	一七八二	一七八二	一七八二	天明二	一七八二	天明二	一七八二	天明二年二月庄屋役兼川並役	天明二年正月二日没	天明二年正月三日没
五代	楯平左衛門親綿	一七三三	享保一八	一七三三	享保一八	一七三三	享保一八	一七三三	天明二年二月庄屋役兼川並役	天明二年正月二日没	天明二年正月三日没
四代	楯藤十郎	一七二三	享保一七	一七二三	享保一七	一七二三	享保一七	一七二三	天明二年二月庄屋役兼川並役	天明二年正月二日没	天明二年正月三日没
三代	楯伝六親秀	一六九二	元禄五	寛文二	元禄五	寛文二	元禄五	寛文二	天明二年正月二日没	天明二年正月三日没	天明二年正月三日没
二代	楯藤十郎	一六九二	元禄五	寛文二	元禄五	寛文二	元禄五	寛文二	天明二年正月二日没	天明二年正月三日没	天明二年正月三日没
一〇代	楯平左衛門保近 幼名繁太郎	一六六二	元禄五	寛文二	元禄五	寛文二	元禄五	寛文二	天明二年正月二日没	天明二年正月三日没	天明二年正月三日没

宜興十二年  
十一月  
山林村人  
王穀祥  
印

山口村庄屋署名

## 馬籠村庄屋

木曾の庄屋は、木曾氏の遺臣で村々に定着した者のうちから、由緒ある家柄の者が任命されたことは前項に述べたとおりである。馬籠村の庄屋島崎氏もその一人である。島崎家の祖監物重通は、木曾義昌に仕え馬籠砦の主将であったという。監物の子庄三郎重長は、豊臣秀吉の時世文禄二年に馬籠村下代官を勤めたという（島崎家譜島崎正樹編）。江戸時代には山村家が村々に私設代官を任じていて、『県史史料編卷六木曾』所収の「自元和四年至享保九年谷中宿村代官名前書」によると、馬籠代官は庄三郎・七郎右衛門・藤兵衛・弥右衛門・彦兵衛とあり、元禄一六年（一七〇三）に、萩原代官末木九太夫に交代している。右の人は島崎家累代の人であり島崎家譜と一致している。元禄一六年に末木九太夫に交代しているのは、彦兵衛の嗣子藤兵衛知通が元禄一〇年に没し、長女に養子右門七郎を迎えて、同一四年に彦兵衛没し、右門七郎が家督を継いだが、二年後の同一六年に右門七郎は没し、その嗣子仙十郎（後に吉左衛門勝房）一一歳にして幼年のため、下代官を勤めることが出来ず末木に交代した。一方庄屋は世襲制であつたから幼年でも家督を継ぎ、庄屋は後見役を置くことによつて庄屋は任命されたのである。この事情は次の文書によつてわかる。宝永六年二月付「谷中御免木緩和願」（県史史料編卷六所収）の村々庄屋の連署中に「馬籠村庄屋・問屋九郎兵衛」と記してある。庄屋は問屋兼職していたから、確める資料は見当らないが問屋原九郎兵衛と思われる。一方島崎家系譜の吉左衛門勝房に「宝永六年九月二十五日名古屋城御能拝見」の書入がある。宝永六年には仙十郎が一七歳になつてから、元服し吉左衛門勝房と改め、庄屋職で名古屋城お能拝見に招待されたと思われる。この後勝房の長子・次男が早世し、三男彦兵衛勝周が寛保三年に二一歳で家督したが、この際にも白木忠左衛門が後見役になつてゐる。馬籠村庄屋は島崎家が世襲して明治五年に及んだ。最後の庄屋吉左衛門重寛は庄屋廃止の後は「正樹」と改め、戸長を勤めた。馬籠村庄屋歴代は次のとおりである。

一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	島崎七郎右衛門重方	一六三九	
島崎吉左衛門重寛 幼名銀太郎・官之亟 明治五年正樹と改む	島崎吉左衛門重韶 隠居半六と改 俳号松涛園至徳 楨三郎	島崎吉左衛門重好 周次郎、範助 俳号積翠亭峩洲	島崎吉左衛門道賢 俳号鶴啼館文考	島崎七郎左衛門道賢 前名嘉吉	島崎彦兵衛勝周 喜伝次・豊之亟	島崎七郎兵衛儀房 前名嘉吉	島崎吉左衛門勝房 幼名仙十郎	島崎右門七郎重勝 重興養子中津川村 酒井伊左エ門男	島崎彦兵衛重興	島崎弥右衛門信通	島崎藤兵衛正道	島崎七郎右衛門重方	一六三九	
一八七二	一八六二	一八六九	一八四九	一八〇一	一七八九	一七八五	一七八四	一七四三	一七〇三	天和三・一〇	天和三・九	慶安三・七	慶安十六	
明治五、四	文久三	明治二、八	嘉永二、四	享和元、一	嘉永二、三	寛政九・八	寛政九・七	天明五・一二	寛保三・九	元禄一六・六	元禄一四・八	馬籠代官・庄屋・問屋	重長の長男	
明治五年平田篤胤の門に入る	庄屋・問屋	文久三年平田篤胤の門に入る	庄屋・問屋	文政四年と天保三年山口村兼帶庄屋勤む	庄屋・問屋	寛政三年湯舟沢に兼好法師の墓建る	庄屋・問屋	吉左衛門勝房の三男、享保七年生、二一歳にて家督 宝永六年九月二十五日藩主綱誠入部祝賀儀あり名古屋城御能拝見	庄屋・問屋	馬籠代官・庄屋・問屋	馬籠代官・庄屋・問屋	馬籠代官・庄屋・問屋	重方長男	
島崎吉左衛門重寛 幼名銀太郎・官之亟 明治五年正樹と改む	島崎吉左衛門重韶 隠居半六と改 俳号松涛園至徳 楨三郎	島崎吉左衛門重好 周次郎、範助 俳号積翠亭峩洲	島崎吉左衛門道賢 前名嘉吉	島崎七郎左衛門道賢 俳号鶴啼館文考	島崎彦兵衛勝周 喜伝次・豊之亟	島崎七郎兵衛儀房 前名嘉吉	島崎吉左衛門勝房 幼名仙十郎	島崎右門七郎重勝 重興養子中津川村 酒井伊左エ門男	島崎彦兵衛重興	島崎弥右衛門信通	島崎藤兵衛正道	島崎七郎右衛門重方	一六三九	

## 組

## 頭

庄屋の下に補佐役として組頭がおかれていた。組頭は「與頭」とも書く。これは「與」からきていい。江戸初期の村あて文書は「肝煎・惣百姓中」また「肝煎」と单独で、組頭が記していない。また村から奉行所あての文書は肝煎单独で組頭は記していない。そして後には肝煎が庄屋と名を換え、庄屋のほかに組頭・年寄・長百姓と呼ばれる第二の村役人がおかれるようになつたが、尾張藩領では組頭と呼ぶ。組頭がおかれたのは、幕藩行政が充実し村営上行政事務が増大し続けて、庄屋だけでは手がまわりかねるようになつたということからである。庄屋の日常的な実務を手分けして受け持つこともあった。主な役割は村役人寄合に参加して村の意志決定をおこない、村の公式文書に連署して連帶責任を負うことについた。

この地域の尾張藩領の村で公文書に庄屋・組頭の連署の初見は、裏木曾三カ村では慶安二年（一六四九）の新田検地帳で定員四名になつていて、木曽の文書では、岩郷村明暦三年（一六五七）白木取締請書に、庄屋・組頭四名、同村寛文一〇年二月の宗門取締請書、同年萩原村の定勝寺差出文書に組頭が連署している。これら木曽の文書には組頭一〇数名が連署している。山口村享保一七年の庄屋助役願にも一三名連署になつていて、木曽以外の尾張藩領

では定員四名が普通であるが、木曽の村では組頭がこのように多人数である。これは村内で構成している組の組頭全員が、村役人として村政に参与していたからである。これは、組ごとの草分の人達が中世以来有力農民として組支配をしてきたことに起因しており、利害関係の競合から全員が参加しなくては治りがつかなかつたことによると思われる。

また組頭の任期は、初期には年限の定がなく永年とも思われるふしがあるが、元禄年代ころから任期一〇年になり、後には四年が普通になつてくる。

山口村では一三組の組頭が、四人ずつ年番で勤め、外垣・楯両庄屋に二人ずつ付属していた。延享三年（一七四六）村方困窮となり、年番で勤めることが困難になつたとして、一三組の組頭を廃し村内から適任者四名を選んで任命することにした。一三年後の宝暦八年に、庄屋会所の実務はこれで差支えないが、一三組頭がなくては村方の用事に差支えるとして、前々のとおり一三組頭を立て、四人ずつ年番制に復したいと奉行所に左の願書を提出した。

一山口村組頭之儀延享三年迄拾三人御座候而、内四人宛年番ニ而御用等相勤來リ候處、同年村方困窮御願等仕候ニ付御吟味之上、右拾三人御潰御百姓之内ニ而四人組頭役被仰付、只今迄相勤來リ候處、御用等ハ間合候得共、村方用事等間合不申候故、此度御願申上候ハ先年之通拾三人ニ而相勤、内四人宛年番ニ御用等相勤候様ニ被仰付被下置候ハ、難有奉存候、則右拾三人組頭名并當時より相勤候者共、別紙書付ニ而指上申候間、御願之通被仰付被下置候ハ、難有奉存候右之通御願申上候間宜敷被為仰付被下置候ハ、難有奉存候以上

宝暦八年寅六月

御奉行所

山口村庄屋兩人

組頭四人

拾三人組頭之覚

与助

長右衛門

源十

當時より來卯二月迄相勤申候

治郎右衛門

惣兵衛

孫次郎

傳吉十郎

右同断

右同断

源右衛門

庄助

久助

又助

弥曾七助

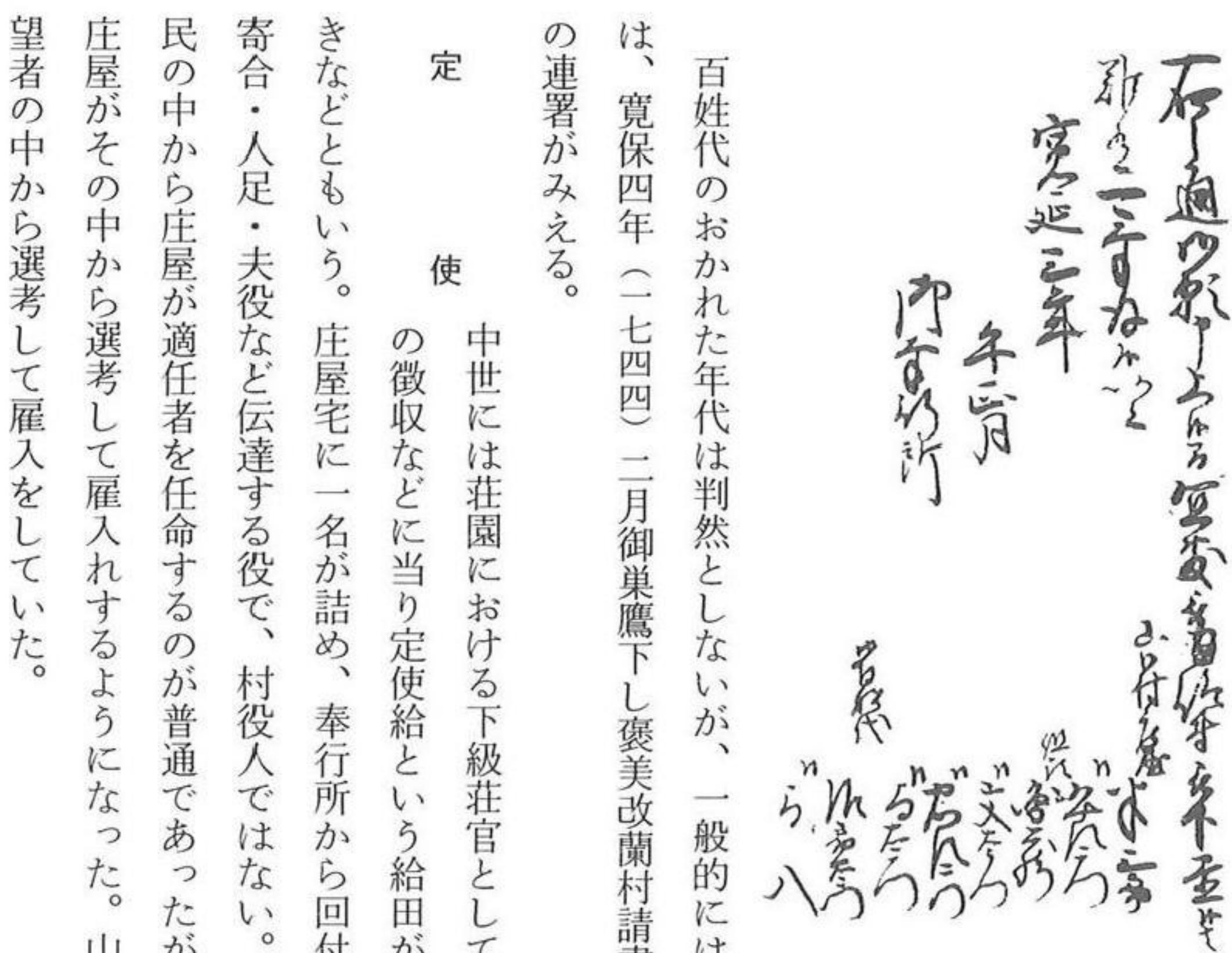
右之通御座候 以上

右願書のとおり、同年六月二九日次のとおり許可になつた。

以手紙申入候、其村組頭之儀十三年以前寅年より四人ニ而相勤候處、村用間合不申候間寅年以前之通拾三人ニ而年番ニ相勤度願之儀、願之通拾三人ニ相極メ當時より年番ニ四人宛相勤させ候様可申渡候

宝暦八年寅六月廿九日

これによつて宝暦八年から、延享三年以前の姿に復し、一三組の組頭中から四人ずつ年番で勤めることになつた。組頭に給与はなかつたが、庄屋引高と同じように年貢高に掛る課役など村方で負担していた。



山口村庄屋・組頭・百姓代連署

本百姓中より才幹のある者が選ばれ、年貢の小割・村入用の小割などに立会った。庄屋・組頭の村政運営を監視する役目を持ち、一般農民の発言権増大とともに登場した。

村では「百姓惣代」、宿では宿惣代といつた。公文書に庄屋・組頭・百姓惣代と連署し連帶責任を負った。無給が原則であった。定員は二名が普通であった。

百姓代のおかれた年代は判然としないが、一般的には享保以後といわれている。木曾の文書に百姓代が見えるのは、寛保四年（一七四四）二月御巣鷹下し褒美改蘭村請書、寛延三年（一七五〇）山口村組頭改定書に百姓惣代二名の連署がみえる。

**定使** 中世には莊園における下級莊官として莊園の預所に属し、領家と現地の莊官との間の連絡や年貢の徵収などに当たり定使給という給田が与えられていた。江戸時代では常使とも書き、定夫・あるきなどともいう。庄屋宅に一名が詰め、奉行所から回付されてくる触書や回状を次村に持送りしたり、村民に触・寄合・人足・夫役など伝達する役で、村役人ではない。村方より定使給が与えられるのが普通であった。定使は村民の中から庄屋が適任者を任命するのが普通であったが、定使給が与えられることがあって村民の希望者が多く、庄屋がその中から選考して雇入れするようになつた。山口村では外垣庄屋と楯庄屋宅に一人ずつおかれ、村内の希望者の中から選考して雇入をしていた。

宝暦八年二月山口村惣百姓中より庄屋にあてた「村方困窮ニ付願上奉リ候口上書」と題する要望書のうち、定使給に関する次の一条がある。

一定使之儀毎年村方より頼遣候処、二人之給米前年度ハ八俵から拾俵程、只今ハ拾四俵貳斗程入申候、近年ハ少々人名も書候者頼み遣候様こと申され候ニ付、給米なども段々と上り、定使極メの節、年により四五拾人より百人程迄も掛り百姓難儀ニ存奉候

これによると定使の給米は、以前は二人分で八俵から一〇俵程であったが、現在では一四俵二斗程になった。山口村では一俵は三斗八升入りであるから、一人分一石九斗が二石六斗八升になつたことになる。そして近年は自分の名前位書ける者ということで給米もだんだん上り、雇入れ時には村内の希望者が四、五〇人から一〇〇人程にもなり、選考が大変であるといつている。

また寛政四年の春には、田植と秋の取り入れ時には休暇にして欲しいと惣百姓中から申し入れがあり、止むを得ないとして休暇を与えることにした。同年の外垣庄屋留書に「定使札入披見いたし、原の与作と野中の半次に極め申し候」とあるから、定使の希望者が多数で選考に困り、入札によつて決定していることがわかる。

同一〇年一二月に、定使給米二人分一三俵（一人分二石四斗七升）に改定した。

馬籠村の定使給については、文化一四年の大黒屋大脇寿助記「宿村規矩細記録」中に、左のとおり記している。

定使定之事

一定使 壱人

この勤方給分

御米 壱石 旦那様より下され置候

金子 壱両 兩問屋より出し置申すべく筈

内式分ハ永代前金ニ出し申すべく筈

式分ハ春中ニ出し申すべく筈

右の通り相定申候処如件

元禄十年丑十二月  
(一六九七)

原三右衛門  
嶋崎彦兵衛

馬籠村中

右の証文蜂谷源右衛門方ニ先年預り有之候処、文政二年（一八一九）卯十一月我等方え預り申候、則當年迄百二十三年ニ相成申候

右によると馬籠村の定使は一名で、元禄一〇年（一六九七）に定使給が定まり、米一石を大旦那様（山村代官）により支給され、金子一両を兩問屋より支給された。

### 3 五人組

#### 五人組

江戸時代村の治安・行政の末端組織として、五人組が編成されていた。五人組は隣接する五戸を基準に組編成をしているが、家並や地形の都合によつて八戸・九戸に及ぶ組もあり、必ずしも五戸に限つてはいない。組員のうちから一名の長を選び、五人組長とした。組の呼称は長の名前を冠して○○某組と呼び、組員は○○某組の○○とか、○○某帳下○○と記している。年貢納入・治安維持・相互扶助・相互監察等、連帶責任の単位とした。

五人組の制度は、古代の五保制に発するともいわれるが、江戸幕府の五人組の始まりは、慶長二年（一五九七）三月豊臣秀吉の「御掟」とされている。治安維持のための相互監察として侍は五人、下人は十人組を編成させた。江戸幕府は慶長八年、京都において町人の間に十人組を作らせた。その後幕府が五人組制度を領内に施行させた時期は定かでないといわれるが、「寛永三年寅御巣鷹保護の定」の第二の附たりに「五人組は籠舎たるべき事」とある。（徳川禁令考一五七〇号）同一〇年八月一三日の「公事裁許定第一」に、「存命の内五人組之相断り」とみえる。

五人組制度が全国規模で幕領・譜代大名領に実施されたのは、寛永一〇年（一六三三）代とされる。同一八年五月二七日付、尾張藩国奉行より王滝村にあてた触書「定」に、キリシタン禁制相互監察、百姓の欠藩者防止を庄屋・組頭・十人組の責任とし、手落があったときには籠舎・過料に処すると規定している。このように寛永一〇年代には十人組が全国規模で実施された。また裏木曾三カ村では明暦二年、山林取締法度に十人組が請書を提出している。江戸初期には十人組編成であったことがわかる。

王滝村誌所収の「滝神宮当社留」に、寛文七年の宗門取締法度「末の二四か条」があり、この通達文に「此外も右の者共、所の百姓と五人組合仕り云々」とあり、村への新入者は五人組合に編入するようにならしている。同八年五月の「申の五か条」にも「五人組のうちキリシタンにこれあり、脇より顕われ候は云々」と、五人組を呼称している。以降の文書はいずれも五人組を呼称している。

十人組から五人組編成になつたのはいつか、このことがわかる次の文書がある。『濃飛両国通史上卷』に、尾張藩領美濃武儀郡上有知村役人書留中に「尾張藩古義」よりとして次の記事がある。「寛永十九年、承応二年御国奉行御法度書に十人組とこれあり、寛文元年七月面々知行百姓・町人五人組を定め、庄屋・町年寄油断なくキリシタ

ンの儀相改め候様仰せ渡さる」とみえる。この記事と前掲の王滝村文書の両方からみると、十人組から五人組になつたのは、寛文元年（一六六一）であることが知れる。

#### 五人組仕置帳

この帳は農民の守るべき事項を記した前書とこれを遵守すべきことを誓約した組合員の連署・連判からなつていて、五人組帳の前書は藩によつて違いがあり、「地方凡例」には五三条が掲げられている。尾張藩は天明三年（一七八三）、毎年の宗門改帳の奥書に五人組が連署連判するので、五人組合は宗門改帳のためにあると感違ひしている者があり、五人組合の根本精神が忘れられているとして次の通牒を発し、五人組仕置帳を徵した。

天明三年九月廿五日太田代官井田忠右衛門の触書

五人組之儀、古来より御定これあり、村々の根本に候処、宗門帳についての五人組合と存違の村役人もこれあり候に付、小百姓共の儀は猶更五人組合よりの儀、存ぜず様相成り候、依つて以来心得違これなき様、左の趣庄屋・組頭ならびに組合の者共、相心得申すべく候、小百姓共庄屋・組頭より入念心得違これなく様申含、五人組合の家々近隣にていたし申すべく候、

五人組合の者は常に親しく融和を図ること、法度に背した者が出たときは組合全員の落度とするとして、その連帶責任を負わせていて、法度の請書・質地証文・田畠の境の立合いや紛争の和解の立合など、村政や日常生活の上に重要な役割をもつようになつた。村民の日常生活の中に深いかかわり合いを持つていた五人組が、木曽谷中の村々の文書に、全くといつていゝ程見当らないのは意外に思える。木曽の村々の町村誌の中にも記事が見当らない。寛永以来尾張藩の通達文書のなかには、宗門取締に条項のほか、飢饉時の相互扶助を五人組に要求している。しかし村々の庄屋文書の中には「五人組」の呼称が出てくるのはほんのわずかで、目についたものに次のものがある。

湯舟沢島田庄屋宗門改帳の末尾に、「庄屋・組頭・五人組」と記してあるが、連署・請印が省略されているので実態は知ることが出来ない。

次に馬籠村「大黒屋日記拾壹番」嘉永二年六月一二日の条に山口村と山論記事があり、「山口村の百姓三〇〇人余が入会場所を始め控内まで入り込み草刈り取りし利不尽に付、五人組始めその外百姓を五、六人も差し遣し」とある。そしてその翌日一四日の条に「山口村草刈に一条に付、組頭弥八郎・五兵衛・宗右衛門、五人組孫助・久作山口村へ掛合いに罷り出る」とみえる。この記事によると馬籠村には五人組編成がされていたことがわかる。また「同日記拾七番」安政二年七月二六日の条に「山口村馬道の一件、五人組の者共相談納得の上、干草山刈り中与吉小屋馬道貸し遣候筈に相談す」とみえる。この様子からも五人組が村政の一端にかかわり合い参与していることがわかる。一方山口村の文書には五人組の呼称は一度も見当らないが、「十三組」の呼称が出てくる。十三組は部落を単位しており、「あそう組」「南野組」などと呼んでいる。またそのときどきの組頭名をもつて、「仁左衛門組（八重島組）」などと呼称している。